

事務連絡

内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

平成 26 年 7 月 2 日

特定秘密保護法施行準備室

### 特定秘密保護法施行令に対する質問への回答について

貴局の意見について以下回答いたします。

#### 質問

○省庁名等：内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

#### ○質問：

法案の協議時に確認されたとおり、当審査会委員及び職員は、特定秘密を利用する事が許容されるが、その際、当審査会委員及び職員は、特定秘密の取扱いの業務を行うのではなく、特定秘密を提供されたものとして、適正評価を受けることを要しないという理解でよいか。（別添資料参照）

#### ○回答

特定秘密保護法第 10 条第 1 項の規定により行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会及び事務局に特定秘密を提示した場合、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 9 条第 1 項の規定による業務において特定秘密を利用する情報公開・個人情報保護審査会の委員及び事務局の職員については適性評価を要しない。

## ○特定秘密の保護に関する法律に対する質問・意見

番号	省庁名	質問・意見	対象箇所	内容	回答	担当者
14	会計検査院	質問 第10条第3項	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定において、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、諮詢公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定により、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に對する職員が当該保有個人情報等を取り扱うことが許容されるが、これと同様に、本号の規定により審査会が特定秘密の提供を受ける場合に於は、當該提供の目的の範囲内で、審査会の各委員及び審査会の事務を担当する職員が特定秘密を利用することが許容されるという理解でよいか。	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会において、参考人（行政不服審査法第27条、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項）としての審査本部長から資料の提供を受ける場合が想定されるが、当該資料に特定秘密が含まれている場合の資料の提供については、どの規定で統一できるか。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]	
15	会計検査院	質問 第10条第2項	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会において、参考人（行政不服審査法第27条、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項）としての審査本部長から資料の提供を受ける場合が想定されるが、当該資料に特定秘密が含まれている場合の資料の提供については、どの規定で統一できるか。	「前項第1号に掲げる場合」である。 「前項第1号に掲げる場合」である。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]	
15	会計検査院	再質問	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会において、参考人（行政不服審査法第27条、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項）としての審査本部長から資料の提供を受ける場合が想定されるが、当該資料に特定秘密が含まれている場合の資料の提供については、どの規定で統一できるか。	「前項第2項である」とのことであるが、同項には「前項第1号に掲げる場合」、「同項第2号に掲げる場合」等が規定されているが、「同項第4号に掲げる場合」は規定されていないところ、法文上どのように読むのか。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]	
16	会計検査院	質問 第10条第3項	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定において、同項第1項第3号に掲げる場合（「内閣府等による情報公開・個人情報保護審査会に提出する場合」が、同項第4号に掲げる場合（会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する場合）が規定されていないのはなぜか。	適合事業者が特定秘密を提供することができる場合について、同項第1項第3号に掲げる場合（「内閣府等による情報公開・個人情報保護審査会に提出する場合」は規定されているが、「同項第4号に掲げる場合（会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する場合）が規定されていないのはなぜか。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]	
16	会計検査院	再質問	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項	「当該適合事業者が独立行政法人である場合において情報公開・個人情報保護審査会に提供するためであるが、第10条第3項の法文上どのように読みかねるか。また、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項の規定において諮詢公開など異なるのは会計検査院のみであるが、情報公開等の対象となる文書には、会計検査院において、省庁、機関、委員会、企業等から人手した文書が含まれている。また、同審査会の開設基準として、行政不服審査法第27条、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第4項に基づき、参考人から資料等を提出できることが規定されている。このため、同審査会の開設基準において、適合事業者（独立行政法人）として指定し、資料等の提出を依頼する場合はが想定されるが、当該資料等に特定秘密が含まれている場合に、第10条の規定では供を受けることができるか。	「適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとしてめぐらしで定める者」としては、合議制の構成員であつて、就任について國民の兩院の議法又は同意によることを必要とするもの（例えは、検査官や会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員会委員を想定している。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]
18	会計検査院	質問 第11条第7号	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員は、そこで定められる予定であるか。	本号において、「政令で定める者」とはどのような者を想定しているか。特に、検査官及び会計検査院の職員は、その職務の執行の権限の範囲内で、就任について國民の兩院の議法又は同意によることを必要とするもの（例えは、検査官や会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員会委員を想定している。	会計検査院法規整備法規第3係 氏名：北原 明智 TEL：[REDACTED]（直通） Mail：[REDACTED]	

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

平成26年7月2日

各府省庁担当者 殿

**特定秘密の保護に関する法律の施行準備について(第3次照会)**

現在、当室において、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）の施行準備を進めているところです。その一環として、これまで4月15日付事務連絡にいて各行政機関における特定秘密の指定を行う見込みの有無、6月9日付事務連絡において法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関についての政令案についての意見照会をしてまいりましたが、貴府省庁からも御協力を頂き誠に有り難うございました。

今後、本政令案の内容につき、当室として対外的な説明を行う必要があることから、御多用中誠に恐縮ですが、別紙記載例も参照しつつ、対外的に言及可能な範囲で貴府省庁において指定予定（提供を受ける予定のものを除く。）の情報の例を7月4日（金）1700までに御回答をお願いいたします。

(連絡先 : [REDACTED] 担当 [REDACTED] [REDACTED])

(別紙1) 記載例

(別紙2) 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関に係る部分の政令案

(別紙3) 事項の細目

別添 1

(記載例)

○○省

(例 1) ××のために収集した○○に関する情報

(例 2) ○○局××部（情報収集担当部局）の組織・人員

(例 3) ○○に対するサイバーテロを防御するための××に関する研究

※対外的に言及可能な範囲で具体的に記述をお願いします

第●条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院  
三 前条各号に掲げる者【注 檢察庁関係】

### 【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
    - (a) 自衛隊の訓練又は演習
    - (b) 自衛隊による情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)
    - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
  - b 自衛隊及びアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の軍隊（以下「米軍」という。）の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
  - b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
  - c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
  - b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究
  - c 自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- 武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の物の種類又は数量のうち当該

部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法  
(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

ト 防衛の用に供する暗号

我が国が用いるために作成された暗号 (外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 (b に掲げるものを除く。)

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの (当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 (b に掲げるものを除く。)

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの (当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途 (ヘに掲げるものを除く。)

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途 (外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定

秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

【別表第2号（外交に関する事項）】

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なものの
  - a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
    - (a) 国民の生命及び身体の保護
    - (b) 領域の保全
    - (c) 海洋及び上空等における権益の確保
    - (d) 國際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）
  - b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
  - a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
    - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
    - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
    - (c) 資産の移転の禁止又は制限
    - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
    - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
    - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
  - b 領域の保全のために我が国が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
  - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b

に掲げるものを除く。)

- b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c a 又は b を分析して得られた情報

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）ための措置又はこれに関する計画若しくは研究

- a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）
  - (a) 緊急事態の対処に係る部隊の戦術
  - (b) 重要施設や要人等に対する警戒警備
  - (c) サイバー攻撃の防止
  - (d) 大量破壊兵器関連物資の不正取引の防止

- b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）
- b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、  
計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供  
されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規  
定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置  
に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

**【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】**

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画  
若しくは研究

　a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究  
　　のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

- (a) 緊急事態の対処に係る部隊の戦術
- (b) 重要施設や要人等に対する警戒警備
- (c) サイバー攻撃の防止

　b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又  
　　はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において  
　　特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講  
　　ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する  
　　重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

　a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b  
　　に掲げるものを除く。）

　b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定  
　　秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずる  
　　こととされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

　c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

　ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、  
　　計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

　我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供  
　　されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規

定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

○関係省庁からの意見・質問への回答(施行令素案の叩き台の照会)

平成26年7月3日現在

	該当条文	質問事項	回答
1	第1条関係	「特定秘密の保護に関する法律」の法律番号は記載する必要はないのか。	今回の意見照会には、制定文を含めておりませんでしたが、御指摘の法律番号については制定文に記載する予定です。
2	第4条関係	第8条以降に「行政機関の長」の記載があるため、「以下同じ」である旨を付記する必要があるのではないか。	第8条から第12条まで及び第16条第1項第5号における「行政機関の長」は、規定上、指定を行うものに限られることが明らかであり、また、第13条以降の条における「行政機関の長」は、指定を行う行政機関の長に限られないため、不要と考えます。
3	第4条関係	「磁気ディスク」とあるのは、「電磁的記録媒体」とした方が技術の進展や変化に関わらず有効であり、好みいのではないか。なお、第6条でも電磁的記録との表記は使用されており、政令内での表記の統一を図る観点からも好みいと思料。	本条は、帳簿の作成に関する他法の用例を参考にしており、御指摘の技術の進展や変化による新たな記録媒体も含み得るものと考えております。
4	第5条関係	第4条が削除されたことより、指定の定義を示す必要があるのではないか。	関係省庁の御指摘等を踏まえ、指定の定義について修文することを検討しております。
	第6条関係	電磁的記録は、画面をスクロールしても常時表示されるべく特殊な技術を用いて表示するのか、あるいは文書や図画の右上等に画面又はテキストボックス等、既存の機能により作成し表示することとなるのか。	電磁的記録への表示の記録は、当該電磁的記録のうち特定秘密である情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、当該表示と共に認識できるようにすることが必要となります。このため、電磁的記録のうち特定秘密を記録する部分について、「既存の機能」により表示の記録をして頂くことが適切と考えます。
6	11条、 13条、 18条関係	前回の回答にあったように他の行政機関との受渡し等について協議で定めるとした場合、電子情報処理組織での伝達を含め幅広く認められてしまう。他方、令11条で内閣に提示する場合は詳細に定められているとおり、二重重ね、携行、施錠などは、特定秘密の屋外持ち出しの一般ルールとして考えることが適当と考えられるところ、各省庁間においての伝達方式については関係省庁間協議等に全て委ねることが妥当なのか(統一的な運用指針に、原則として伝達については11条の例に従う旨を規定するのか)。	各行政機関における特定秘密の物的保護措置のひな形を作成することを検討しており、その中で御指摘の特定秘密文書等の運搬の方法の制限についても規定することを検討したいと思います。

7	第13条関係	国家公安委員会が第13条第1項の「行政機関の長」である場合には、警察庁職員は同項第2号の「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」に含まれ得ると解してよろしいか。	国家公安委員会の庶務に関する事務をつかさどる部局の職員は、含まれ得ると考えております。
8	第13条関係	第13条第1項第2号の「管理」の具体的な内容について教示されたい。	別途お送りしている「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(素案の叩き台(改訂版))」、Ⅱ 1(5)に規定する事務等を想定しております。
9	第13条関係	第13条第1項の「規程」の策定に当たっては、内閣官房からモデル案等が示されるものと理解してよろしいか。	内閣官房において、各行政機関における物的保護措置のひな形を作成することを検討しております。
10	13条関係	13条においては、秘密保護に必要な措置について「～の制限」という形で列挙されているが、具体的方法については各行政機関の長が規程で定めるとなっているところ、この規程を制定するにあたってのモデル規程が各行政機関に提示されるという理解で良いか。運用基準案でも保護措置についての具体的な方法については特段記されていないところ、モデル規程が存在しない場合、政府一体的な秘密保護体制の構築に支障を生ずると考えるが見解を伺いたい。	各行政機関における特定秘密の物的保護措置のひな形を作成することを検討しております。
	第15条関係	第15条の規定は、民間事業者に適用する基準であり、各行政機関が行う当該基準の審査においては、政府として統一的な基準をもって実施することが適當と考えます。今後、統一的な基準を訓令のモデル規程等においてお示し頂きたく、この点について見解を伺いたい。	内閣官房において、各行政機関における特定秘密の物的保護措置のひな形を作成することを検討しており、その中で御指摘の基準についてお示しすることを含めて検討してまいります。
12	第15条関係	第15条の適合事業者は、特定秘密に係る契約を締結するに相応しい事業者か否かという観点から審査されるのであり、個々の契約毎に判断するようなものではないと考えられるところ、本条で規定する適合事業者の審査として、契約毎に審査を行う必要はないものと理解として良いか、見解を伺いたい。	契約締結時に第15条の基準を満たしていれば足り、必ずしも契約毎に審査を行うことは要しないと考えます。

13	第16条関係	<p>防衛省における装備品等の製造等の契約(以下「製造契約」という。)においては、製造契約の契約相手方以外の民間事業者を下請負として参画させる必要が生じることが想定されており、特定秘密の取扱いを含む場合においても同様である。</p> <p>特定秘密の取扱いを含む製造契約を行う場合に、下請負者に特定秘密を保有させ、又は提供する必要が生じたときに適切に特定秘密保護法等に定める手続きが実施できるよう、製造契約の契約相手方との契約の中に、あらかじめ製造契約の契約相手方が下請負者を参画させようとする際の手続きに関する定めを設けおくことは可能であるか、見解を伺いたい。</p>	<p>特定秘密の保護に関する法律及び同法施行令は、適合事業者との契約において御指摘の定めを設けることは排除していないものと考えます。</p>
14	第17条関係	<p>法第3条第2項の行政機関には、法第3条第1項ただし書きで規定する行政機関は含まれないと解されるため、第3条で規定する行政機関が行った「特定秘密の表示」の抹消又は表示を行う場合については、第6条第1号、第9条第2項、第12条第2項の規定を準用する旨の記載が必要ではないか。</p>	<p>有効期間満了の表示や指定解除の表示については、その方法についても規定することを検討しております。</p>
15	第18条関係	<p>第10号については、法第10条第1項第1号ロが該当すると思われるが、当該条項に掲げられたものに対し保護するために必要な通知、表示、その他必要に応じて行う保護の方法であるという理解でよろしいか。</p>	<p>政令案第18条に規定する措置は、法第10条の規定により、当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するための必要なものとして講じる措置です。</p>
16	第23条関係	<p>個人名の官報掲載はないと理解でよろしいか(第2項には個人名の記載はないが、個人名を記載した場合は、事情により空席となった場合に特定秘密に係る業務が滞る等、支障が生ずる恐れがあるため。)</p> <p>また、当該官職の代理の官職の設定は想定していないか。</p>	<p>関係省庁の御指摘等を踏まえ、御指摘の点は削除することにいたしました。</p>
17	附則 第5条関係	<p>内閣府本府組織令の一部改正により、行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)の改正の要否について、ご教示いただけます。</p>	<p>御指摘の政令の改正の要否については今後検討してまいります。</p>



す。

以前に一部の省庁には同内容の照会をしておりますが、今回は対外公表を前提としています。また、事項細目の該当部分も合わせてご教示下さい。

回答は記載例に従いワード等で作成した事務連絡の形式でお願いします。

なお、特定秘密の指定に当たる別表該当性の判断は、法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した「事項の細目」（別添3参照。なお、同「事項の細目」は後ほど各省庁に照会予定の「運用基準」に記載される予定のものです。）に該当するか否かにより行うものです。別添は運用基準の別表該当性を記載したものです。

7月後半に政令案についてはパブコメにかける予定ですのでその点もお知らせします。

\* \* \* \* \*

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

平成26年7月4日

内閣官房

特定秘密保護法施行準備室 御中

特定秘密の保護に関する法律の施行準備について（第3次照会）

外務省回答

お世話になっております。標記について別添のとおり回答しますので、よろしくお取り計  
らい願います。

連絡先：外務省大臣官房総務課

03-5501-8000（内線）

外務省

(例 1) 周辺国の核・ミサイル及びその他の大量破壊兵器問題に関する関係国との協力の内容（第 2 号イ b 該当）

(例 2) 我が国周辺海域において外国船が大挙して侵入・はいかいするなど切迫した状況における政府の対応方針（第 2 号ロ b 該当）

(例 3) 関心国における政府部内の要人の動向に関する情報（第 2 号ハ b 該当）

【法務省:回答】特定秘密に指定する情報の例について

百枝 亜由美 [REDACTED]

送信日時: 2014年7月4日 15:40

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【法務省\_公安審査委員会】特定秘密に指定する情報の例.jtd (21 KB)

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

[REDACTED]  
様

お世話になっております。

法務省大臣官房秘書課の百枝（ももえだ）です。

標記について、公安審査委員会分を別添のとおり提出いたします。

なお、事項細目の該当部分については、別表1ないし4の細目のいずれに当たるか、現時点では想定していないため、回答できません。

おって、入管分については、暫定版についても本日御提出が出来ず、申し訳ありません。

よろしくお願ひいたします。

法務省大臣官房秘書課

総務係 百枝（ももえだ）亜由美

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

TEL 03-3580-4111 (内線[REDACTED])

(直通)

E-mail [REDACTED]

## 特定秘密に指定する情報の例

### 公安審査委員会

破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により、公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の過程においては、審査及び決定の対象となる団体の性質や活動内容等により、当該団体及びその関係者から、防衛、外交情報等を含む特定秘密の保護に関する法律別表1ないし4に該当する情報を入手することが想定され得る。

**特定秘密保護法に関する照会について**

柳沼 朋弘 [REDACTED]

送信日時: 2014年7月4日 16:19

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

Cc:

添付ファイル: 総務省.jtd (21 KB) ; 260702 回答(消防庁).jtd (20 KB)

お世話になっております。

総務省大臣官房総務課 柳沼です。

標記について、添付ファイルのとおり、お送りいたします。

なお、そちらからの事務連絡に記載された「提供を受ける予定のものを除く」という条件がある場合、消防庁は該当なし、とのことです。

よろしくお願ひいたします。

柳沼 朋弘 (やぎぬま ともひろ)

総務省大臣官房総務課 審査調整第4係長

TEL: 03-5253-5090 内線: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [REDACTED]

Sent: Wednesday, July 02, 2014 4:08 PM

To: [REDACTED]

Cc: [REDACTED]

Subject: 特定秘密保護法に関する照会について

関係省庁 各位

お世話になっています。

別添のとおり意見照会しますので御多忙中恐縮ですが、御対応をよろしくお願ひします。（貴省にある外局についても含みます。）期限は7月4日17時までお願ひします。

以前に一部の省庁には同内容の照会をしておりますが、今回は対外公表を前提としています。また、事項細目の該当部分も合わせてご教示下さい。

回答は記載例に従いワード等で作成した事務連絡の形式でお願いします。

なお、特定秘密の指定に当たる別表該当性の判断は、法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した「事項の細目」（別添3参照。なお、同「事項の細目」は後ほど各省庁に照会予定の「運用基準」に記載される予定のものです。）に該当するか否かにより行うものです。別添は運用基準の別表該当性を記載したものです。

7月後半に政令案についてはパブコメにかける予定ですのでその点もお知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

事務連絡

平成26年7月4日

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 担当者 殿

総務省大臣官房総務課

総務省における特定秘密の指定予定の情報の例

総務省

在日米軍が使用する周波数に関する情報であって「Secret」として提供されているもの

(記載例)

消防庁

該当なし（提供を受ける予定のもののみ）

「特定秘密の保護に関する法律の施行準備について(第3次照会)」の回答について

送信日時: 2014年7月4日 16:22  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 指定情報例(公安庁).jtd (21 KB)

特定秘密保護法施行準備室 [REDACTED]様

お世話になっております。

標記の件につき、別添のとおり回答いたします。  
ご査収のほどよろしくお願ひします。

なお、別添の情報例は、別表第3号口a～c又は別表第4号口a～cに該当し得るものです。

公安調査庁 審理室 [REDACTED]

別添

公安調査庁

破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の調査により保有する情報（特定秘密の要件に該当するもの）

※対外的に言及可能な範囲で具体的に記述をお願いします

以上

## 【内閣官房回答】特定秘密保護法に関する照会について

大橋 瞳(総務官室・本室)

送信日時: 2014年7月4日 16:50

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

Cc: 鈴木 崇洋(総務官室・本室); 田原 太郎(総務官室・本室); 佐藤 太一(総務官室・本室)

添付ファイル: 260703拉致問題対策本部事務局回答.jtd (25 KB); 【事態回答】特定秘密施行準備(3次照会).docx (22 KB)

内調 [REDACTED] 様

お世話になっております。

内総の大橋と申します。

標記照会につきまして、別添のとおり回答いたします。

※なお、内調分につきましては、直接回答することです。

また、安保局分については、追って御提出いたします。申し訳ございません。

どうぞよろしくお願ひいたします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣総務官室 企画第1担当

大橋 瞳(おおはし むつみ)

Tel : 03-5253-2111 (内線)

(直通)

E-mail:

\* \* \* \* \*

差出人: 内調職員107 (内閣情報調査室)

送信日時: 2014年7月2日 16:08:01 (UTC+09:00) 大阪、札幌、東京

宛先: i 法令協議(内閣官房)(総務官室・本室); g 大臣官房総務課審査係(総務課);

[REDACTED]

CC: 内調職員281 (内閣情報調査室); 内調職員049 (内閣情報調査室); 内調職員089 (内閣情報調査室); 内調職員277 (内閣情報調査室); 内調職員003 (内閣情報調査室); 内調職員083 (内閣情報調査室)

件名: 特定秘密保護法に関する照会について

関係省庁 各位

お世話になっています。

別添のとおり意見照会しますので御多忙中恐縮ですが、御対応をよろしくお願いします。(貴省にある外局についても含みます。) 期限は7月4日17時までお願いします。

以前に一部の省庁には同内容の照会をしておりますが、今回は対外公表を前提としています。また、事項細目の該当部分も合わせてご教示下さい。

回答は記載例に従いワード等で作成した事務連絡の形式でお願いします。

なお、特定秘密の指定に当たる別表該当性の判断は、法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した「事項の細目」(別添3参照。なお、同「事項の細目」は後ほど各省庁に照会予定の「運用基準」に記載される予定のものです。)に該当するか否かにより行うものです。別添は運用基準の別表該当性を記載したものです。

7月後半に政令案についてはパブコメにかける予定ですのでその点もお知らせします。

\* \* \* \* \*

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

内閣官房拉致問題対策本部事務局

(例) 拉致被害者及び拉致の可能性が排除されない者の安否に関する情報のうち、外国政府又は国際機関から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）。

事務連絡  
26.7.4

内閣官房特定秘密保護法  
施行準備室担当者 殿

内閣官房副長官補（事態）付担当

特定秘密の保護に関する法律の施行準備について（第3次照会）  
(回答)

標記について、別紙のとおり回答する。

別 紙

(事態室)

(別表第1号ト、第3号ニ、第4号ニ)

- ・通信に用いる暗号

(別表第2号ロ)

- ・事態対処のための措置

ただし、特定秘密の指定については、他の秘密類型の検討状況を踏まえつつ、更なる検討が必要。

無題

【防衛省回答】特定秘密保護法に関する照会について

送信日時：2014年7月4日 16:51

宛先：内調職員107（内閣情報調査室）

CC:

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 [REDACTED]様

お世話になっております。

防衛省文書課法令審査の[REDACTED]と申します。

標記の件について、別添のとおり回答いたします。

よろしくお願ひいたします。

※※※※※※※※※※※※※※※

防衛省 大臣官房文書課（法令審査）

[REDACTED] TEL 162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線[REDACTED])

FAX [REDACTED]

Mail [REDACTED]

※※※※※※※※※※※※※※

## 法別表細目第1号

### イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

#### (a) 自衛隊の訓練又は演習

例：自衛隊の訓練のシナリオ、自衛隊の訓練の結果に基づく能力の見積り

#### a (b) 自衛隊による情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）

例：自衛隊による警戒監視活動の計画及び行動

#### (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

例：防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号。以下「防衛諸計画訓令」という。）

第18条の規定に基づき作成された防衛、警備等に関する計画

自衛隊及びアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の軍隊（以下「米軍」という。）の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するためbに講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：「日米防衛協力のための指針」に基づく計画検討作業の内容、米軍の運用に関する情報

### ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

#### a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

例：防衛省・自衛隊が電波情報収集機器を用いて収集した情報

外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：米国政府が作成した他国の軍事動向を分析した情報

#### a 又は b を分析して得られた情報

例：防衛省・自衛隊で作成された分析資料

### ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）

例：防衛省・自衛隊の情報の収集計画

### 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備 a に関する方針

例：防衛諸計画訓令第8条及び第9条の規定に基づき作成された統合中期防衛構想

#### b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

例：防衛計画の大綱の策定の資とするための自衛隊の能力見積り

#### c 自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

例：防衛省と米国国防省とが実施した自衛隊と在日米軍の能力の見積りや研究

### ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

例：情勢緊迫時に自衛隊艦艇が搭載する誘導弾の数

### ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：通信網の構成や通信方法

### ト 防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

例：自衛隊の部隊間の通信で用いる暗号

### チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）

#### a 例：潜水艦の安全潜航深度や水中航続時間、戦闘機のレーダー反射面積、誘導弾の最大探知距離やロックオン距離

武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

#### b 定密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：自衛隊の航空機の機種選定のために外国の政府から提供された航空機の性能に関する情報

### リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）

例：潜水艦の構成品の製作方法

武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は

試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：外国の政府等から提供された誘導弾の検査方法に関する情報

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において本法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

例：外国の政府等から提供された施設の防護性能に関する情報

**情報の例について**

送信日時: 2014年7月4日 17:14  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
Cc:

内閣官房  
特定秘密保護法施行準備室  
様

いつもお世話になっております。  
当省の窓口に意見照会のありました件について、  
当課より先ほど連絡しましたので、おって回答のご連絡が行くと思います。  
なお、先ほど[ ]様宛てにご連絡しましたが、ご調整中とのことで、  
[ ]様にお伝えしましたが、防衛省においては指定予定のものではなく、  
現時点において防衛秘密に指定されている情報の例としてご回答しております。

また、情報の例について2点ほどご連絡がございます。

■イ b の例 今回のご回答では、以前よりご調整させていただいたおりました具体例の内容から、  
(平成9年9月23日)を削除しております。

■イ a (c) の例の「防衛諸計画の作成等に関する訓令」・ニ a 「防衛諸計画訓令」について、  
両者とも同じ訓令ですが、

[ ]  
情報の例として対外的にご説明される際には、ご注意いただけますようお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

---

防衛省防衛政策局調査課  
情報保全企画室

tel : 03-3268-3111  
e-mail : [ ]

---

無題

RE: 【照会（7月4日（金）15:00〆切）】特定秘密保護法に関する照会について

丹 参仁（国家安全保障局）

送信日時：2014年7月4日 18:01

宛先：内調職員107（内閣情報調査室）

CC：佐藤 太一（総務官室・本室）；大橋 瞳（総務官室・本室）；小出 智博（国家安全保障局）

内調 [REDACTED] さま

お疲れ様です。国家安全保障局の丹です。

標記について、添付のとおり回答いたします。

遅くなり申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

国家安全保障局 丹

【機密性 2 情報】

国家安全保障局

国家安全保障会議の議事の記録

事務連絡  
平成26年7月4日

内閣官房特定秘密保護法施行準備室担当者 殿

大臣官房総務課審査係

特定秘密の保護に関する法律の施行準備について（回答）

平成26年7月2日付け事務連絡により照会のありました標記について、以下のとおり回答します。

内閣府

準天頂衛星システムの公共専用信号に関する事項（別表第1号トに該当）

（本件連絡先）

大臣官房総務課審査第2係

野村、吉田

TEL:

無題

【規制庁】特定秘密保護法に関する照会について  
谷川 泰淳 [REDACTED]  
送信日時：2014年7月4日 19:18  
宛先：内調職員107（内閣情報調査室）  
CC：小林 祐紀；鈎持 尚太；谷川 泰淳

内閣官房特定秘密保護法施行準備室 [REDACTED]様 ←原子力規制庁 長官官房総務課 谷川拝

お世話になっております。  
大変遅くなってしまい申し訳ございません。標記件につきまして、以下の通り回答いたします。

**原子力規制委員会**

外国の原子力規制機関等から提供されるサイバーテロ情報などの核物質防護に関する情報であって、当該外国の機関等において特定秘密保護法の措置に相当する措置が講じられているもの

(記載例)

○○省

- (例1) ××のために収集した○○に関する情報
- (例2) ○○局××部（情報収集担当部局）の組織・人員
- (例3) ○○に対するサイバーテロを防御するための××に関する研究 ※対外的に言及可能な範囲で具体的に記述をお願いします

どうぞよろしくお願いします。

=====

**原子力規制委員会**

**原子力規制庁**

長官官房 総務課 総括係

谷川 泰淳

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

六本木ファーストビル 4階

TEL: 03-5114-2114（直通）、[REDACTED]（内線）

FAX: 03-5114-2173

E-mail: [REDACTED]

=====

<経済産業省回答>特定秘密保護法に関する照会について

入江 奕 [REDACTED]

送信日時: 2014年7月4日 20:41

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【経済産業省回答】260702意見照会.xlsx (22 KB)

施行準備室 [REDACTED] 美

平素より大変お世話になっております。

標記の件につきまして、締切りを大幅に超過し大変恐縮ではございますが、標記照会につきまして、別添の通り提出いたします。

なお、何度かお電話にて御相談させていただきましたが、4月に施行準備室に提出した想定例から、当省が提供を受ける予定のもの及び指定の可能性があるために登録しているものを除き、指定の可能性が高いもののみを記載させていただくことといたしました。

網羅的なものとはなっておりませんので、その点御承知置きいただければ幸いです。

以上御査収の程よろしくお願ひいたします。

-----  
経済産業省 大臣官房総務課

入江 奕 (いりえ しょう)

TEL: [REDACTED] (直)

FAX: [REDACTED]

Email: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [REDACTED]; [REDACTED]

Sent: Wednesday, July 02, 2014 4:08 PM

Subject: 特定秘密保護法に関する照会について

関係省庁 各位

お世話になっています。

別添のとおり意見照会しますので御多忙中恐縮ですが、御対応をよろしくお願ひします。（貴省にある外局についても含みます。）期限は7月4日17時までお願ひします。

以前に一部の省庁には同内容の照会をしておりますが、今回は対外公表を前提としています。また、事項細目の該当部分も合わせてご教示下さい。

回答は記載例に従いワード等で作成した事務連絡の形式でお願いします。

なお、特定秘密の指定に当たる別表該当性の判断は、法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した「事項の細目」（別添3参照。なお、同「事項の細目」は後ほど各省庁に照会予定の「運用基準」に記載される予定のものです。）に該当するか否かにより行うものです。別添は運用基準の別表該当性を記載したものです。

7月後半に政令案についてはパブコメにかける予定ですのでその点もお知らせします。

\* \* \* \* \*

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

**指定が想定される事柄**

戦略防衛構想における研究に係る日本とアメリカ合衆国との間の技術交流に関する情報

自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)第96条の2に規定する防衛秘密

我が国政府又は民間事業者等が海外政府又は民間事業者等との間で国際協力を行う場合等において、相手国と我が国との間で相互に提供される情報であって、当該情報の保有国が安全保障上の理由により協定等に基づき相手国にも同等の保護を要求する情報。

(想定例) 国際協力の対象物(航空機等及びその部品)の材質、仕様(周波数等)、性能等

**○ロケット関係**

(ロケット等に係る秘密保全指針(平成15年7月30日情報保全関係省庁連絡会議)第23条の規定に基づきロケット関係機関等から提出された書類)

(1) 経済産業省が保有する民間事業者による機微情報の管理状況に関する資料(当省による立入検査のチェックリスト、立入検査結果(電子媒体))

我が国の安全保障の観点から将来的に機微な品目の輸出規制等を企画し、外国政府と調整する場合において、民間企業等から収集する具体的な技術基準や貨物の仕様の測定方法等に関する情報より具体的には、安全保障の観点から輸出管理を行う貨物及び技術に係る国際的な調整や規制の実施に必要となる、炭素繊維、工作機械、電子機器等のうち高度な汎用品の設計、製造又は使用に関する情報

## 【法務省:回答】\_特定秘密に指定する情報の例について

百枝 亜由美 [REDACTED]

送信日時: 2014年7月7日 13:34

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【法務省入管局回答】特定機密保護法に関する照会[1].jtd (42 KB)

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

[REDACTED]様

お世話になっております。

法務省大臣官房秘書課の百枝（ももえだ）です（送信取扱：佐藤）。

標記について、提出が遅れおりました分について、別添のとおり提出いたします。

事項細目の該当部分については、

特定秘密の指定に係る法別表に掲げる事項の「別表第2号のイのa (b) 及び (c)」及び「別表第4号のロのa, b, c」

です。

なお、先ほど送付いただいた公安審査委員会の回答の修正案についてお伺いしたいことがありますので、ご連絡をお願いします。

よろしくお願ひいたします。

法務省大臣官房秘書課

総務係 百枝（ももえだ）亜由美

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

TEL 03-3580-4111 (内線

[REDACTED] (直通)

E-mail [REDACTED]

特定秘密保護法に関する照会に対する回答について

平成 26 年 7 月 7 日  
入 国 管 理 局

特定秘密保護法第 3 条第 1 項の規定に基づき特定秘密の指定を行うことが見込まれる情報例は下記のとおりである。

記

出入国管理に資するために収集した情報のうち、領域の保全や我が国に対するテロ活動の防止に関する事項についての情報

事務連絡

内閣官房担当官 殿

平成26年7月7日

警察庁

「特定秘密の保護に関する法律の施行準備について」に対する回答

警察庁においては、特に別表第3号、第4号に該当する事項について、特定秘密に指定することを考えているが、現時点においては内閣官房情報調査室が作成しようとしている運用基準等を勘案しながら、いかなる情報を特定秘密に指定すべきか検討しているところであり、具体的に指定を行う情報についてお示しすることは困難である。

ただ、一般的に申し上げれば、指定が考えられる情報としては、例えば、特殊部隊（S A T）による被疑者の制圧・検挙等の戦術に係る情報や、外国による対日諜工作やテロ組織等による活動に係る情報、提供元の外国の政府等において特に秘匿を要するとされている情報といったものが考えられ、こういったものの中で、我が国の安全保障の観点から特に秘匿を要するものについて特定秘密に指定することになるものと考えている。

国家公安委員会においては、その所掌事務上、警察庁と同内容の特定秘密を指定することが考えられるが、現時点においてはいかなる情報を特定秘密に指定すべきか検討を行っているところであり、具体的に指定を行う情報についてお示しすることは困難である。

## ＜経済産業省エネ庁部分追加回答＞特定秘密保護法に関する照会について

入江 翁

送信日時: 2014年7月8日 12:57

宛先：內調職員107（內閣情報調查室）

添付ファイル:【経済産業省回答:工査部部分】260702意見照会.xls (32 KB)

施行準備室

お世話になっております。

対応が遅くなり誠に恐縮ではございますが、  
御指摘いただいたエネボ部分につきまして、別添の通り提出いたします。

パスワードは金曜に御提出したファイルと変更しておりません。  
よろしく御査収下さい。

経済産業省 入江

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [REDACTED]  
Sent: Monday, July 07, 2014 7:59 PM

To: 入江 瑞

卷之三

経産省 入江様

経産省 入江様

お世話になっています。

当室として照会した際は、提供を受けるのみでは、当該行政機関に指定権を付与する必要がないとの批判を受けることを見越し、「提供を受ける予定のものを除く」と限定しておりましたが、提供しか受けずに独自に指定する予定がない行政機関が複数あつたために、このままでは当方が根回しの際に指定する行政機関と政令で規定しているにもかかわらず、指定する見込みの情報が現時点ではない又は検討中であるとの説明をせざるを得ず、それを避けるために提供を受けることしか想定しない行政機関については個別に相談して提供を受ける特定秘密を登録していただき、実際に登録していただきました。

他省庁との並びについては、提供を受けることしか想定していない行政機関については、行政機関の会議体や衛星情報等、そもそも提供を受けることを前提にしている情報を登録していただいている。また、会議体や衛星情報については提供元が登録していない場合でも提供先だけ登録している場合もあります。

以上の経緯を踏まえてご検討いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

## 內閣官房特定秘密保護法施行準備室

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

差出人：入江 稔

送信日時：2014年7月7日 19:36

宛先：内調職員107（内閣情報調査室）

件名: RE: <経済産業省回答>特定秘密保護法に関する照会について

平成26年7月8日

経産省より文部

指定が想定される事柄

自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)第96条の2に規定する防衛秘密

安全保障会議設置法(昭和61年5月27日法律第71号)第8条の規定に基づき設置される内閣安全保障会議事態対処専門委員会に関する事項のうち、秘密保全の必要が特に高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報(弾道ミサイル対処要領等)

2014年7月11日 準備室 → 各省庁

取扱注意

## 運用基準の素案の叩き台への関係省庁からのコメントと反映状況

平成26年7月10日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
<b>I 基本的な考え方</b>				
1	策定の趣旨			
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項			
(1)	拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重			
(2)	情報公開法と公文書管理法の適正な運用			
3	特定秘密を取り扱う者の心構え			
<b>II 特定秘密の指定</b>				
1	指定の要件	第3条第1項及び別表		
(1) 別表該当性	別表	現在案では、「別表該当性の判断は、以下のとおり別表に掲げる事項の(以下略)」とあるが、正確性を期すため「別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の(以下略)」と修正することが適当と考える。 また、今後、内閣官房で策定されるモデル規程などで、特定秘密の指定に関する具体的な判断を領等を示される予定があるかご教示頂きたい。	● II 1の柱書きにおいて、既に「当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること(別表該当性)」と明記していることから、原案を維持したい。 ● 御指摘のような事項をモデル規程において定めることは現時点で想定していない。	
		別表該当性を判断する細目ごとの行政文書ファイル等の保存期間満了時における移管又は廃棄の判断の考え方(基準)如何。もし検討中であるならば、整理された時点で早めに示されたい。	● 特定行政文書についても公文書管理法に基づき、移管又は廃棄の判断を行うものと考えており、事項の細目をレコードスケジュールの設定の一つの判断基準とするようなことは検討していない。	
		「特定行政文書についても公文書管理法に基づき、移管又は廃棄の判断を行うものと考えており、事項の細目をレコードスケジュールの設定の一つの判断基準とするようなことは検討していない。」とのことだが、それならば、そもそも特定秘密が記録された文書の保存期間満了時における移管・廃棄の基準についてどのように考えているのか。	● 特定行政文書についても公文書管理法に基づき、移管又は廃棄の判断を行うものと考えており、当該判断に当たっては、通常の行政文書と同じく、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日閣議決定)等の基準に従って行うこととなる。	
		現時点において公文書管理法の体系の対象となっている文書群(例えば、特別管理秘密から特定秘密に移行するもの)についても特定秘密保護法の施行に向けて精査が必要だと考えるが、同法の施行により新たに公文書管理法の体系の対象となる「防衛秘密」についてはどうなるのか。	● 御指摘の防衛秘密を記録した文書についても、特定秘密保護法施行に伴い、特定秘密を記録した文書として公文書管理法の適用対象となるため、既に作成されている文書については、精査の上、行政文書の管理に関するガイドライン等の基準に従って、新たに保存期間及びレコードスケジュールを設定することとなると考えられるが、いずれにせよ、防衛省が対応するものと考える。	
		【別表第2号(外交に関する事項)】ハ6について 外国政府において講じられるとする「相当の」措置について、相当性の確認は主務大臣が判断するとの理解でよいか。	● 行政機関の長が行う。	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(2) 非公知性	第3条第1項	<p>本項目には、「当該情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認める場合には、たとえ我が国が政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」とある。</p> <p>しかしながら、意図せずして報道機関に収集された情報または報道機関に漏洩した情報（いわゆるリークやスクープされた情報）が、右報道機関を通して公表された場合、当該情報が直ちに特定秘密の指定要件を満たさなくなるとの整理は不適切であると思料する。（たとえば日本が外国政府等を行っている交渉それ自体やその交渉内容が特定秘密に該当し得る場合、当該情報は、右情報が報道機関に公表されたとしても、なお特定秘密として秘匿すべき情報である場合も存在すると考えられ、また、報道機関が入手した情報が政府保有の特定秘密の一部分にしか該当しない、あるいは正確性に問題があるなど、「非公知性」の基準で明確に判断することが困難な境界事案も想定される。）以上を踏まえ、「非公知性」の要件に「報道機関」を入れることにつき、その書きぶりを含めて整理・再検討願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日本が外国政府等と行っている交渉それ自体やその交渉内容が特定秘密に該当し得る場合、当該情報は、右情報が報道機関に公表されたとしても、なお特定秘密として秘匿すべき情報である場合」とあるが、特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関により公表されていると認める場合には、「公になっていないもの」との要件を満たしているとはいえない。他方、「報道機関が入手した情報が政府保有の特定秘密の一部分にしか該当しない、あるいは正確性に問題がある」とあるが、特定秘密である情報と同一性を有する情報が公表されていると認められないときは、「公にならないもの」との要件は依然として満たされていることとなる。</li> </ul>
			<p>「同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認める場合には、たとえ我が国が政府により公表されていなくても、本要件を満たさない」とされている点について、我が国政府や外国の政府による公表が行われていない中で、情報漏えい等により報道機関による記事の掲載があった場合、その報道のみをもって「非公知性」を欠くかのように理解しうるところ。情報漏えい等による記事の掲載があったからといって直ちに秘密指定を解除することは適切ではなく、個々の事例に則して慎重に判断されるべきものと考えており、このような趣旨が非公知性の判断の基準の中において明確になるよう修正等を行うべく検討願う。（米国政府の秘密指定においては、同一又は類似の情報が権限のない開示の結果として、秘匿情報を自動的に解除してはならない（注）とのルールが存在すると承知しており、このような米国のルールも参考になるものと考える。）</p> <p>（注）米国情報保全監督局のブリーフィング中、以下の記述あり。 Classified information shall not be declassified automatically as a result of any unauthorized disclosure of identical or similar information.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関により公表されていると認める場合には、「公にならないもの」との要件を満たしているとは言えないこととなるが、これは自動的に解除されるというわけではなく、行政機関の長による慎重かつ速やかな判断に基づいて行われるものである。</li> </ul>
			<p>【修文案】下線部の追記： 当該情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表され、それを認めたとしても我が国が安全保障に著しい支障を与えるおそれがないと判断されるていると認定する場合には、たとえ我が国が政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。</p> <p>（理由） 意図せずして報道機関に収集された情報または報道機関に漏洩した情報（いわゆるリークやスクープされた情報）が、右報道機関を通して公表された場合、当該情報が直ちに須く特定秘密の指定要件を満たさなくなるとの整理は不適切であると思料する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たとえ適正でない方法であったとしても、特定秘密である情報と同一性がある情報が報道機関等により公表されていると認定される場合には「公にならないもの」との要件を満たしているとはいえないことから、原案を維持したい。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>現行の案においては、我が国政府や外国の政府による公表が行われていない中で、情報漏洩等により報道機関による記事の掲載等があった場合、その報道のみをもって「非公知性」を欠くかのように理解しうるところであり、情報漏洩等による記事の掲載があったからといって直ちに秘密指定を解除することは適切ではないと考える。この点については、自動的に解除されるというわけではなく、行政機関の長による慎重かつ速やかな判断に基づいて行われるものであるとの回答を頂いているが、この行政機関の長による判断の基準を明確にする観点から、たとえば、以下のように修正することにつき検討願いたい。</p> <p>(修正案) 報道機関、外国の政府その他の者により適正な方法により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たとえ適正でない方法であったとしても、特定秘密である情報と同一性を有する情報が報道機関等により公表されていると認定される場合には、「公になっていないもの」との要件を満たしているとはいえないことから、原案を維持したい。</li> </ul>
(3) 特段の秘匿の必要性	第3条第1項		<p>現在の運用基準の素案の叩き台では、事態の例示と我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ、のみしか記されていないことから、実際に特定秘密保護法の運用をして行くに当たり、各担当課において、安全保障に著しい支障を与えるおそれ、の判断が非常に曖昧となり、特定秘密の指定等に係る起案文書等の作成に支障を来すおそれがあると考えられる。さらに、現在の運用基準の素案の叩き台そのものだけでは、影響の中身の軽重(外交戦略の手の内、軍事装備能力、信頼関係)、影響範囲、影響時間、影響の決定的要素といった点が含まれ得るか否かについては、外部からは識別が困難であると思料される。そのため、「安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるか否か」の後に、例えば、「安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるか否かについて、当該情報の軽重、影響範囲などを考慮し、行うものとする」のように例示の形ででも判断要素と示すことが必要なのではないか(形式にはこだわらないので別書き、注書きのような形でもかまわない。)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本要件は、特に各行政機関において、専門的・技術的要素を含め多様な要素を総合的に判断することが必要なものであるため、予め画一的な基準をお示しすることが非常に困難であることを御理解いただきたい(なお、情報保全諮問会議委員からの御指摘を踏まえ、表現ぶりを修正している。)。</li> </ul>
			<p>II 1(3)について、貴室における[総合的な判断]という部分は理解できるので、「安全保障に著しい影響を与えるか否かについて、当該情報の軽重、影響範囲などを総合的に判断し、行うものとする」としてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回回答したとおり、本要件は、特に各行政機関において、専門的・技術的要素を含め多様な要素を総合的に判断することが必要なものであるため、予め画一的な基準をお示しすることが非常に困難であることを御理解いただきたい。</li> <li>● なお、御提案の「軽重」「影響範囲」という文言は抽象的に過ぎ、例示としての機能も多くを期待できるとはいえない一方、同趣旨をより厳密に書くとすれば冗長に過ぎる表現となりかねないため、原案を維持したい。</li> </ul>
			<p>下記のとおり疑問があるので、「特段の秘匿の必要性」に関し、特に他の秘密類型(特別管理秘密など)との違いが明らかになるような表現を盛り込んでいただきたい。</p> <p>・特定秘密については、特別管理秘密に比して、定義上(別表該当性の有無のほか)「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える」との要件があり、運用基準(素案)において具体的な基準を示そうとしているものと承知している。</p> <p>・一方、「特別管理秘密」は「国の安全、外交上の秘密その他国の重大な利益に関する事項であつて、~特に秘匿することが必要なもの」と規定されているところ、その多くが「その漏えいが我が国の安全保障に著しい影響を与える」ものに該当するとも考えられ、「特別管理秘密」と「特定秘密」を実務的に区分する際に困難が生ずると考えられる。</p> <p>・以上から、特に現行特別管理秘密として指定されているもののうち、「特定秘密として指定すべきもの」と「特別管理秘密に留め置くべきもの」との差異が可能な限り明らかになるよう、運用基準上の表現に御留意いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「安全保障」は、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するとされているところ、本法においては、「国の存立に関わる」という文言によって、一般的な意義における安全保障よりも限定的なものとしている。ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」を指すところ、「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、その意義は「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること」をいう。</li> <li>● 以上を踏まえ、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、(中略)特に秘匿することが必要なもの」である特別管理秘密よりも、特定秘密に指定される情報の範囲は狭くなるものと考える。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
		<p>我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある事態の例示について、これらの主旨をより明確にする観点から「今後の情報収集活動等に支障が生じる」を「今後の我が国の情報収集活動又は当該国の政府との安全保障協力等に支障が生じる」に修正願う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえて、修正。</li> </ul>	
(4) 留意事項		<p>「指定される情報の範囲が明確になるよう努める」とあるが、具体的には何をすることとなっているか。予め各省が指定する範囲を公開することも想定されるのか。複数の行政機関が外政府から同じ特定秘密をそれぞれ提供された場合において、指定の範囲の書きぶりが統一されていないと、情報公開にあたって指定されているものが同じ情報であることがわからず問題とならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的には、II 2(3)にあるとおり、「(〇〇を含む。)」「(〇〇を除く。)」という表現を用いることなどにより、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにすることを想定している。</li> <li>● 御指摘のような場合において、提供を受けた複数の行政機関が特定秘密保護法第20条の規定に基づいて当該情報の指定について協議を行うことも考えられる。</li> </ul>	
		<p>II 1(4)の回答中「御指摘のような場合において…第20条の規定に基づき協議を行うことも考えられる」とあるが、法第20条は、漏洩防止のための相互協力であるところ、質問中の「情報公開」という観点で見た場合、同条を用いて協議を行うことはできるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密である情報の指定に係る協議であれば、特定秘密保護法第20条に基づいて協議を行うことも差し支えないと考えられる。</li> </ul>	
		<p>「内閣官房秘密文書取扱規程」(平成13年1月6日内閣総理大臣決定)第3条第2項においても、「秘密取扱いの指定は、必要最少限度にとどめるものとする。」旨明示的規定があるところ、各省共通の運用基準においても同様の明示的規定があつてしかるべきと考えることから、留意事項として、「より下位レベルの秘密指定をもつて保護目的が達成される場合は、当該レベルの秘密指定にとどめること。」といった内容を追加すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえて、I 2(1)に追記。</li> </ul>	
(修正版 2)	実施体制	<p>「当該行政機関の職員」について、「当該行政機関」が国家公安委員会である場合、「当該行政機関の職員」には、警察庁職員を含むものと解してよろしいか。仮に、こうした解釈が困難であれば、例えば「当該行政機関の職員又はこれに準ずる者」といった表現のように、国家公安委員会が警察庁職員を特定秘密管理者に指名できるような文言に改められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家公安委員会の庶務に関する事務をつかさどる部局の職員は、含まれ得ると考える。</li> </ul>	
		<p>「これらに準ずる者」については、「特定秘密の保護に関する法律施行令素案について」(平成26年6月5日付け特定秘密保護法施行準備室事務連絡。以下「平成26年6月5日付け事務連絡」という。)の6において示された考え方が当てはまるものと解してよろしいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> </ul>	
		<p>現在案では、該当する者全てを特定秘密管理者に指定しなければならなくなるため、「以下に掲げる措置を行わせるものとする」との記述は「以下に掲げる措置を行わせることができるものとする」といった記述に修正することが適当であると考える。また、施行令第4条の規定では行政機関の長が帳簿(特定秘密指定管理簿)を備えることとされることを踏まえると、特定秘密管理者に行わせる措置として「特定秘密指定管理簿の備付け」の規定は不要であると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘の趣旨が、特定秘密管理者が複数名指名される行政機関において特定秘密指定管理簿をそれぞれの特定秘密管理者が備え付けるのではなく、当該行政機関で単一のものを備え付けることも可としたいということであると解されことから、これを踏まえ修正した。</li> </ul>	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>サについて  <b>【修文案】下線部の追記:</b>          上記アからコまでに掲げるもののほか、特定秘密の指定及び解除並びにその保護(特定秘密が保管される施設の保護を含む。)に関する業務を管理するために必要な措置          (理由)          日米GSOMIA第10条の規定との整合性を確保するため、特定秘密管理者は特定秘密を保全するための施設の保護についても責任等を有するよう加筆。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日米GSOMIA第10条の規定の適切な履行の観点から、運用基準Ⅱ(5)アからサに列記されている事項で不足している場合は、具体的に如何なる点が不足しているのか御教示いただきたい。</li> </ul>
			<p>本来、行政機関の長による事務が特定秘密管理者の特定秘密に係る事務として規定されているように見受けられるが、特定秘密管理者の特定秘密に関する事務を行う権原は専決処理に基づくものか。          また、特定秘密管理者に指名するには、クリアランスを受けた者に限るという理解で良いか。その場合において、仮に、ある事務を所掌する局長等がクリアランスを受けていない場合、(5)実施体制に規定する事務は、誰に行わせることとするのか。          専決処理に基づくとした場合には、特定秘密保護法施行令に対する質問・意見の回答において、「クリアランスを受けた者のみしか特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないものと考えられる」とあることから、各省において、特定秘密に係る決裁規定を個別に整備することになると理解して良いか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (1ポツについて)貴見のとおり。</li> <li>● (2ポツについて)特定秘密管理者が行う「特定秘密の保護に関する業務の管理」は、本法にいう「特定秘密の取扱いの業務」に当然に該当することから、適性評価を受けた職員の中から特定秘密管理者を指名することとなる。</li> <li>● (3ポツについて)貴省において御指摘のような規定が必要な場合には、当該規定を個別に整備していただくこととなるものと考える。</li> </ul>
			<p>特定秘密管理者が行うとされる「特定秘密の指定及び解除並びにその保護に関する業務を管理するために必要な措置」は、法第11条の「特定秘密の取扱いの業務」に該当するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> </ul>
2 指定手続	第3条第2項	(1)	(1)中の「関係職員」とは誰か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密管理者を始めとする特定秘密の保護の業務の管理の任に当たる者を想定している。</li> </ul>
			現在案では、「関係職員」の定義が明らかでないが、ここで想定されている「関係職員」についてご教示頂きたい。また、関係職員に通報した後、行政機関の長による指定につながるような関係職員のるべき措置を明確にすべきではないかと考えるが、この点についても併せてご教示頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密管理者を始めとする特定秘密の保護の業務の管理の任にある者を想定している。</li> <li>● なお、指定に係る具体的な手続規定については、その要否も含め検討してまいりたい。</li> </ul>
			「行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約とともに、当該情報が指定の要件を充足していると判断する理由を記述するものとする。」とあるが、法3条2項により、指定したときに作成する「特定秘密指定管理簿」と、「要約」及び「要件充足性」が記述された「書面又は電磁的記録」は、別のものか。別のものであった場合、指定した後は、当該「要約」、「要件充足性の記述」が記述された書面又は電磁的記録は、どのように取り扱えば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> <li>● 当該書面又は電磁的記録については、各行政機関において、公文書管理法等の関係法令に基づいて適切に取り扱うことが求められる。</li> </ul>
			「当該情報を特定秘密に指定するための措置」として想定している措置の内容について、具体的に教示されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えば、各行政機関における特定秘密管理者に対して、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知った旨を報告すること等が考えられる。</li> </ul>
			「対象情報の記述及び施行令第4条第3号の概要」とあるが、「対象情報の記述」と施行令(素案)第4条第3号で規定する「指定に係る特定秘密の概要であって、当該情報の詳細な内容を明らかにしないことにより法第3条第1項に規定する要件を満たさないもの」との関係について、ご教示いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施行令第4条第3号の「概要」は、運用基準Ⅱ3(2)の「対象情報の記述」と同等又はそれを要約した記述を想定している。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	※修正版Ⅲ1(2)ア、Ⅲ1(3)、Ⅲ2(2)についても同じ		<p>「指定の整理番号」について、番号の付し方には、各省共通のルールを定めるか。法第6条第1項に基づく他の行政機関への提供の際には、この整理番号等も通知するのか。他の行政機関から提供を受けた特定秘密については、提供元の整理番号によらず、自省の接受番号をとて管理するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の整理番号の付し方については、現在当室において検討中である。</li> <li>● なお、他の行政機関から提供を受けた特定秘密の管理の方法については、特定秘密保護法第6条第2項の規定に基づき、提供元の行政機関と提供先の行政機関の間で協議していただくこととなる。</li> </ul>
			<p>修正版(6)について      「行政機関」が国家公安委員会の場合、「当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員」には、警察庁職員を含むものと解してよろしいか。      なお、平成26年6月5日付け事務連絡の3においては、警察庁職員が国家公安委員会において「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる者」に該当し得ることを前提とした回答を頂いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家公安委員会の庶務に関する事務をつかさどる部局の職員は、含まれ得ると考える。</li> </ul>
3	指定の有効期間の設定	第4条第1項	<p>「指定の要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とされているが、「諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し」、「適切であると考えられる期間を定めるならば、「最も短い」のフレーズは不要であるように思われるが、この点についての見解をご教示願う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「諸情勢」は暫進的に変化することが多いと考えられるため、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる期間には自ずと幅があるものと考えられるところ、当該指定の有効期間の設定に当たっては、その中から最も短い期間を定めることとしたものである。</li> </ul>
			<p>「行政機関の長は、有効期間の基準を定めることができない情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。」とあるが、「有効期間の基準をさだめること」以外に、「統一的な運用」を図るためにとり得る措置について、具体的に教示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えば、指定の有効期間の設定に当たり、行政機関の長が他の特定秘密の指定の有効期間との比較を慎重に行い、当該指定に係る特定秘密の有効期間を判断することが考えられる。</li> </ul>
4	関係行政機関の協力		<p>「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより」とされている点について、特定秘密を指定した、又は保有する行政機関においては、法令上の定めに従って保護措置が講じられるものであり、複数の行政機関が保有する場合であっても、それぞれの行政機関が指定を行わなくとも十分に保護を図ることは可能であり、また、それぞれの行政機関が指定を行うこととした場合、事務の繁雑化が懸念されるところ。      したがって、「、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより」を削除する等の所要の修正願う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定する」という措置は、あくまで例示として記載したものであり、原案を維持したい。</li> </ul>
			<p>現在特別管理秘密として他の行政機関より提供を受け保有している文書等の情報について、特定秘密に移行するにあたっては、提供元の行政機関に当該文書等を返却した上で、提供元機関が特定秘密に指定した後、改めて当該文書等を提供先の機関に提供し直すというプロセスを踏めばよい。すでに提供を受けた特別管理秘密の特定秘密への移行にあたっての保護上必要な措置・手続を明示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘のような場合にあっては、提供元の行政機関と協議した上、適切な保護措置を講じることになると考える。</li> </ul>
(修正版6)	指定した特定秘密を適切に保護するための規程		<p>「規程」には、「特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築」を定めるものとされているが、「特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築」として「規程」に定めるべき内容としてどのようなものを想定しているか、具体的かつ網羅的に教示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在当該規程のひな形の作成を検討しているところであり、具体的かつ網羅的にお示しすることは困難であるが、例えば、施行令第12条第1項第1号の「特定秘密の保護に関する業務を管理する者」の業務を補助する者の指定等が考え得る。本検討に際し、当方として留意すべき点があれば、予め御教示願いたい。</li> </ul>
			<p>行政機関の長が規程を定めようとするときに通知する「内閣総理大臣」は、どの立場の内閣総理大臣か御教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法第18条第4項にいう「内閣を代表して行政各部を指揮する」立場の内閣総理大臣を想定している。</li> </ul>
<b>III 特定秘密の指定の解除等</b>				
1	指定の有効期間の延長	第4条第2項から第4項		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了した場合	第4条第6項	<p>有効期間の延長について慎重に判断すべき場合として、「ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき」が掲げられているところ、「慎重に判断するものとする」との原則が定められることにより、使用済の暗号に係る特定秘密指定期間延長が事実上困難になることが予想される。</p> <p>いざれにせよ、「暗号」については、特定秘密指定を迅速に解除すべき要請も高くないと考えられるところから、「有効期間の延長について判断すべき場合」として列挙することは差し控えるべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛の用に供する物等同様、これまで使用していたものを使用しなくなったということは、特定秘密を巡る諸情勢の変化としては大きいものである。したがって、御指摘のような場合にあっても、各行政機関の長が慎重に指定の理由を点検した上で、有効期間を延長することが可能であるため、原案を維持したい。</li> </ul>
(修正版)	(2) 指定の有効期間の満了		<p>アについて 「特定秘密の指定の有効期間が満了したか否かを確認ができるようにする」とあるが、特定秘密の指定の有効期間が満了したか否かを確認できるようにするための措置として、具体的にどのようなものを想定しているのか教示されたい。</p> <p>イについて 「赤色の二重線を付すことその他これに準ずる」の意味は、特定秘密の表示が見える状態で、抹消するということか。(過去に特定秘密の表示が付されていたことを明らかにする必要があり黒塗りなどは認められないという理解でよいか。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えば、特定秘密指定管理簿を適正に管理することや各行政機関において問合せに応える体制をとることが考えられる。</li> </ul>
(2)	通じて30年を超えて延長する場合			
2	指定の解除	第4条第7項		
(1)	指定の要件充足性の点検等		<p>「行政機関の長」が国家公安委員会である場合には、警察庁職員が、特定秘密の指定の要件充足性の点検を行うことなる「行政機関の職員」に該当するものとの理解でよろしいか。</p> <p>「行政機関の長」が国家公安委員会である場合には、警察庁職員が、特定秘密の理由の点検を行うこととなる「特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員」に該当するものと解してよろしいか。 なお、平成26年6月5日付け事務連絡の3においては、警察庁職員が国家公安委員会において「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる者」に該当し得ることを前提とした回答を頂いている。</p> <p>指定の理由の点検の記録は、特定秘密指定管理簿に記載するのか、それとも別の記録簿に記載するのか。 (仮に特定秘密指定管理簿に記載する場合は、政令5条の修正が必要と考えられ、点検結果の記載等はⅡ1(5)との関係で見ると、特定秘密管理者のみが行えることになると考えられることから、点検結果の記録を、Ⅱ1(5)実施体制において、明らかにするようにすべきであると考えられるがどうか。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員がいない場合は、長が自ら行う旨を追加することも一案であり、貴庁の御意向に応じ相談したい。</li> <li>● 国家公安委員会の庶務に関する事務をつかさどる部局の職員は、含まれ得ると考える。</li> </ul>
(2)	解除の通知	第4条第4項		
3	指定が解除された特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したもののが取扱い	第4条第6項		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密		<p>運用基準(素案の叩き台)では、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密であって、その指定が解除されたものが記録された行政文書の保存期間が満了したものは「歴史公文書等として国立公文書館等に移管する」と記載されている点について、特定秘密保護法第四条第六項の「公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第八項第一項の規定にかかわらず、…略…これを国立公文書館等(同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない」との規定ぶりとの整合を欠いているように思われ、この点について所要の検討・修正が必要と考える。</p> <p>また、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密について、</p> <p>① 指定の有効期間が通じて30年を超える直前に作成した1年程度の保存期間となる文書は、どのような文書であっても移管対象となるか      ② 指定の有効期間が通じて30年を超えた後、有効期間が満了した又は解除した以降に文書等の保存期間が満了した場合、通常であれば一般の行政文書として移管・廃棄の判断を行うこととなるものと考えるが、指定の有効期間が通じて30年を超えたものは、有効期間が満了した又は解除する直前に作成した保存期間が一年程度の重要とは歴史資料として重要であるとは認められない文書であっても移管対象となるかについての見解をご教示願う。なお、これらの場合において移管対象となるとすると、公文書管理法の規定にかかわらず移管することとなり、同法の「特別の定め」に該当するものと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ修正。</li> <li>● (①・②について)御指摘の場合においても、指定の有効期間が30年を超えた特定秘密を記録した文書については、当該文書の保存期間に問わらず、国立公文書館等へ移管することとなる。</li> <li>● 30年を超えて長期間指定されていた特定秘密を記録した文書は歴史資料として重要な公文書(公文書管理法第2条第6号)と考えられることから、歴史公文書等として取り扱うこととするものであり、同法に「特別の定め」となるものではない。</li> </ul>
			<p>指定有効期間が通じて30年を超える特定秘密であって、その指定が解除され、又は指定の有効期間が満了したものが記録された行政文書について、第一次素案でのコメントの反映状況の中で「保存期間に問わらず、国立公文書館へ移管する」という見解が示されたが、例えば、指定の解除後に、解除された特定秘密に係る情報が記載する文書を作成した際には、一般的の行政文書であるため、かつて特定秘密として指定されていたことを明らかにする表示等は実施されない。また、このような行政文書を他者に提供し、これを基にさらに別の文書を作成した場合には、かつて特定秘密として指定されていたことを知り得ないことも考えられる。</p> <p>こういった場合においては、国立公文書館等への移管は行われない(移管しなければならないという認識を持ち得ない)ことも考えられるが、指定が解除等された情報が記録された行政文書について、どういった管理を行うことになるか見解をお示し頂きたい。</p> <p>(移管することの重要性は認識しているが、現実に管理ができない可能性もあり得るため、この点を明確に示す必要があると考える。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法第4条第6項は、30年という長期間にわたって特定秘密として指定を継続されてきた情報が記録された文書であることを踏まえると、当該特定秘密を記録した行政文書は、通常歴史公文書性が満たされることとなるという趣旨から設けられたものである。このため、当該指定が解除された情報が記録された文書であっても、指定が解除された後に新たに作成されたものは、指定が解除される前に作成されたものとは異なり、特定秘密保護法上の情報の扱いとは関係のない文書ということになり、同文書の扱いについては、行政機関機関の長において公文書管理法等に従って判断すればよいものと考えられる。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(2) 指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密		<p>アについて  <b>【修文案】下線部の追記:</b>          (例えは、正本・原本以外の写しの文書であって、  <u>1年以上の保存期間を設定しているもの</u>)          (理由)          行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)第4整理く保存期間基準の項において、「行政機関内の複数の部署で同じ行政文書を保有する場合、責任を持って正本・原本を管理する文書管理者を明確にした上で、正本・原本以外の写しの文書については、その業務の必要性に応じ、例えは、正本・原本より短い保存期間とすることができる。」と定められている。これを踏まえれば、写しの文書は1年未満の保存期間を定めることもできることになる。          一方、公文書等の管理に関する法律第8条第2項の同意の運用について(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)において、「1年未満の保存期間の行政文書ファイル等(例:当該行政機関において別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し)」については、その廃棄に当たって、内閣総理大臣に対して協議を行う必要がない旨が定められている。          これにより、保存期間が1年未満の写しの文書に限っては、「内閣総理大臣の同意を得て廃棄する」必要がなく、正確性を期すため、上記の修正を加えたものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本項目ではあくまで歴史公文書等に該当しないものの例示をしたものであり、そのような例示としては、「正本・原本以外の写しの文書」という表現で必要十分であると考えられることから、原案を維持したい。</li> </ul>
			<p>指定の有効期間が通じて25年以上の特定秘密が記録されたものについてのみ、歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断することとするのはなぜか。その理由と「25年以上」の根拠について示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の有効期間の上限は5年であることから、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超えて、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあるためである。</li> </ul>
			<p>イの記述は、以下(参考)に挙げた法案審議の際の質疑等を受けたものとも推察されるが、そうであるならば、歴史公文書等の該当性の基準を変えない形で運用することとの関係については、どのように整理されているのか示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 30年を超えて長期間特定秘密に指定をされた文書は歴史資料として重要な公文書(公文書管理法第2条第6項)と考えられるという趣旨から、特定秘密保護法第4条第6項が規定されたものと理解されるところ、指定の有効期間の上限は5年であることから、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超えて、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあることから、他の公文書と比べて公文書としての重要性が高まっていると解される。</li> </ul>
			<p>「特に慎重に判断する」とあるが、指定の有効期間が通じて25年未満の特定秘密が記録された文書に係る廃棄協議と比較して、具体的な運用上、廃棄協議元の行政文書ファイル作成省庁、廃棄協議先の内閣総理大臣(内閣府)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)のそれぞれにとどけどのように異なるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該文書に記録された特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超えることになるか否か等につき、各行政機関において1件1件より慎重に判断することとなる。」とはどういう意味か。25年を超える特定秘密が記録された文書に係る廃棄協議について、廃棄協議元の行政文書ファイル作成省庁が文書の移管又は廃棄について、1件1件より慎重に判断することになるということか。</li> </ul>
			<p>「当該文書に記録された特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超えることになるか否か等につき、各行政機関において1件1件より慎重に判断することとなる。」とはどういう意味か。25年を超える特定秘密が記録された文書に係る廃棄協議について、廃棄協議元の行政文書ファイル作成省庁が文書の移管又は廃棄について、1件1件より慎重に判断することになるということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 質見のとおりであり、当該文書に記録された特定秘密の指定をした行政機関において、特に慎重に判断することとなる。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「指定の有効期間が通じて25年以上の特定秘密が記録されたものについては、歴史公文書等を廃棄することの無いよう」とあるが、特定秘密の記録の有無に関わらず行政文書全般について、歴史公文書等は廃棄することの無いよう公文書管理法に基づいて内閣総理大臣への協議を行っているところであり、表現ぶりについて再考されたい。	● 御指摘を踏まえ、修正。
<b>IV 適性評価の実施</b>				
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方		以前の案では記載のあった「特定秘密の取扱いの業務の円滑な遂行に十分に留意しつつ」が削除されているが、適正評価を実施するに当たり「過不足なく必要な者に範囲を限って行う」ための前提として上記留意は維持される、との理解に変わりないか、確認したい。	● 貴見のとおり。
2	実施体制		<p>適性評価実施責任者の隸下にない者を適性評価実施担当者に指定し、適性評価の実施に必要な事務を行わせることはできるのか。 (想定する事項)</p> <p>適性評価の対象となる適業事業者及びその従業者とのやりとりは、適合事業者が全国各地に所在すること及び当該従業者の数が約3,000名となること並びに5(3)(4)で質問、面談を行うこととなることから、適性評価実施責任者となることが想定される装備施設本部長の隸下にない地方防衛局等の保全専門官が一部の事務を担当することを想定。</p>	● 適性評価実施責任者が指定した場合には、同実施責任者の指揮下にない者について適性評価実施担当者とすることも可能と考えるが、この場合においては、同実施責任者が適性評価に関する事務を適切に総括することができるよう必要な規定を整備する必要があると考える。
			適性評価実施責任者と特定秘密保護法第17条の規定により適性評価の権限又は事務を委任された行政機関の職員との関係についてご教示願う。特定秘密保護法施行令第23条では「国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者(防衛大臣にあっては、自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者)」に適性評価の権限又は事務を委任することができるようになっているが、適性評価実施責任者よりも事務を委任できる者のほうがグレードが低いという逆転現象が起こり、下級の者のほうが権限を持っているようなことも起こり得るが、この点についてはどのように考えているのか。	● 適性評価の権限又は事務を委任した際には、委任を受けた行政機関の職員が適性評価実施責任者を指定することとなることから、通常は御指摘の逆転現象は生じないと考える。なお、御指摘の趣旨が、行政機関の長から指定された適性評価実施責任者と、適性評価の権限又は事務の委任を受けた行政機関の職員を比較した場合、前者が立場が上になってしまふことを懸念されているのであれば、それぞれが関与する適性評価は別々のものであり、支障はないものと考える。
(1)	適性評価実施責任者	第12条第1項及び第15条第1項	「これに準ずる者」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 各行政機関において判断されるものと考えるが、一般に部長級はこれに当たる。
(2)	適性評価実施担当者		「適性評価実施担当者」とは、適性評価の実施に必要な事務を行う所属の担当者及び所属長に至るまでの決裁権者が指定されるものとの理解でよろしいか。	● 適性評価実施担当者は、課長級を含め、実際に適性評価の事務に当たる職員が指定されることを想定している。
(3)	関与の制限		「その他当該行政機関の長が指定する者」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 例えば、適性評価実施責任者が局長となる場合、官房長は当該局長の上司とはいえないため、当該者を適性評価に関する事務に関与させる必要がある場合には、これを指定する必要がある。
3	評価対象者の選定	第12条		
(1)	手続		<p>第12条第1項第3号に該当する場合とは具体的にはどのような場合が想定されているのか。例示を記載いただきたい。</p> <p>適合事業者はどのように選定するのか。</p>	<p>● 御指摘の「第12条第1項第3号に該当する場合」とはいずれの記載を引用したものか定かではないが、9(1)アに掲げる事情が生じた者については、個々具体的に判断する必要はあるものの、基本的に法第12条第1項第3号に掲げる者に当たるものと考える。</p> <p>● 特定秘密を保有する行政機関の長が、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものと遂行するために特段の必要があると認めた場合には、契約に基づき、適合事業者に特定秘密を保有させることができる。適合事業者の定義その他については特定秘密保護法第5条第4項を参照されたい。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>適合事業者の従業員が第12条第1項第3号に該当する場合とは、具体的にはどのような場合が想定されているのか。例示を記載いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘の「第12条第1項第3号に該当する場合」とはいずれの記載を引用したものか定かではないが、9(1)アに掲げる事情が生じた者については、個々具体的に判断する必要はあるものの、基本的に法第12条第1項第3号に掲げる者に当たるものと考える。</li> </ul>
			<p>ア、イで、「記載し、又は記録した名簿を作成し」という文言があるが、工において、名簿の提出を受けることが前提となっていることから、「記載し、及び記録した名簿を作成し」の誤りではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘の趣旨は必ずしも明らかではないが、作成する名簿が、紙媒体、電子媒体のいずれかであることが想定されることから、「記載し、又は記録した」としている。</li> </ul>
			<p>オで、「通知」という文言が5回使われており、うち、1つめと2つめの「通知」は、適性評価を行うについて「行政機関の長の承認を得た」旨の通知のことを指すと理解しているが、正しいか。また、3つめの「評価対象従業者についての通知」は、4つめ、5つめの「通知」でも同義で使われているものと理解するが、これらは具体的にはどのようなものを指しているのか、評価対象従業者について適性評価を行うについて「行政機関の長の承認を得た」旨の通知のことか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、記載を修正した。</li> </ul>
			<p>オで、仮に行政機関の長が、名簿に記載された者全員又はその一部の者について、適性評価を行うことを承認しなかったときに、特定秘密管理者や、適合事業者に対して通知する手続きについて、規定する必要があるのではないか。</p>	
			<p>特定秘密管理者と適正評価実施責任者は、同一の者を指定することも妨げられないという理解で良いか。また、その場合、同一の者となることが想定されることや、同格の局長一局長間での名簿の受け渡しも想定されることから、「提出する」という整理が正しくないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密管理者と適性評価実施責任者が同一の者となることは妨げられない。両者が同一の者となる場合には、「提出」の手続は運用上省略されることとなるが、制度上両者は別のものであることから、文言を修正する必要はないと考える。なお、同格の者の間で名簿の受け渡しをする場合に、「提出する」とする整理が不正確だとする趣旨が不明である</li> </ul>
	(2) 留意事項		<p>「その間当該行政機関で勤務し続けている者」とは、物理的に当該行政機関で勤務し続けている必要はなく、他省庁や独法などへの出向や官民交流での出向などを含む表現として頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他省庁や独立行政法人に出向した場合には、当該者について法第12条第2項に定める調査事項に關し何らかの事情の変更が生じた場合に、適性評価を実施した行政機関の長がこれを把握することができないことから、再び特定秘密の取扱いの業務を行なうことが見込まれることとなつた場合には、改めて適性評価を実施する必要がある。なお、御指摘を踏まえ、併任の場合についての記載を追加した。</li> </ul>
			<p>ウの(7)中、「その間当該行政機関で勤務し続けている者」を「その間当該行政機関で勤務し続けている者(警察庁の職員にあっては、警察本部長としての勤務を含む。)」と改められたい。            (修正理由)            警察本部長に係る適性評価は、警察庁の職員に係る適性評価と同じく警察庁長官が実施することとされているため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、記載を追加した。</li> </ul>
4	適性評価の実施についての告知と同意	第12条第3項		
	(1) 評価対象者に対する告知		<p>別添1の告知書の5において、「適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由についてもお知らせ」するとあるが、具体的にはどのような表現が想定されるのか。事例を示して頂きたい。(例えば、懲戒の経験に関する事項に、特定秘密を漏らすおそれがないと認めるに足るだけの根拠がないため、などと通知するのか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後検討したい。</li> </ul>
	(2) 同意の手続		<p>ウの「書面」について、様式は不問との理解でよろしいか。この理解が正しい場合、必要な記載事項について御教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、必要な記載事項を明記した。</li> </ul>
	(3) 不同意の場合の措置			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(4) 同意の取下げ		「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されるのは、同意書が提出され、適性評価が現に実施されている最中であると考えられるが、通常、評価対象者には、適性評価の完了予定スケジュールがわからないと思われるため、「同意の取下書」を評価対象者が提出しようと思ったときにはすでに適性評価が終了してしまっている場合なども想定されるのではないか。そのような事態は、適性評価制度のトラブルの原因となり得るのではないか。何らかの対策を制度上組み込んでおくことが必要ではないか。	● 同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果を通知されるまでの間、これを取り下げができることとされており、適性評価の手続が実質的にほとんど終了している場合であっても、結果の通知がなされる前に同意の取下げがなされた場合には当該手続が中止されることは明らかである。したがって、何らかの対策を講じる必要があるとは考えていない。
5	調査の実施	第12条第4項		
	(1) 評価対象者による質問票の記載と提出		イの「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。  質問票に記載漏れや修正すべき箇所がある場合、適性評価実施担当者は、評価対象者に電話等で問い合わせて、適性評価実施担当者自身で、質問票の記載漏れの追記及び誤記の修正することを許される余地はあるか。	● 例えば、旅券の写し等が想定されるところであり、これを明記した。  ● 質問票への追記又は誤記の修正は、質問票の記載事項の真偽等に疑義を生じさせることから、当該質問票に記載した評価対象者以外の者が質問票に手を加えることは不適当である。なお、追記、誤記の修正等が必要な場合は、適性評価実施担当者が、評価対象者に電話等で問い合わせを行い、聴取した内容を文書にしたり、質問票を評価対象者に送り返して補正を求めたりすることによるべきである。
	(2) 上司等に対する質問等		上司等に対して調査票(適正評価)により調査を行うことを規定しているが、複数必要か、それとも1名でもよいのか。	● 調査に必要な範囲で実施されるものであり、各行政機関において判断されるものと考える。
			現在案に記載されている「当該情報を明らかにすることにより、当該関係者が特定されるおそれがあるか否かを確認することにつき、別添6のチェック欄にチェックされた場合、評価対象者への結果及び理由の通知において、「評価対象者の関係者から情報の提供者を明らかにしないことを条件に情報を入手した場合等情報の提供者を明らかにすることができない場合」に該当することになるとの理解に間違いがないか確認させて頂きたい。 また、この理解に間違いがない場合、上司等に対する質問等に際し、この点を調査票等において明確にして実施しないと、適切な情報が得られない恐れがあるようと思われるが、この点につき見解をお示し頂きたい。	● 御指摘の部分及び別添6の「当該情報を明らかにすることにより、当該関係者が特定されるおそれがあるか否かを確認すること」のチェックについては、情報保全諮問会議の委員の御指摘を踏まえ、記載を削除した。 なお、調査票によって判明した事項を評価対象者に通知することは想定され得る。
	(3) 人事管理情報等による確認			
	(4) 評価対象者に対する面接等		「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 例えば、旅券の写し等が想定される。
	(5) 公務所又は公私の団体に対する照会		別添7には「照会事項」とのみ書かれているが、例えば、他の行政機関に対して、ある評価対象者(例えば適合事業者の従業者等)をすでに適性評価でどのように評価しているかについても照会することが可能か。仮に各行政機関が、ある評価対象者を一律の判断基準の下で一律に評価すべきであるならば、評価結果の共有も必要と思われるが、この点、現在準備室においては、どのように考えられているか。	● 例えば、評価対象者が質問票に記載した過去の適性評価の結果について疑義がある場合に、当該適性評価を実施した行政機関の長に適性評価の結果を照会することは可能と考える。一方で、適性評価は各行政機関の長が行うものであり、なお、その時々において判断が異なることはあり得るところであり、必ずしも評価結果の共有が必要とは考えていない。
	(6) 留意事項			
6	評価	第12条2項		
	(1) 評価の基本的な考え方		上記5評価の実施と関連し、適合事業者の従業者について、2以上の行政機関が異なる判断をすることも許容されるという理解で良いか。	● 貴見のとおり。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>別添5の質問票、別添6の調査票のそれぞれの調査項目毎に、「特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑念が残る場合」の判断基準を例示でもよいので示して頂けないか。(適格性確認制度の場合には判断基準が示されていた)。評価対象者個人の個別具体的な事情を考慮するにしても、ある程度各省で共通の判断基準がないと判断が困難。</p> <p>また、適格性確認制度と比較して、適性評価制度では、新たに、家族・同居人に関する情報を入手することから、判断基準を明確にして頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用基準案においてお示ししている以上の詳細な基準については、その要否を含め、今後検討したい。</li> </ul>
(2)	評価の際に考慮する要素			
7	結果等の通知	第13条		
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知		<p>才について(※別添10についても同じ) 【修文案】 漏えい又はそのおそれ等の事情が生じた場合の報告先については、「特定秘密管理者」ではなく、「取り扱う特定秘密の管理者」とすべき。 (理由) 特定秘密管理者は特定秘密毎に異なる可能性があり、かつ評価対象者が取り扱うこととなる特定秘密の範囲も対象者等によって変わり得るため、その毎に誓約書を作り直す、又は追加する必要が生じかねない。このような形では、対象者に多くの誓約書を書かせ、また誓約書の管理が無用に煩雑となり、行政コストの増大につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、修正した。</li> </ul>
(2)	適合事業者への結果の通知		別添9-2の「適性評価結果等通知書(適合事業者用)」の書類そのものの取扱いについて、適合事業者に対して、ルール付ける必要はないか。段階のルールを定めておかないと場合、別添9-2の書類そのものを適合事業者が、従業者に見せてしまうなどにより、何らかのトラブルの原因となることを想定されるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、IV10(3)に記載を追加した。</li> </ul>
8	苦情の申出とその処理	第14条		
(1)	苦情の処理のための体制		<p>アの「これに準ずる者」として想定しているものについて御教示いただきたい。</p> <p>アの「苦情処理責任者」について、「適性評価実施責任者」と同一の官職にある者を指定することは可能か。</p> <p>イの「適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指定しない」とあるが、「適性評価のための調査に直接従事した職員」とは具体的にどういった職員を指すのか御教示いただきたい。</p> <p>イにおいて苦情処理責任者は、苦情処理担当者を指定することとなっているが、苦情処理担当者のレベル感はどうなるのか。また、苦情処理担当者は、苦情の申出があったケース毎に指定することになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各行政機関において判断されるものと考えるが、一般に部長級はこれに当たるものと思われる。</li> <li>● 同一であることを排除するものではない。</li> <li>● 適性評価実施担当者の中で、質問票の内容を確認した者や、評価対象者等に対する面接を実施したりした者等調査に直接に従事した職員を指す。</li> <li>● 苦情処理担当の指定は、苦情の申出ごとに行うことを想定している。そのレベルについては、苦情申出者の役職等によっても担当者のレベルは変わり得ることから、一概に言えないが、課長級以下を指定することが一般的かと考える。</li> </ul>
(2)	苦情の申出		<p>アの「書面」について、アに示された必要事項を記載していれば様式は不問との理解でよろしいか。</p> <p>苦情処理責任者と適性評価実施責任者については、同一の者を指名することはできるという理解でよろしいか。また、苦情処理担当者と適性評価実施担当者について、同一の者を指名することは出来ないとの理解でよろしいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> <li>● 適性評価実施責任者と苦情処理責任者について、同一の者を指名することは可能である。また、同様に適性評価実施担当者を苦情処理担当者に指定することは可能であるが、苦情の対象となった適性評価の調査に直接従事した適性評価実施担当者については、当該苦情の苦情処理担当者に指定することはできない。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	(3) 苦情の処理の手続		イの「資料」として想定しているものについて御教示いただきたい。	● 適性評価実施担当者が、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書や、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由に対する苦情申出者による反証資料等が考えられる。
	(4) 苦情対応結果の通知		現在案では、「イの場合、適正評価実施責任者は適正評価実施担当者を指定して、改めて適性評価を実施する。」とあるが、改めて適性評価を実施する場合の適性評価実施担当者は、当初適性評価を実施した適性評価実施担当者と同一の者を指定することは可能か。	● 制度上可能であるが、苦情の内容や苦情処理の結果判明した事実を踏まえ、適切に対応すべきものと考える。
9	適性評価実施後の措置			
	(1) 行政機関の職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		法令上、法第12条第1項第3号に該当する者は取扱業務を行ってはならないことは理解しているが、「当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない」と規定しておくだけでは、実効性に欠けるのではないか。仮に、法第12条第1項第3号の規定に基づき再度適性評価を受けている者が、それまでは常時特定秘密を取り扱う業務に従事しているような立場にあった場合には、告知書の送付の前に、その者に対して特定秘密を取り扱う業務に従事してはならない旨を一時的に通知するなどの手続きを明確に定めておかなければ、実効性を確保できないのではないか。	● 法第12条第1項第3号に該当する者について、特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ずることとしており、具体的には、告知書の送付前であっても、当該者に通知して特定秘密を取り扱わせないようにしたり、一時的に配置換えを行ったりすることを想定している。例示いただいた措置もこれに含まれ、実効性が確保できないとの指摘は当たらないと考える。
	(2) 適合事業者の従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置			
10	適性評価に関する個人情報等の管理	第16条		
	(1) 適性評価記録簿の作成		適性評価記録簿については、共通の様式を定めることは予定していないとのことだが、記載項目だけでも各府省共通とすべきではないか。	● 適性評価記録簿は、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書その他の情報を整理して綴ったものであり、何らかの様式を定めるものではない。
			適性評価記録簿には、調査対象者毎に以下の資料を整理して綴ればよいのか。 ・別添様式(調査で使用したもの) ・評価対象者から面接等で提出された資料や情報を整理した資料 ・上司等により確認して得た資料や情報を整理した資料 ・人事管理情報等により確認して得た資料や情報を整理した資料 ・公務所又は公私の団体に対して紹介して得た資料や情報を整理した資料	● 左記に挙げられた資料のほか、例えば評価対象者の適性を評価する際の決裁資料や、苦情の申出・処理に関する資料など、評価対象者の適性評価に関する資料で必要と認めるものを全て整理して綴じる必要がある。 なお、当該箇所については、趣旨を明確にするため、記載を修正した。
	(2) 個人情報等の管理		不同意又は同意の取下書が提出された場合の資料の保存期間が3年間であるのに対し、適性評価の手続きを中止した場合の資料の保存期間が10年間となっているのはなぜか。	● 適性評価の手続きが中止される場合は、同意の取下書が提出された場合を除き、本人の意思ではなく行政機関や適合事業者側の都合によるものである。そのため、適性評価の手続きを中止するまでの間に取得した情報を、次回の適性評価の際に活用するべく保存することは、当該評価対象者の利益になると考えられるところから、結果を通知した場合と同じく保存期間を10年としている。 他方、同意の取下書が提出された場合は、当該評価対象者が、取下げまでの間に行政機関が取得した情報の保存を望まないことが想定されるところから、不同意の場合と同様に保存期間を3年としている。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>ウについて 適正評価記録簿の保存について、10年(不同意の場合は3年)としている理由如何。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適性評価は5年の有効期間が満了するまでに、必要に応じ実施されるところ、調査事項のうちの一部が調査対象期間を過去10年間と設定していることに鑑み、保存期間を10年に設定している。これにより、過去の適性評価の記録を参考することができるとなり、改めて調査を行うことを省略することができるなど、評価対象者と行政機関の双方にメリットとなるものと考える。</li> <li>他方、不同意の場合及び同意の取下げの場合には、評価対象者から苦情等の申出がなされる可能性があり、一定期間保存する必要があるところ、国家賠償法における請求権が損害及び加害者を知った時から3年間であることを参考として、その保存期間を3年としたものである。</li> </ul>
(修正版) (3))	適合事業者等における個人情報等の管理		<p>「…これが適切に管理されるよう、…契約で定める…」とあるが、契約に盛り込む具体的な文言について各省で共通にすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約に定める事項の文言を各省共通とすることは、その要否を含め今後検討したい。</li> </ul>
	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限		<p><b>【修文提案】</b> 個人情報の利用が認められる例外事項について、任命権者が内規に基づく矯正措置を含めるべきではないか。 (理由) 現行の規定ぶりでは、調査票で明らかになった個人情報が懲戒事由に該当する場合には対応できるが、それに至らないものについては、個人情報を利用できることとなるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密保護法第16条1項ただし書は、欠格事由、懲戒処分事由等に「該当する疑いが生じたとき」と規定しており、取得した個人情報が懲戒処分事由等に該当する疑いが生じた場合には、懲戒処分を担当する関係部局にこれを通報し、当該関係部局において必要な調査を行うこととなる。御指摘については、懲戒処分事由等に該当する疑いが生じ、通報の後、関係部局において、調査の上、懲戒処分に至らず、内規に基づく矯正措置がとられるものと理解している。内規に基づく矯正措置そのものについては、いわゆるその事由も各省政府によって様々であり、これを政令で規定することは困難である。</li> </ul>
11	研修		<p>「必要な研修」として想定しているものについて御教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修の詳細について今後検討したい。</li> </ul>
			<p>適性評価実施担当者が受けるべき研修は、各省で齟齬がないよう、各省共通の研修を用意して頂きそこに参加する形として頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修の詳細については今後検討したい。</li> </ul>
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力		<p>現在案において、「調査を代行してはならない」とあるが、ここでいう「調査の代行」は、5(5)に規定する行政機関への照会は含まれていないと理解しているが、この点確認させて頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> </ul>
13	警察本部長による適性評価	第15条		
14	法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	附則第2条	<p>「法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日」とは具体的にはいつ頃を想定しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在検討中である。</li> </ul>
			<p>政令で定める日の前日までは、適格性確認を受けた者が特定秘密の取扱いの業務を行ってもよい、という理解でよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。 ただし、本法の適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合は、特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないと解すべきである。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>人事異動により特定秘密に指定された情報を取り扱っていなかった者が新たに着任し当該特定秘密に指定された情報を取り扱う必要が生じる可能性がある。防衛省においては、適格性確認制度に基づき職員の適格性の確認を行っていることを踏まえ、特定秘密に指定された情報の取扱いを「特定秘密保護法の施行前に行っていた者」に限定するのではなく、防衛秘密を取り扱い得る適格性を有する者に限定することを考えており、このような運用が許容されることを確認願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴省において、現行の適格性確認制度に基づき、防衛秘密（特定秘密に移行）を取り扱い得る適格性が確認されている者について、本項にいう「特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を法の施行前に行っていた者」と同等の情報管理が可能と判断されるのであれば、当該者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることはできるものと考える。ただし、本法の適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合は、特定秘密の取扱いの業務を行うことはできないと解すべきである。</li> </ul>
その他			<p>別添5(記載要領)について 質問表(適性評価)には、「あなたが知る限りの事実を出来るだけ具体的に漏れなく、かつ、正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。」とあるが、この表現では「知る限りの事実」だけでいいのか、「事実関係の確認」までする必要があるのか、評価対象者の混乱を招く可能性があると思われる。事実確認することなく「不明」と記載されることを防止するため、「あなたが知る限りの事実を」を削除し、記載方法を明確化するべきと思料する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、修正した。</li> </ul>
			<p>別添5(ページ44)について 「種別」欄中、「階級」の意味するところいかん。当省においては、階級はないため、職員番号のみ記載すれば足りるという理解で間違いないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人を特定する番号や、階級については、効率的に適性評価を実施するため、行政機関の長の判断において記載を求めることが可能のこととしている。必須の記載事項ではないため、本項目について記載を求めないこととしても差し支えない。</li> </ul>
			<p>「過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、」とあるが、現在通学している場合(夜学等)についても記述する必要があると思料する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 勤務している場合には、現在の勤務先から評価対象者に関する情報を得ることが可能であることから、現在の通学先まで記載をさせる必要はないものと考える。</li> </ul>
			<p>別添5(ページ55)について 「来日する外国人に対し、...住居の提供その他の援助」とあるが、「住居の提供その他の援助」とは、今回の適性評価に係る調査の趣旨に鑑みれば、同居状態にある程度の協力関係を想定している質問であると考えられることから、旅行で訪日した友人の宿泊先として、自らの住居を提供すること等は含まれないものと解されるため、それを明確化するため。 「来日する外国人に対し、...住居の提供その他の援助(旅行目的等の短期間の滞在時の援助を除く)」とすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘を踏まえ、「(観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。)」と追記した。</li> </ul>
			<p>別添5(ページ57)について 3(7)について、外務省職員が在外公館に勤務する際には、外貨建てで手当が支払われることから、その受け取りの為等に在勤地の口座を開設する必要があるため、そのような口座は除くべきであるため、( )内冒頭に以下を追加するべき。 「但し、在外公館での勤務に伴い、在勤地に開設した口座及び」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見を踏まえ、「(ただし、在外公館での勤務に伴い、手当の受け取りなど、在勤地での生活のために開設した口座や、)」と追記した。</li> </ul>
			<p>別添5(ページ58) について同一目的地に複数回渡航した場合にまとめて書けるようにすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見を踏まえ、修正した。</li> </ul>
			<p>別添5(ページ58)について 海外居住・渡航歴について、単発での海外旅行等は、記載させる必要はないものと考えられる。また、出張のみならず、赴任による渡航もあり得るがこれも、記載事項として必要ないものと考えられることから、以下のとおり修正すべき。 「過去10年以内に、海外に居住したり、同一目的地に頻繁に渡航をしたことがありますか。(職務上の赴任、出張、渡航先が指定されている休暇のための渡航、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合、帰省等親族を訪問する場合を除きます。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原案で除くものとしている以外の場合は、評価対象者の特定有害活動又はテロリズムに関する事項を調査する上で把握すべきものと考える。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>別添5、3(11)について 【修正案】 過去10年以内に、海外に居住又は同一目的地に繰り返し渡航(職務上の出張、在外公館への赴任や、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合、海外に居住する三親等以内の親族(日本国籍を有するものに限る。)を訪れる場合を除きます。)したことがありますか(同一目的で複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記入してもかまいません。) (理由) 「素案の叩き台」への当省コメントに対する貴室の回答では、「単発での海外旅行、業務命令として命ぜられている職務上の赴任及び海外に居住する日本人親族へ会うための訪問」が、「評価対象者の特定有害活動又はテロリズムに関する事項を調査する上で把握すべきもの」とされている。 別添1「告知書」の2(1)において記載されているとおり、本項目は、特定有害活動やテロリズムを実行したことや関与したこと、こうした活動を行う団体のメンバーだったことや、現在もメンバーであること、こうした団体を支援することに加え、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査するものである。 単発での海外旅行及び海外に居住する日本人親族へ会うための訪問については、こうした協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査するために把握すべきものである。 他方、職務上の出張や、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合といった、行政機関が把握可能な場合は除くこととしている。</p> <p>● 以下のとおり修正した。 「過去10年以内に、海外に居住又は渡航(職務上の出張や赴任、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合を除きます。)(以下略)」</p> <p>なお、告知書の2(1)において記載されているとおり、本項目は、特定有害活動やテロリズムを実行したことや関与したこと、こうした活動を行う団体のメンバーだったことや、現在もメンバーであること、こうした団体を支援することに加え、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査するものである。 単発での海外旅行及び海外に居住する日本人親族へ会うための訪問については、こうした協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査するために把握すべきものである。 他方、職務上の出張や、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合といった、行政機関が把握可能な場合は除くこととしている。</p>	
			<p>別添5「質問票(適性評価)」 1適性評価の対象となる方の氏名等及び2家族・同居人の氏名等について 旧姓や通称の記載欄について「旧姓(帰化前の姓名を含む。)」とするか、または、帰化歴の項目に帰化前の姓名を追加する修正願う。(帰化前の姓名については、質問票に基づく帰化歴の確認をする上で必要となる情報。)</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、旧姓・通称欄に「(帰化前の姓名を含みます。)」と追記した。</p>
			<p>別添5「質問票(適性評価)」 3特定有害活動及びテロリズムとの関係(3)について 「日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者がいますか。」との項目があるが、外国政府等で勤務する日本人も含むとの理解でよろしいか。そうであれば、その旨を注釈等で記載願う。 また、この質問項目の対象として、過去にこれらの機関等で勤務していた者は含まれるか。 さらに、「外国政府若しくはその関係機関」には、国営の報道機関も含まれるか。(報道機関の身分を隠れ蓑に諜報活動を行うおそれがあるため。)</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、「(日本人を含みます。)」と追記した。</p> <p>● 過去にこれらの機関に勤務していた者は、原則として本号の対象には含まれないと解されるが、職を辞した後も関係を継続している場合等については関係者に該当し得るものと考える。</p> <p>● 国営の報道機関については、外国政府又はその関係機関と表裏一体と判断される場合には、これに含まれ得るものと考える。</p>
			<p>別添5「質問票(適性評価)」 3特定有害活動及びテロリズムとの関係(5)について 「経済的な援助を受けたことがある、経済的な援助以外に便宜を図ってもらったことがある、繰り返し飲食接待を受けたことがあるなどを理由に、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。」との項目があるが、当該項目中「外国人」を「知人(外国人を含む。)」に修正願う。(外国の諜報機関等から働きかけを受け、協力者となった日本人が、評価対象者に対して不当な働きかけを行うことが考えられるため。) また、同姓同名の別人との混同を防ぐため、当該人物の生年月日及び性別の項目を追加願う。</p>	<p>● 外国の諜報機関等から働きかけを受け協力者となった日本人については、(3)「外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者」に含まれることから、当該項目において把握可能と考える。また、「知人(外国人を含む。)」と変更した場合には、対象となる者の数が広がり、調査に関係のない情報まで収集してしまうおそれのあることから、原案のとおりとしたい。</p> <p>● 同姓同名等が疑われる場合は、評価対象者への面接等で確認することが可能と考える。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			別添5、3(7)について 在外公館のみが除かれているが、JETRO等の海外事務所や国際機関への赴任もあるため、「在外公館」から「在外公館等」にしていただきたい。	● 御指摘を踏まえ、修正した。
			別添6「調査票(適性評価)」について 調査項目として、帰化等の項目を設けるべく修正願う。	● 調査票は、質問票の記載事項のうち、評価対象者の近況等についてよく知る上司等に確認することが、当該事項を把握する上で効率的と考えられるものについて列記しているものであり、原案どおりとしたい。
			罰則担保がされている中で、別添10が必要か。	● 特定秘密取扱者の秘密保全意識の向上のためには有効な措置であると考えている。なお、諸外国の中に同様の措置を講じている例もあると承知している。
			別添10に署名、捺印することを拒否した場合には、どういう扱いとなるのか。別添10の法的性質及び効力如何。	● 別添10の誓約書は秘密保全意識の向上のための措置の一つである。御指摘の場合には、特定秘密の保護の意識に欠けると判断されるところ、当該者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは適当でないと考える。また、なおも当該者に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると判断する場合には、法第12条第1項第3号に掲げる者として、適性評価の対象となるものと考える。
			別添10(特定秘密の保護に関する誓約書)が秘密保全意識の向上のために「有用」であることは否定しないが、適性評価上の「参考とする」ならばまだしも、秘密保全意識を持っているかどうかの「必要条件」と解するのは論理の飛躍ではないか。法を正しく理解し、違法行動を取れるかどうかが重要なのであり、法の枠外で要求される誓約書は本来関係が無いはずである。仮に必要条件だと解釈する場合のこととして問うが、この誓約書に署名、捺印したことにより、違反が生じた際、特定秘密保護法の適用による罰則に加え、誓約書違反として民事責任を問われる可能性は皆無なのかな。またそれはどのような法的根拠によるものか。あるいは、これを皆無とするため、「この誓約書によって民事責任を問うことではない。」と政府側の意思表示を行うべきではないか。	● 特定秘密の保護に関する誓約書は、秘密保全意識の向上のために重要な措置として、情報保全諮問会議の委員からも必要性を指摘されていることを踏まえ、徵することとしたものであるが、誓約書において誓約又は確認される事項は全て秘密保全上重要な事項であり、特定秘密の漏えい防止に責任を有する行政機関の長が誓約書を徵することは法の趣旨にかなうものと考える。 後段の御質問の趣旨が明らかではないが、仮に特定秘密の漏えいにより、他人に損害を加えた場合には、誓約書の有無にかかわらず、民法や国家賠償法等により、民事上の責任が生じることは否定できないものと考える。
			特定秘密保護法第12条第2項に規定されている調査項目以外については、面接等において質問等することも認められないとの理解でよろしいか。例えば、評価対象者の家族については、同項第1号に列挙された配偶者、父母、子、兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子以外の親族に関して質問等することも認められないとの理解でよろしいか。	● 適性評価のための調査において、法第12条第2項に規定する調査事項以外の事項について調査してはならない。

## V 特定秘密の指定解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1	内閣総理大臣による指揮監督	第18条第4項		
2	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
(1)	内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正	附則第9条	「内閣府独立公文書管理監(仮称)」について、現時点での位置付け及び所掌事務を教示いただきたい。	● 現時点での検討状況については、政令案及び運用基準案を参照されたい。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(修正版 (2))	行政機関の長による 特定秘密指定管理簿 の写しの提出等	附則第9条	<p>「特定行政文書ファイル等」の管理に資する事項について、毎年1回、内閣府独立公文書管理監(仮称)あてに報告することとされているが、防衛省においては、現行の防衛秘密として指定されている事項が記載された文書等が相当数存在し、また、特定秘密保護法が施行後においても、多数の文書等を保有することが見込まれるため、本報告については、公文書管理法における内閣総理大臣への報告対象とされているもの(文書の保存期間が1年未満のものは対象外)と同一にするなどにより、施行前後の対応が困難となるような過大な行政事務が発生しないようご配慮願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定行政文書ファイル等の管理に関する報告の具体的な内容や在り方については、今後検討を進めてまいりたい。</li> </ul>
			<p>「特定行政文書ファイル等」には、保存期間が同一の文書がまとまっているという理解でよい。また、保存期間満了後の扱い(移管又は廃棄)についても「特定行政文書ファイル等」ごとに判断されるということである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴見のとおり。</li> </ul>
			<p>「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、特定秘密が記録されている文書についてどのように判別するのか。特定秘密が記録されている文書1枚1枚に印刷、押印等の表示がなされるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密が記録されている文書は文書ごと又は部分ごとに特定秘密の表示がなされることから、御指摘のような場合においても、特定秘密が記録されている文書か否かを容易に判別できる。</li> </ul>
			<p>「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、特定秘密が記録されている文書のみを業務の対象とすることが想定される内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)においては、実務上どのように検証・監察・是正等の業務を行うのか(例えば、行政機関の長が資料の提出を行う場合には、どのように取扱うのか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘のような場合には、内閣府独立公文書管理監(仮称)は、特定行政文書ファイル等の単位で、その管理について検証・監察・是正の求め等を行うこととなる。</li> </ul>
			<p>「特定行政文書ファイル等」の中に、特定秘密が記録されている文書とそうでない文書が混在する場合、各行政機関が文書を管理する上でも、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)が業務を遂行する上でも、また内閣総理大臣への廃棄協議等を実施する上でも、実務上混乱が生じる可能性も考えられるが、そうであるならば「特定行政文書ファイル等」については特定秘密が記録されている文書に限定することも考えられるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文書管理等の観点から、各行政機関において、特定行政文書ファイル等に特定秘密が記録されていない行政文書を可能な限り継続することとすることはあり得るが、行政文書ファイルは相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合的にまとめた性質のものである以上、特定行政文書ファイル等から特定秘密が記録されていない行政文書を一律に排除することは実務上必ずしも適切とは考えられない。</li> </ul>
			<p>「特定行政文書ファイル等から特定秘密が記録されていない行政文書を一律に排除することは実務上必ずしも適切とは考えられない。」とのことだが、実際に特定秘密が記録された文書を保有する予定の省庁がどのように考えているのか御教示いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府独立公文書管理監(仮称)に対する特定行政文書ファイル等に関する報告の具体的な在り方を検討する中で、必要があれば、特定秘密である情報を記録する文書の保管の在り方について、関係省庁の意見を伺ってまいりたい。</li> </ul>
			<p>現在の整理に鑑みると、特定行政文書ファイル等に特定秘密が記録された文書とその他の文書が混在することが考えられるが、その場合、特定行政文書ファイル等の管理の検証等を行う独立公文書管理監(仮称)及び同ファイル等の移管又は廃棄の協議を受ける公文書管理課の業務の便宜上、特定行政文書ファイル等の特定秘密の情報が記録されている部分に文書上の表示だけでなく、その他文書と明確に区別できるような処置を求めることが考えられるが如何か。</p> <p>また、「内閣府独立公文書管理監(仮称)に対する特定行政文書ファイル等に関する報告の具体的な在り方を検討」とあるが、当該検討について、進め方、今後のスケジュール等を御教示いただきたい。その他検討を予定している事項についても御教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定行政文書ファイル等の整理について、実務上の便宜の観点からどのような工夫があり得るのか、内閣大臣官房公文書管理課と相談しつつ、検討を進めてまいりたい。</li> <li>● また、特定行政文書ファイル等の管理状況の報告、廃棄協議等の具体的な方法についても、スケジュールを含め内閣大臣官房公文書管理課と相談しつつ、検討を進めてまいりたい。</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			特定秘密が記録された行政文書ファイル等についても、公文書管理法が適用され、同法の枠組みの中で運用されることとなるが、「特定行政文書ファイル等」の移管又は廃棄に当たっては、各行政機関から内閣府公文書管理課への協議と、内閣府独立公文書管理監(仮称)(情報保全監察室(仮称))への協議との関係について、今後具体的に協議されたい。	● 今後内閣府大臣官房公文書管理課と具体的に協議してまいりたい。
3	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報			
	(1) 通報の処理の枠組み		「特定秘密の取扱いの業務を行う者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者が、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が本法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け」とあるが、取扱業務者等以外の者からの通報はどう扱うのか。	● 取扱業務者等以外の者が特定秘密を取り扱うことはないことから、取扱業務者等以外の者からの通報を受け付けることは想定していない。
			国家公安委員会における通報窓口は、警察庁に設置することができるものと解してよろしいか。	● 貴見のとおり。
			現在案では「若しくは行っていた者」という記述が加えられているが、退職者もこの中に含まれ得るとの認識か、見解をお示し頂きたい。	● 貴見のとおり。
	(2) 通報の処理			
	(3) 通報者の保護等		例えば、警察庁長官の指定について都道府県警察の職員が通報を行い、当該都道府県警察の本部長がこれを理由に当該職員に対して懲戒処分を行うような場合について、警察庁長官は、「行政機関の長」であるものの、都道府県警察本部長に対する懲戒権限を有していないところであるが、このように懲戒権限を有していない者については、懲戒処分その他適切な措置をとるものとはされないと解してよろしいか。 また、都道府県警察本部長の懲戒権限は国家公安委員会が有していることを踏まえれば、上記のような場合には、「行政機関の長」である国家公安委員会が、懲戒処分その他適切な措置をとるものとされるのか。	● 通報の窓口は各行政機関及び内閣府独立公文書管理監(仮称)に設けられるものであり、通報に係る調査は、通報者を特定されないよう行われることから、仮に都道府県警察の職員が通報を行ったとしても、当該都道府県警察の本部長は通報者が誰なのか知ることはなく、御指摘のような場合は想定されない。
			イにおいて行政機関の長が講ずるべきこととしている「適切な措置」としてどのようなものを想定しているか、具体的に教示されたい。	● 例えば、不利益な取扱いの禁止について、職員に対し、周知、教育等を行うことが考えられる。
4	法第18条第2項に規定する者及び国会への報告			
	(1) 内閣総理大臣への報告等	第18条第3項	ア(ア)について 現在案では、内閣総理大臣へ報告する“新たに指定した特定秘密の件数”に關し「事項の細目ごと」という記述が加えられているが、特定秘密の指定は事項の細目毎に区分して行われるものではないと理解しており、事項の細目ごとに件数を集計することは困難であると考えられ、事項ごとの集計が適当と考える。なお、法の施行日において特定秘密とみなされる防衛秘密についても、当該細目ごとに区分して指定されたものではないことを申し添える。	● 特定秘密の指定は事項の細目ごとに区分して行うものではないが、個々の特定秘密はいずれかの事項の細目に該当するものである。「事項の細目ごと」の報告は、情報保全諮問会議の委員の先生の御意見を受けて追加するものであり、原案を維持することとした。
			ア（ク）過去1年に適性評価を実施した件数 この件数は、人数のことか。	● 人数ではなく、実施件数である。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			公文書管理法第9条第1項及び第2項に規定する内閣総理大臣への行政文書の管理状況の報告・公表との関係について、今後具体的に協議されたい。	● 今後内閣府大臣官房公文書管理課と具体的に協議してまいりたい。
(2)	法第18条第2項に規定する者への報告	第18条第2項		
(3)	国会への報告及び公表	第19条	「内閣総理大臣は、…適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。」とあります。報告・公表の対象となるものは、4 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告 (1)ア(イ)～(サ)との理解でよろしいか。この他に報告・公表の対象となるものはあるか。	● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が行政機関の長から報告を受ける「5(1)ア(ア)～(ス)までに掲げる事項」のほか、5(1)イに定める行政機関の長の説明、5(1)ウに定める内閣府独立公文書管理監(仮称)の意見についても、内閣総理大臣への報告の対象となり得、国会に対しては、これに加え、5(2)に定める有識者の意見も報告・公表の対象となる。

## VI 本運用基準の見直し

--	--	--	--

## その他

		<p>法第6条第1項の規定に基づき他の行政機関へ特定秘密を提供する際には、同条第2項の規定による行政機関の長間の協議が必要(具体的な協議事項は政令で規定予定)と承知しているところ、これらの協議における判断・評価については(各省間調整が必要になることから)一定の基準・ガイドライン等が必要ではないか。</p> <p>特に、省庁間の特定秘密の受け渡し方法(運搬・交付・伝達)等については、たとえば下記のような疑義があることから、一定の基準等が必要と思料。</p> <p>① 対面による受け渡し以外の方法(メール・電話・FAX等による交付)を許容するのか。(その過程で漏えいが生じた場合の責任の所在)</p> <p>② ①で許容するとした場合、通信手段そのものに係る保護措置(メールにおけるパスワードや電話等に係る暗号等)を特定秘密として別箇指定する必要があるのか。</p> <p>③ ①で許容するとした場合、電話・電気通信ネットワークの管理者等を特定秘密取扱者(適合事業者)として指定する必要があるのか。</p> <p>(補足) 法第6条第2項に掲げられた協議は、施行令第17条において「第13条第1項第2号から第12号までに掲げる措置の実施に関する事項」とあり、行政機関の長が第13号第7号、第8号等で規程を定めることとなっているが、各省庁が定めた規程に齟齬が生じない様に、運用基準やガイドライン等により、一定の基準を設ける必要があると考える。</p>	<p>● 各行政機関における特定秘密の物的保護措置のひな形を作成することを検討しており、その中で御指摘の特定秘密文書等の運搬の方法の制限等についても規定することを検討したいと考えております。</p> <p>なお、本検討に際し、当方として留意すべき点があれば、予めご教示願います。</p>
--	--	---	---

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p><b>【コメント】</b></p> <p>・上記のとおり、対面による受け渡し以外の特定秘密の交付については、(1)漏えいが生じる恐れ、(2)保護措置に関する種々の調整が煩雑化する恐れ等があることから、原則として認めるべきでないと考える。また、対面による受け渡し以外の方法を仮に認める場合であっても、複数の職員が共用する機器(電話・FAX等)による秘密の交付については、秘密取扱者以外の者が秘密に触れる(漏えいの)恐れがある(あるいは漏えいを回避するためにには多数の職員を秘密取扱者に指定する必要がある)ことから、認めるべきでないと考える。</p> <p>・(対面による受け渡し以外の方法を仮に認める場合において、)上記②について、あくまで秘密の交付方法に過ぎない通信手段に係る保護措置(パスワード等)については、それ自体が特定秘密の3要件に該当するとは通常解されないこと、また「必要最小限の情報を特定秘密として指定する」(運用基準Ⅰ 2(1)ア)趣旨からも、特定秘密に指定すべきでないと考える。</p> <p>・(対面による受け渡し以外の方法を仮に認める場合において、)上記③について、(1)電話・電気通信ネットワークの管理者等については、当該通信手段を介して交付される特定秘密を直接受領・利用する立場ではなく、当該特定秘密との関係はあくまで間接的なものに過ぎないこと、(2)通信手段の管理者等を特定秘密取扱者(適合事業者)に指定するとなると対象者が膨大となり、「過不足なく必要な者に範囲を限る」(運用基準Ⅳ1)ことが困難となること 等から、特定秘密取扱者(適合事業者)に指定すべきでないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘も踏まえ、引き続き検討してまいりたい。</li> </ul>
			<p>特定秘密保護法施行令や運用基準の策定により、その他の法令(例えば公文書等の管理に関する法律施行令)に改正の必要が生じた場合、どのような手続で措置していくのか。そのスケジュール感についても御教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本施行令案及び運用基準案については、夏を目処にパブリックコメントを実施し、国民の皆様の御意見をしっかりと伺った上で、秋の早い時期には闇議決定できるようなスケジュールで実行準備を進めてまいりたいと考えています。なお、現時点では、法附則第4条、第7条及び第9条に係る政令以外で改正の必要がある政令は把握しておりません。</li> </ul>
			<p>令第10条において、行政機関の長は、指定をしたときは、当該特定秘密を利用し、又は知る者に指定した旨等を周知させることが求められているが、当該周知の手段(書面等)について、運用基準に定める必要はないか(解除の場合も同様)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御指摘の趣旨を踏まえ修正。</li> </ul>
			<p>指定解除の効力の生ずるタイミングは、どの時点となるのか(指定行為に係る効力発生は令第4条にあり、行政機関の長が行政文書を作成したときにその効力が生じる、とあるが、解除の効力が生ずるタイミングについての規定がないのではないか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定後に非公知性又は特段の秘匿の必要性を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでも無く当然に指定の効力は消滅することになる。他方、特定秘密保護法では、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務づけている。</li> </ul>
			<p>指定解除の効力に関して、貴室からの回答では、「指定の効力は、要件を欠くに至った場合、当然に指定の効力が消滅、指定の解除を行うことを法律上義務づけ」とあるが、法令的に「解除」とは、もともとあった特別な条件を元に戻すということを指すのではないか。したがって、当然に消滅とはならないと考えられるがどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本法律における「解除」とは、以前の回答のとおりであり、政令案においては「解除」が行われた後の指定の外形を除去するための手続について</li> </ul>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>貴室のいう法律上の義務づけとは、法第4条第7項を指すと考えられるが、同項は、「政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除する」とあるところ、現在の政令案では、解除したときの措置を定めている一方、手続規定が定まっていないのではないか。</p> <p>法第4条第7項の規定ぶりと、指定効力が消滅するという貴室の考え方の根拠を明らかにしていただきたい。</p>	<p>規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、御指摘の解除に係る具体的な手続規定については、その要否も含め検討してまいりたい。</li> </ul>
			<p>要件充足性の記述はどの程度記述する必要があるのか、各省における記載等の大きな違いを避ける観点から、基準ないしは一定のガイドラインを作る必要がないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密の指定の理由(※ 前回照会時から名称を変更)の記載は、各行政機関が保有する情報の内容に応じて個別具体的に実施するものであるところ、記載ぶりについて基準等を策定することは現時点において考えていない。</li> </ul>
			<p>日米等情報保護協定に基づく情報保全について(該当ページ無し)情報保護協定等に基づき外国から受領する情報については、TOP SECRET=機密、SECRET=極秘、CONFIDENTIAL=秘として政府統一の指定を行い、提供元の外国政府等の名を明記すること。また当該情報の複製・翻訳を行った場合にも、原本の秘密指定及び提供元の外国政府名を明記するべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定秘密は、現行の秘密区分上「機密」に該当するもの及び「極秘」に該当するものの一部の情報が指定されるものと考えているが、本運用基準は特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な基準を定めるものであり、御指摘の「機密」、「極秘」及び「秘」のように特定秘密以外の秘密を含む秘密区分制度に関して、政府全体として統一した指定・表示を行うことを本法の運用基準に盛り込むことは困難だと考える。なお、特定秘密以外の政府における情報管理の在り方については、情報管理の在り方に関する検討チームで検討が行われているものと承知をしている。</li> <li>● 本法は、およそ特定秘密に該当する情報については、情報漏えい等の危険性が増大する中で、現行の防衛秘密以上の厳格な取扱いを要するものとして、適性評価制度の導入、罰則の強化等の措置を講ずるものとしたもの、法令においてそれを更に細分化して特定秘密の中で取扱いに差異を設けることは想定しておらず、各国との間で締結された秘密保護協定等を踏まえ取扱いに差異を設ける必要がある場合には、現行の防衛秘密制度同様、運用上の取扱いに差異を設けることとしている。</li> <li>● なお、現行の防衛秘密制度では、「秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(防衛事務次官通達(平成24年9月28日改正))」において、防衛秘密として指定された事項のうち、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定に基づき他の締結国との間でやり取りされる情報であって、特に厳格な管理を要するものを「特に厳格な管理を要する防衛秘密」として、その取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定(個人単位とする。)や運搬方法(郵送を認めない。)及び表示措置(機密と並記。)について、その他の防衛秘密に比較し、より厳格な管理とする運用を行っていると承知しております。特定秘密について、関係国との関係上、取扱いに差異を設ける必要があるものについては、各省における訓令において規定していくことが考えられる。</li> </ul>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（素案の叩き台）

## 目次

I	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	1
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	1
(1)	拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重	1
(2)	公文書管理法と情報公開法の適正な運用	2
3	特定秘密を取り扱う者等の責務	2
II	特定秘密の指定等	3
1	指定の要件	3
(1)	別表該当性	3
(2)	非公知性	8
(3)	特段の秘匿の必要性	9
(4)	特に遵守すべき事項	9
2	実施体制	9
3	指定手続	10
4	指定の有効期間の設定	11
5	指定に関する関係行政機関の協力	12
6	指定した特定秘密を適切に保護するための規程	12
III	特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等	12
1	指定の有効期間の満了及び延長	12
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合	12
(2)	指定の有効期間の満了	13
(3)	有効期間の延長の周知等	13
(4)	通じて30年を超えて延長する場合	13
2	指定の解除	14
(1)	指定の理由の点検等	14
(2)	解除の周知等	14
(3)	特定秘密の表示の抹消	14
(4)	指定の解除の表示	14
3	指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	14
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	14
(2)	指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	15

<b>IV 適性評価の実施</b>	15
<b>1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方</b>	15
(1) プライバシーの保護	15
(2) 調査事項以外の調査の禁止	15
(3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止	15
(4) 基本人権の尊重等	16
<b>2 実施体制</b>	16
(1) 適性評価実施責任者	16
(2) 適性評価実施担当者	16
(3) 関与の制限	16
(4) 留意事項	16
<b>3 評価対象者の選定</b>	16
(1) 名簿の提出	16
(2) 行政機関の長の承認	17
(3) 留意事項	18
<b>4 適性評価の実施についての告知と同意</b>	19
(1) 評価対象者に対する告知	19
(2) 同意の手続	19
(3) 不同意の場合の措置	19
(4) 同意の取下げ	20
<b>5 調査の実施</b>	20
(1) 評価対象者による質問票の記載と提出	21
(2) 上司等に対する質問等	21
(3) 人事管理情報等による確認	21
(4) 評価対象者に対する面接等	22
(5) 公務所又は公私の団体に対する照会	22
(6) 留意事項	22
<b>6 評価</b>	23
(1) 評価の基本的な考え方	23
(2) 評価の際に考慮する要素	23
<b>7 結果等の通知</b>	24
(1) 評価対象者への結果及び理由の通知	24
(2) 特定秘密管理者及び適合事業者への結果の通知	25
<b>8 苦情の申出とその処理</b>	25
(1) 苦情の処理のための体制	25
(2) 苦情の申出	25
(3) 苦情の処理の手続	25
(4) 苦情処理結果の通知	26

(5) 留意事項 ······	26
<b>9 適性評価実施後の措置 ······</b>	<b>26</b>
(1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性 がある場合の措置 ······	26
(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する 可能性がある場合の措置 ······	27
<b>10 適性評価に関する個人情報等の管理 ······</b>	<b>27</b>
(1) 適性評価に関する文書等の管理 ······	27
(2) 行政機関における個人情報等の管理 ······	28
(3) 適合事業者等における個人情報等の管理 ······	29
(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限 ······	29
<b>11 研修 ······</b>	<b>29</b>
<b>12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力 ······</b>	<b>29</b>
<b>13 警察本部長による適性評価 ······</b>	<b>29</b>
<b>14 特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定     める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置 ······</b>	<b>30</b>
<b>V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するた     めの措置等 ······</b>	<b>30</b>
<b>1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力 ······</b>	<b>30</b>
<b>2 内閣総理大臣による指揮監督 ······</b>	<b>30</b>
<b>3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検     証・監察・是正 ······</b>	<b>31</b>
(1) 内閣府独立公文書管理監（仮称）による検証・監察・是正 ······	31
(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等 ······	31
<b>4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適     正に関する通報 ······</b>	<b>33</b>
(1) 通報の処理の枠組み ······	33
(2) 通報の処理 ······	34
(3) 通報者の保護等 ······	36
<b>5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告 ······</b>	<b>36</b>
(1) 内閣総理大臣への報告等 ······	36
(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告 ······	37
(3) 国会への報告及び公表 ······	37
<b>6 その他の遵守すべき事項 ······</b>	<b>38</b>
<b>VI 本運用基準の見直し ······</b>	<b>38</b>

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

**【別添様式】**

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	39
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	50
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	51
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	52
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	53
別添 5	質問票（適性評価）	54
別添 6	調査票（適性評価）	82
別添 7	適性評価のための照会書	88
別添 8	適性評価実施担当者指定証	89
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	90
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	93
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	96
別添 11	苦情処理結果通知書	99

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（素案（案）の叩き台（改訂版））

## I 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）の統一的な運用を図るため、特定秘密保護法第 18 条第 1 項の規定に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（仮称）（以下「本運用基準」という。）を定める。

行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用 その他特定秘密に関する業務を行なうすべての者 は、本運用基準が定める内容に従って統一的に、政府一体となって効果的かつ効率的に特定秘密保護法の運用を統一的に行うことによりし、特定秘密の漏えいの防止をもって我が国及び国民の安全の確保を図るとともに、その適正を確保するものとする。

なお、本運用基準における用語の定義は、特定秘密保護法又は特定秘密の保護に関する特定秘密保護法律施行令（仮称）（平成 26 年政令第〇〇号。以下「施行令」という。）の定めるところによる。

### 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

#### （1）拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

特定秘密保護法は、第 22 条第 1 項及び第 2 項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと等を定めている。当該規定は、行政機関等における解釈適用の準則、すなわち、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う解釈適用に当たるすべての者が特定秘密保護法を解釈適用するに当たって従わなくてはならない基準であるり、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う運用解釈適用に当たるに開わるすべての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。

ア 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと。

特に、特定秘密保護法第 3 条第 1 項、第 4 条及び別表各号については、この点により一層についてより留意し、本運用基準 II 1、II 3-4 (1)、III 1 (1)等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定すること。

イ 憲法に規定する国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう、

分に配慮すること。

ウ 出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること。

## (2) 情報公開法と公文書管理法と情報公開法の適正な運用

行政機関の保有する特定秘密が記録された行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第4項行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）はについて、情報公開法と公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合にはが適用されることは、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録するが記録された他の行政文書についても、と異なることはない公文書管理法や情報公開法の適用を受けることは、他の行政文書と異なることはない。すなわち、特定秘密である情報を記録するが記録された行政文書についても、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、その性格から、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報に該当するものと判断されると考えられるがについても、そ開示・不開示の決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべてのに関わる者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、これら公文書管理法と情報公開法と公文書管理法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責務を全うしなければならない。

## 3 特定秘密を取り扱う者等の責務心構え

(1) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらが定める特定秘密の保護のための措置を適切に講じ、特定秘密の漏えいを防止しなければならない。

- (2) 特定秘密を取り扱う者は、自身が特定秘密の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得ることを十分に認識し、施行令第4312条第2項に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保特定秘密を取り扱う者として自覚ある行動をとらなければならぬ。
- (3) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者等へ報告するなど、適切に対応対処するものとする。
- (4) (1)から(3)までについては、特定秘密を取り扱わなくなった者後につおいても、特定秘密を取り扱う者の責務に鑑み、同様に考えるものとする。

## II 特定秘密の指定等

### 1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）
- 公になつていい情報であること（以下「非公知性」という。）
- その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）

行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件に該当するかを満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

#### (1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下にのとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した掲げる事項の細目を参考してに該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報のすべてがを特定秘密にして指定され得るわけするものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみがを特定秘密にして指定される。

#### 【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（これらについての検討を行うための方針を含む。以下同じ。）のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
- (a) 自衛隊の訓練又は演習
- (b) 自衛隊による情報収集・警戒監視活動(c)に掲げるものを除

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

く。)

(c) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

b 自衛隊及びアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の軍隊（以下「米軍」という。）の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）

b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b) に掲げるものを除く。）

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針

b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c 自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

ト 防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要な

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

もの

a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) 国民の生命及び身体の保護

(b) 領域の保全

(c) 海洋及び上空等における権益の確保

(d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）

(a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請

(b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限

(c) 資産の移転の禁止又は制限

(d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限

(e) (b)の貨物を積載した船舶の検査

(f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）

b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a又はbを分析して得られた情報

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、  
計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国が政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供  
されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定  
により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に  
相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する  
計画若しくは研究

a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研  
究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

(a) **特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、  
細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止**

(ab) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(bc) 重要施設や、要人等に対する警戒警備

(ed) サイバー攻撃の防止

(d) **大量破壊兵器関連物資の不正取引の防止**

b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置  
又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において  
特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために  
講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する  
重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b  
に掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定  
秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ず  
ることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、  
計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

## 情報保全諮問会議委員関係者限り

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

### 【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

　a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

　　(a) 緊急事態の対処に係る部隊の戦術

　　(b) 重要施設や、要人等に対する警戒警備

　　(c) サイバー攻撃の防止

　b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

　a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

　b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

　c a又はbを分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

　ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

　我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

### (2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないかどうか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国

の政府その他の者により公表されていると認定めする場合には、たとえ我が国により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

### (3) 特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国的能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動等、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞るに支障が生じる

などの我が国安全保障に著しい支障を与える事態が生じ、我が国安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるか否かにより行うものとする。

### (4) 留意事項特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点に特に留意するものとするを遵守しなければならない。

- ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行うこととい、特定秘密として保護すべき情報が漏れなく指定されるとともに、当該情報以外の情報が指定されする情報に含まれないようにすること。
- イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- ウ 国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定されする情報の範囲が明確になるよう努めること。

### 2(5). 実施体制

行政機関の長は、施行令第12条第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものと所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の指定及び解除並びにその保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を行わせ講じさせるものとする。

ア 施行令第4条の規定による特定秘密指定管理簿の備付け

- (1) イア 施行令第5-4条、第8-7条、第9-8条第1項第1-3号、第10-9条第1-2号及び、第12-11条第1項第1-3号並びに及び~~II-3-2(5)~~の規定による特定秘密指定管理簿への記載又は記録
- (2) ウイ 特定秘密保護法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示
- (3) エウ 特定秘密保護法第3条第2項第2号の規定による通知
- (4) オエ ~~II-3-2(6)~~の規定による周知
- (5) カオ 特定秘密保護法第3条第3項の規定による同条第2項第1号に掲げる措置
- (6) キカ 施行令第9-8条第1項の規定による措置及び~~III-1(2)ア~~の規定による周知等
- (7) クキ 施行令第10-9条の規定による措置及び~~III-1(3)~~の規定による周知
- (8) タ ~~III-2(1)~~の規定による書面又は電磁的記録への記載又は記録
- (9) ケ 施行令第12-11条第1項の規定による措置及び~~III-2(2)~~の規定による周知等
- (10) ニ 施行令第13-12条の規定による措置
- (11) オ 上記(1)アから(10)ニまでに掲げるもののほか、特定秘密の指定及び解除並びにその保護に関する業務を管理するために必要な措置

**2.3 指定手続**

- (1) 行政機関及び又は都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が特定秘密に指定するためのされるよう関係職員に通報するなどの措置をと講ずるものとする。
- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約する、特定秘密として取り扱うことを要しない対象情報の記述であつて、当該情報の詳細な内容を明らかにしないことにより特定秘密保護法第3条第1項に規定する要件を満たさないもの（当該要約した内容を以下「要約」という。）とともに、（以下「対象情報の記述」という。）及び当該情報が指定の要件を充足していると判断するの指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記述する（当該記述した内容を以下それぞれ「対象情報の記述」及び「指定の理由要件充足性の記述」という。）ものとする。指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を充足満たしていると判断する理由を明記することとする。
- (3) 要約対象情報の記述は、必要に応じ、「（〇〇を含む。）」、「（〇〇を除く。）」と記すことなど等により、当該指定に係る情報の範囲が明確

になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、要約対象情報の記述及び施行令第4条第3号の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年度中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年度中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、外国の政府等との交渉の終了、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を要件充足性の記述指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5) 特定秘密指定管理簿には、施行令第5〇4条第〇1号から第〇5号までに掲げる事項のほか、指定の整理番号及び要件充足性の記述を記載し当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。
- (6) 特定秘密管理者は、特定秘密の指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、特定秘密保護法第3条第2項第1号又は同項第2号に規定する措置を講ずる行うほか、当該指定をした旨並びに当該指定に係る施行令第5条第1号、第2号及び第4条第3号に掲げる事項を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について特定秘密保護法第3条第2項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

#### 3.4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく特定秘密の指定の有効期間として、特定秘密に指定されしようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、
- 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
  - 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）

- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めことが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。
- (2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府との交渉の方針等、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由要件充足性の記述の中で明らかにするよう努めるものとする。

#### 4-5 特定秘密の指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図面画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密にとして指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

#### 5-6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程

- (1) 施行令第12条第1項に規定する規程（以下「規程」という。）には、同条各号に掲げる措置及び特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築その他特定秘密を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。特に、施行令第12条第1項第10号に掲げる緊急の事態に際する特定秘密文書等の廃棄について、危機管理に万全を期すため、その実施手続その他必要な事項を定めるものとする。
- (2) 行政機関の長は、規程を定めようとするときは、あらかじめ、その案を内閣総理大臣に通知するものとする。

### III 特定秘密の指定の有効期間の満了・延長・解除等

#### 1 指定の有効期間の満了及び延長

##### (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了するした場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由要件充足性を点検する。時の経過に伴い指定の理由要件充足性の記述に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化しているにもかかわらず中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期

間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

- ア 計画見積り又は見積り計画のうち、対象期間が定められているもの当該対象期間が満了したとき
- イ 情報収集活動の手法方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき
- ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき
- エ 防衛の用に供する物（船舶を含む。）、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用しなくなったとき
- オ 外国の政府等との交渉に不利益を及ぼすが困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

## (2) 指定の有効期間の満了

### ア 有効期間の満了の周知等

特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第9-8条第1項に規定する措置を行う講ずるほか、当該指定の有効期間が満了した旨を当該行政機関において当該特定秘密指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の満了について施行令第9-8条第1項第3-2号の通知を受けた者を除く。）に周知するとともに、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定の有効期間が満了したか否かを確認することができるようするものとする。

### イ 特定秘密の表示の抹消

施行令第9-8条第1項第2-1号の特定秘密の表示の抹消は、特定秘密の表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりするものとする。

### ウ 有効期間の満了の表示

施行令第9-8条第1項第2-1号の有効期間の満了の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

## (3) 有効期間の延長の周知等

特定秘密管理者は、特定秘密の指定の有効期間が延長されたときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第10-9条に規定する措置を行う講ずるほか、当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨、並びに延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の延長について施行令第10-9条第2-1号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

## (42) 通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、ができる当該特定秘密がは、同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とするし、特に慎重に行うものとする。

## 2 指定の解除

### (1) 指定の理由要件充足性の点検等

行政機関の長は、平素からその指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由要件充足性を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たすとしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。

### (2) 解除の周知等通知

特定秘密管理者行政機関の長は、特定秘密の指定が解除されたときには、行政機関の長の命を受けて、施行令第4211条に規定する措置を行う講ずるほか、当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日を当該行政機関において当該特定秘密指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の解除について施行令第4211条第1項第3・2号の通知を受けた者を除く。）に周知する施行令第○条第○号、第○号又は第○号の規定に基づき、指定が解除された旨の表示、通知等を行うとともに、特定秘密当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようするものとする。

### (3) 特定秘密の表示の抹消

施行令第4211条第1項第2・1号の特定秘密の表示の抹消は、**図1(2)イ**の要領によりするものとする。

### (4) 指定の解除の表示

施行令第4211条第1項第2・1号の指定の解除の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

## 3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した特定秘密当該指定に係る情報を記録するが記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い

### (1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定が解除されし、又は指定の有効期間が満了したもの当該指定に係る情報を記録するが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定に関わらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

(2) 指定の有効期間が通じて 30 年以下未満の特定秘密

ア 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて 30 年以下未満の特定秘密に係る情報であって、その指定が解除されし、又は指定の有効期間が満了したもの当該指定に係る情報を記録するが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第 8 条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

イ 行政機関の長は、アの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて 25 年を超える以上の特定秘密を記録するが記録されたものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することの無ないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどう否か特に慎重に判断するものとする。

#### IV 適性評価の実施

##### 1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方

###### (1) プライバシーの保護

適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、特定秘密の取扱いの業務の円滑な遂行に十分に留意しつつ、必要以上に評価対象者を選定しない過不足なく必要な者に範囲を限って行うように配慮しなければならない。また、適合事業者の従業者は行政機関の職員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得なければならない。

###### (2) 調査事項以外の調査の禁止

適性評価の調査は、特定秘密保護法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項以外の事項について行なはばならず、例えば、評価対象者の思想信条並びに、適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み、仮に調査の過程で調査事項に關係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない。また、

###### (3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはな

らない。

#### (4) 基本人権の尊重等

適性評価に関わる者は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する憲法第14条を遵守するとともに、**国民の**基本的人権を不当に侵害することのないよう、**十分に配慮に**しなければならない。

### 2 実施体制

#### (1) 適性評価実施責任者

行政機関の長は、適性評価を実施するため、官房長、局長又はこれに準ずる者を適性評価実施責任者に指定し、適性評価の実施に関する事務を総括させる。

#### (2) 適性評価実施担当者

適性評価実施責任者は、適性評価を実施するに当たって、適性評価実施担当者を指定し、適性評価の実施に必要な事務を行わせる。

#### (3) 関与の制限

行政機関の長、**並びに**適性評価実施責任者、**及び**適性評価実施担当者**又は以外の者はを除き**、適性評価実施責任者の上司その他**の**当該行政機関の長が指定する者**を除き以外の者は**、適性評価に関する事務に關与することができない。ただし、特定秘密保護法第12条第4項の規定による質問に回答し若しくは同項の規定による照会に対し、**必要な事項を報告する場合**、若しくは適性評価の実施に関する事務に必要な連絡を取り次ぐ場合、又は苦情の申出に対応するため必要な場合は、この限りでない。

#### (4) 留意事項

**適合事業者の従業者の適性評価を実施するに当たり、当該適合事業者に**対し、評価対象者との間の書類の受渡しその他の連絡の取次ぎを依頼することは差し支えないが、**適合事業者が取次ぎを行う際には、評価対象者が記載した書類の内容等**適合事業者に通知することとされていない情報が評価対象者の意に反して当該適合事業者の知るところとならないようにしなければならない。

### 3 評価対象者の選定

#### (1) 手続名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、**当該行政機関の職員としてについて、特定秘密の取扱いの業務を行わせる特定秘密保護法第12条第1項各号に掲げる者について**、**適性評価が実施される必要があると認めるときは、当該その者職員(採用予定者を含む。)**の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、

及び特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号いづれに該当するか、及びを記載し、又は記録した名簿を作成し、同項第3号に該当する場合にはと認める者にあっては該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを明らかにして適性評価実施責任者に提出する。

イ 特定秘密保護法第5条第4項又は特定秘密保護法第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し、又は提供される適合事業者は、その従業者としてについて、特定秘密の取扱いの業務を行わせる特定秘密保護法第12条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者、又は9(2)イの特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当すると認める旨の通知があつた者について、適性評価が実施される必要があると認めるときは、当該その従業者（採用予定者を含む。以下「評価対象従業者」という。）について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項いづれに該当するかを記載し、又は記録した名簿を作成し、これを当該特定秘密に係る特定秘密管理者に提出する。

ウ イにより名簿の提出を受けた特定秘密管理者は、名簿に登載された者のうち特定秘密の取扱いの業務を行わせる適性評価が実施される必要があると認める者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号、いづれに該当するかを記載し、又は記録した名簿を作成し、同項第3号に該当する場合にはと認める者にあっては該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を明らかにしてを記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。この場合において、当該特定秘密管理者は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がないと認め、名簿に登載しない者があるときは、その旨を適合事業者に通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

エ ア、イ又はウの名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、当該名簿を提出した者は速やかに遅滞なくこれを当該名簿の提出を受けた者に通知する。

## (2) 行政機関の長の承認

エア (1)ア又はウにより名簿の提出を受けた適性評価実施責任者は、名簿

に登載された者について、特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれかに該当するものとして適性評価を実施する必要があると認めるとときは、適性評価を実施することについて行政機関の長の承認を得なければならぬ。

**キイ** 適性評価実施責任者は、行政機関の長のアの承認を得たか否かをときは、その旨を名簿を提出した特定秘密管理者に通知し、する。通知を受けたこの場合において、特定秘密管理者は、(1)ウの名簿に登載された者に係る評価対象従業者についての通知があるときは、当該評価対象者に係る通知の内容を適合事業者に通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

**カア、イ又はウの名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、当該名簿を提出した者は遅滞なくこれを適性評価実施責任者に通知する。**

### (32) 留意事項

**ア** 行政機関の職員又は適合事業者の従業者として新規に採用することを予定している者について適性評価を実施する必要があるときは、その者に対する採用内定の通知を行った後に実施するものとし、この場合には、(1)ア、イ又はウの名簿に新規採用者である旨を明記するものとする。

**キア** 適合事業者の従業者についての適性評価は、当該適合事業者と行政機関との契約後等その他当該従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった後に実施するものとする。

**キイ** 特定秘密保護法第12条第1項第1号に規定する「当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認められるもの」として適性評価を実施する必要がない者は、以下に掲げる者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る結果の通知から5年を経過していないものとする。ただし、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者を除く。

(7) **特定秘密の取扱いの業務を行っていた当該行政機関の職員で、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後、再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなったが、その間当該行政機関において当該通知の日から勤務し続けている者（当該行政機関における勤務には、併任による当該行政機関以外における勤務及び当該行政機関が警察庁である場合の都道府県警察における警察本部長としての勤務を含む。）であって、特定秘密の取扱いの業務を行わな**

いこととなった後に再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者等、当該行政機関の長が適性評価を要しないと認めるもの

- (イ) 当該行政機関と適合事業者との契約に基づき保有し、又は提供された特定秘密の取扱いの業務を行っていた当該適合事業者の従業者で、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後、当該行政機関と当該適合事業者との他の契約に基づき保有し、又は提供された特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなったが、その間当該適合事業者において当該通知の日から勤務し続けている者（当該適合事業者におけるでの勤務には、併任による当該適合事業者以外における勤務を含む。）であって、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後に再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者等、当該行政機関の長が適性評価を要しないと認めるもの

#### 4 適性評価の実施についての告知と同意

##### (1) 評価対象者に対する告知

特定秘密保護法第12条第3項の告知は、評価対象者に別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付することにより行うものとする。

##### (2) 同意の手続

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、評価対象者が必要事項を記載した別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」及び別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（以下これらを「同意書」という。）の提出を受けることにより得るものとする。

イ 適性評価実施担当者は、同意書の提出の後に適性評価のための調査を開始するものとする。ただし、5(1)ア及びイの「質問票（適性評価）」及び資料については、同意書と一緒に提出を受けて差し支えない。

ウ 特定秘密保護法第13条第4項の理由の通知を希望しない旨の申出は、評価対象者が別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」に必要事項を記載することにより行うものとする。なお、理由の通知についての希望は、適性評価の結果の通知が行われるまでの間、理由の通知についての希望を変更しようとする者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出することにより、これをにより変更することができるものとする。

##### (3) 不同意の場合の措置

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者から別添3の「適性評価の実施についての不同意書」が提出されるなど、評価対象者の同意を得られなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

イ 適性評価実施責任者は、アの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意を得られなかつたことにより適性評価を実施しなかつた旨を通知する。

ウ 特定秘密管理者行政機関の長は、適合事業者の従業者についてイア評価対象従業者の同意を得られなかつた旨の通知報告を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該評価対象従業者の同意を得られなかつたことにより適性評価を実施しなかつた旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知する。

エ イの通知を受けた適合事業者は、当該通知に係る評価対象従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該評価対象従業者を雇用する事業主に通知する。

#### (4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により、これを取り下げることができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者行政機関の長は、適合事業者の従業者についてウイ評価対象従業者から同意の取下書が提出された旨の通知報告を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該評価対象従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る評価対象従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該評価対象従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

### 5 調査の実施

(1) 評価対象者による質問票の記載と提出

- ア 適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、必要事項を記載した別添5の「質問票（適性評価）」（以下「質問票」という。）の提出を求めるものとする。
- イ 適性評価実施担当者は、評価対象者に質問票の提出を求める際に、調査のため適性評価に必要な範囲内において、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。
- ウ 適性評価実施担当者は、質問票が具体的に、漏れなく、かつ、正確に記載されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載した事項に変更が生じたときには、速やかに申し出る届出がなされるよう評価対象者に求めるものとする。

(2) 上司等に対する質問等

- ア 適性評価実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知る者と認める者を選定し、この者に対し、別添6の「調査票（適性評価）」（以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該上司等は、調査票に記載すべき内容について評価対象者に確認してはならない。
- イ アのほか、適性評価実施担当者は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人（以下「関係者」という。）に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。
- ウ 関係者に質問を行うに当たっては、適性評価の趣旨及び当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者への質問が、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えることのないようにしなければならない配意する。
- エ 適性評価実施担当者は、関係者から聴取したことにより得られた情報について、評価対象者に示される可能性がある旨を当該関係者に説明する。関係者から聴取した情報については、当該関係者の求めがない限り、当該その情報の提供者が評価対象者の知るところとなる可能性がある旨を説明し、当該関係者が情報を明らかにすることにより、当該関係者が特定されるおそれがあるか否かを確認する。提供したことを評価対象者に明らかにしないことを求めるかどうか確認する。

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事

## 情報保全諮問会議委員関係者限り

業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報（以下「人事管理情報等」という。）の報告を求めることができる。

### (4) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等についての疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなど必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

### (5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。この場合において特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるよう~~に配意~~しなければならない。

イ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」（以下「照会書」という。）に公印を押印し、これを照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

### (6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認することを基本とし、これにより疑問点等が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

エイ 適性評価実施担当者は、適性評価のための調査に従事する者であることを明らかにするため、別添8の「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等に対しから求められたときは、これを提示するものとする。

イ (2)から(5)の手続については、必要に応じ、その順序を入れ替えて実

~~施しても差し支えない。~~

ウ 行政機関の長は、以下に掲げるときは、直ちに適性評価の手続を中止する。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、適性評価の手続を中止した旨を別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により通知するものとする。

- (ア) 評価対象者から4(4)アにより適性評価の実施についての同意の取下げがあったとき
- (イ) 評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったとき

## 6 評価

### (1) 評価の基本的な考え方

行政機関の長は、5の調査の結果を基に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかことについて、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断するものとする。この場合において、調査を尽くしてもなお、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれないと認めることについて疑念が残る場合には、特定秘密の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する特定秘密保護法の目的に鑑み、特定秘密を漏らすおそれないと認められないと判断するものとする。

- ア 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
- イ 情報を漏らすよう働き掛けを受けるた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないあるかおそれが高いか

#### ウ 情報を適正に管理することができるか

- エ 規範を遵守して行動することができるか
- オ 自己を律して行動することができるか
- カ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか
- キ 職務に対し~~シ~~誠実に取り組むことができるか

### (2) 評価の際に考慮する要素

行政機関の長は、評価を実施するに当たり、調査により判明した事実について、以下の要素を考慮するものとする。

- ア 特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項についての評価対象者の行動又は状態（以下「対象行動等」という。）の性質、程度及び重大性
- イ 対象行動等の背景及び理由
- ウ 対象行動等の頻度及び時期
- エ 対象行動等があったときの評価対象者の年齢

- 才 対象行動等に対する自発的な関与の程度
- カ 対象行動等がなくなり、又は再び生ずる可能性

## 7 結果等の通知

### (1) 評価対象者への結果及び理由の通知

- ア 行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれがないと評価したときは、当該評価対象者に対し、別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果を通知するものとする。
- イ 行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれないと認められないと評価したときは、当該評価対象者に対し、別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果及び当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者が理由の通知を希望していないときは、理由を通知しないものとするこの限りでない。
- ウ 理由の通知に当たっては、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには当該事実を示すなど、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、具体的にこれを行うものとする。ただし、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、理由の通知によって、調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとなる場合には、これが明らかとならないようにならなければならない。
- エ 調査の過程において、評価対象者の関係者から情報の提供者を明らかにしないことを条件に情報を入手した場合等情報の提供者を明らかにすることはできない場合には、理由の通知によって当該提供者が特定されることのないよう十分に配慮しなければならない。
- エ本 適性評価実施担当者は、アにより結果を通知する際に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うこととなつた場合に当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに特定秘密を漏らさないこと、9(1)アに掲げる事情が生じた場合に速やかにこれを遅滞なく特定秘密管理者行政機関の長に申し出ること、及び、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に適合事業者が当該評価対象者について9(1)アに掲げる事情が生じたと認めるときにこれを当該評価対象者が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者行政機関の長に報告すること等について、確認同意することを明らかにするため、評価対象者から別添10の「特定秘密の保護に関する誓約書」を徴するものとする。

(2) **特定秘密管理者及び適合事業者への結果の通知**

ア 適性評価実施責任者は、評価対象者についての適性評価の結果を当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、通知する。

イ 適性評価実施担当者は、適合事業者の評価対象従業者について行政機関の長が評価を行った場合特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてアの通知を受けたときは、当該評価対象従業者を指名した適合事業者に対し、別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により、その結果を通知する。

**8 苦情の申出とその処理**

(1) **苦情の処理のための体制**

ア 行政機関の長は、適性評価についての苦情の申出を受け、これを誠実に処理するため、苦情受理窓口を設けるとともに、官房長、局長又はこれに準ずる者を苦情処理責任者に指定する。

イ 苦情の申出があったときは、苦情処理責任者は速やかに当該苦情の概要を行政機関の長に報告するとともに、苦情処理担当者を指定する。この場合において、苦情処理責任者は、苦情を申し出た者に係る適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指定しないものとする。

(2) **苦情の申出**

ア 苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

イ 行政機関の長、適合事業者及び派遣労働者を雇用する事業主は、当該苦情申出者について、苦情の申出をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進又は昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害すること等などの不利益な取扱いをしてはならない。

(3) **苦情の処理の手続**

ア 苦情処理担当者は、苦情について調査を行い、その結果及び処理の方針を苦情処理責任者に報告する。

イ この場合において、苦情処理担当者は、必要に応じ、苦情申出者、適性評価実施担当者その他の必要と認められる者に質問し、又は苦情申出者若しくは及び適性評価実施担当者に資料の提出を求めることができ

る。

ウ 苦情処理責任者は、調査の結果及び処理の方針を行政機関の長に報告し、その承認を得なければならない。

#### (4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)ウに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ 苦情の処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認められる場合には、苦情処理責任者はその旨を適性評価実施責任者に通知する。

ウ イの場合、適性評価実施責任者は適性評価実施担当者を指定して、改めて適性評価を実施する。

#### (5) 留意事項

特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法等、評価対象者について実施された適性評価について、当該評価対象者が行うことができる。評価対象者以外の者からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらぬいが、苦情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

### 9 適性評価実施後の措置

#### (1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

ア 特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。

(ア) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと

(イ) 犯罪を犯して検挙されたこと

(ウ) 懲戒処分の対象となる行為をし行ったこと

(エ) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと

(オ) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと

(カ) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと

(キ) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の

支障を生じさせたりしたこと

(ク) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えて  
いると疑われる状況に陥ったこと

(ケ) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じた  
こと

イ アの報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘密保護法第12条第1項第3号に規定する「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当すると認めるときは、当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があるときは、改めて当該職員についての適性評価を実施しなければならない。

**(2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可  
能性がある場合の措置**

ア 行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。

(ア) 特定秘密保護法第5条第4項又は特定秘密保護法第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し、又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情がある生じたと認めた場合には**ときには**、速やかにこれを契約先の行政機関における当該特定秘密に係るの特定秘密管理者に報告すること

(イ) 従業者が派遣労働者である場合、適合事業者は、当該従業者について(1)アの事情がある生じたと認めた**とき場合**にこれが当該従業者を雇用する事業主から当該適合事業者に報告が行われるよう必要な措置を講ずること

(ウ) イの通知を受けた場合に、適合事業者は、当該通知に係る従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ずること

イ ア(ア)の報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘密保護法第12条第1項第3号に規定する掲げる事情に該当すると認めるときは、その旨を適合事業者に通知する。

**10 適性評価に関する個人情報等の管理**

**(1) 適性評価に関する文書等の管理**

ア 適性評価実施責任者は、評価対象者ごとに、その適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等その他の情報を整理して、これを管理た

適性評価記録簿を作成する。

- イ 特定秘密管理者は、適性評価実施責任者から通知された不同意、同意の取下げ及び適性評価の結果に係る文書等を整理して、これを管理する。  
ウ 苦情処理責任者は、苦情申出者ごとに、その苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理する。

(2) 行政機関における個人情報等の管理

- ア 適性評価に関する文書等記録簿の管理は、公文書管理法等文書管理に関する法令及び規程に基づき、適切に行う。
- イ 適性評価に関する文書等記録簿に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び同法第 6 条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。
- ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第 13 条第 1 項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、モ適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等適性評価に関する文書等記録簿を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得したに関する文書等記録簿の保存期間については、当該提出がなされた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年間とする。適性評価記録簿の保存期間は、以下に掲げるいずれかの日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間とする。
- (ア) 評価対象者に対して特定秘密保護法第 13 条第 1 項の規定による適性評価の結果を通知した日  
(イ) 評価対象者から別添 9-2 の「適性評価の実施についての不同意書」の提出を受けた日  
(ウ) 評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日
- エ 特定秘密管理者は、適性評価実施責任者から適性評価の結果等が通知された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年が経過するまでの期間、当該結果に係る文書等を保存するものとする。
- オ 苦情処理責任者は、苦情申出者に苦情についての処理の結果を通知した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年が経過するまでの期間、苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。
- エカ 保存期間を経過した適性評価に関する文書等記録簿は、関係法令及

び規程に従い、廃棄等するものとする。

**(3) 適合事業者等における個人情報等の管理**

行政機関の長は、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主が、行政機関の長又は適合事業者から通知提供された、評価対象者についての適性評価の結果及び評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかったこと、同意を取り下げたこと及び評価対象者についての適性評価の結果に係る文書等について、これが適切に管理されるよう、上記(2)に準じて必要な措置を講ずることについて、契約で定めるものとする。

**(34) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限**

行政機関の長、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、次に掲げる場合を除き、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかったこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 4 項、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項等の法令に基づく場合

イ 特定秘密保護法第 16 条第 1 項ただし書又は施行令第 22〇条に規定する事由等のいずれかに該当する疑いが生じた場合

**11 研修**

適性評価実施責任者は、適性評価実施担当者に対し、適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びにこれを向上させるために必要な研修を定期的に行うものとする。なお、必要な場合に、当該研修を隨時に実施することを妨げるものではない。

**12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力**

関係行政機関の長は、適性評価のための調査の実施に当たって、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

なお、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

**13 警察本部長による適性評価**

警察本部長による適性評価については、本運用基準に準じて実施するものとする。この場合において、「特定秘密管理者」とあるのは、施行令第 13 条第 1 項第 2 号施行令第〇条第〇号に規定する「特定秘密の保護に関する業務

~~を管理する者~~と読み替えるものとする。

#### 14 特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置

行政機関の長は、特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いの業務を行う者について、特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を特定秘密保護法の施行前に行っていた者又は適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のいずれかに限るよう努めるものとする。

### V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

#### 1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、内閣法第12条第2号から第5号までの規定に基づき、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の及びその解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という指定の有効期間の設定及び延長を含む。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) (1)に定める特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣官房に内閣保全監視委員会（仮称）を設置する。内閣保全監視委員会（仮称）の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会（仮称）の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官内閣総理大臣が定めるものとする。
- (3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、内閣府設置法第●条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するための事務（指定の有効期間の設定及び延長に関連するもの並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。4(1)ア(オ)及び(カ)において同じ。）のうち特定秘密である情報を記録するが記録されたもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理の適正の確保に関連する事務ものを含む。）を行う。
- (4) 行政機関は、(1)及び(3)に定める事務に関し、内閣官房及び内閣府にそれぞれ協力するものとする。

#### 2.1 内閣総理大臣による指揮監督

~~内閣官房内閣~~保全監視委員会（仮称）は、内閣総理大臣が特定秘密保護法第18条第4項に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、行政各部を指揮監督するに当たり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求めることができる。~~ること~~ができる、必要があると認めるときは是正を求めるものとする。

### 3-2 特定秘密の指定及びその解除等並びに及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

#### (1) 内閣府独立公文書管理監（仮称）による特定秘密の指定等の検証・監察・是正 (参考1)

ア 内閣府独立公文書管理監（仮称） （内閣府独立公文書管理監（仮称） が指定する内閣府の職員（参考2） を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及び若しくはその解除又は指定の有効期間の設定若しくは延長（以下「特定秘密の指定等」という。） 並びに及び特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

（参考1）独立公文書管理監（仮称）の名称については、現在、特定秘密文書管理監とすることを検討しています。

（参考2）内閣府訓令で内閣府に情報保全監察室（仮称）を設置し、その室員を指定することを検討しています。

イ ウの場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ キ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除等をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有するた行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

#### (2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等

ア 行政機関の長は、(1)アに定める検証及び監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

イ チ 行政機関の長は、特定秘密を指定し、施行令第45条に基づき特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又

は、特定秘密の指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第9+10●条第2号若しくは第11+12●条第1項第3号に基づき、それぞれ特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監（仮称）（内閣府独立公文書管理監（仮称）が指定する内閣府の職員を含む。以下同じ。）に、当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出することものとする。

(イ) チ 行政機関の長は、行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。4(1)ア(ニ)及び(ホ)において同じ。）のうち特定秘密が記録されたもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理について、毎年1回、次に掲げる事項その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告することものとする。

- a(ア) 特定行政文書ファイル等の名称
- b(イ) 特定行政文書ファイル等の保存場所
- c(ウ) 特定行政文書ファイル等の保存期間
- d(エ) 特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置

(ウ) チ 行政機関の長は、特定秘密の指定若しくはその解除又は有効期間の設定若しくは延長（以下「特定秘密の指定及びその解除等」という。）について又は特定行政文書ファイル等の管理に関し、不適切な事案が特定秘密保護法等に従って行われていないあると行政機関の長が認めた発生した場合又は発生したおそれがある場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告することものとする。

イキ 行政機関の長は、(1)イキによる求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

ウキ 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとしてイキによる求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に聴明しなければならない。

エキ 行政機関の長は、(1)ウキの求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告する

ものとする。

(2) **特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正**

- イ 行政機関の長は、特定行政文書ファイル等の管理について、不適切な事案が発生した場合又は発生したおそれがある場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。
- ウ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。
- エ ウの場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- オ 行政機関の長は、エによる求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- カ 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとしてエによる求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に説明しなければならない。
- キ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、特定行政文書ファイル等の適正な管理その他的是正を求めるものとする。
- ク 行政機関の長は、キの求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

**4-3 特定秘密の指定及びその解除等並びに及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報**

(1) **通報の処理の枠組み**

内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された

## 情報保全諮問会議委員関係者限り

特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

### (2) 通報の処理

#### ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除等又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう~~に~~要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ウ) 行政機関の長は、調査を行う場合は、~~通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ~~、遅滞なく必要な調査を行うものとする。

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

#### イ 内閣府独立公文書管理監（仮称）に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監（仮称）の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、

特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう範囲内で要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

- (イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
  - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある場合
  - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- (ウ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報を受理した場合、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- (エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- (オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定に基づき、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。この場合において、内閣府独立公文書管理監（仮称）は、あらかじめ当該行政機関の長と協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の内閣府独立公文書管理監（仮称）による当該特定秘密の保護のため必要な措置を講じなければならない。
- (カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。
- (キ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除等をし、又は特定行政文書ファイル等を保有するの管理を行った行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

## 情報保全諮問会議委員関係者限り

- (ク) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。
- (ケ) 独立公文書管理監（仮称）は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

### (3) 通報者の保護等

- ア 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報の処理に当たり、通報者が特定されないよう適切な措置を講じなければならない。通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。
- イチ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければしてはならない。
- ウチ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該その職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。
- エチ 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、~~通報者が特定されないよう十分に配慮して~~、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

### 5-4 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

#### (1) 内閣総理大臣への報告等

- ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。
- (ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（II 1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）
- (イ) 過去1年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数
- (ウ) 過去1年に特定秘密の指定を解除した件数
- (エ) ~~特定秘密であった情報指定が解除され、又は指定の有効期間が満了~~

**情報保全諮問会議委員関係者限り**

した当該指定に係る情報を記録するが記録された行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

- (オ) 特定秘密であった情報指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録するが記録された行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数
- (カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
- (キ) 過去1年に処理した4(2)ア(7)-2の通報の件数
- (ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。（ケ）及び（コ）において同じ。）
- (ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項（特定秘密保護法第15条第2項で準用する場合を含む。）の同意をしなかった件数
- (コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条（特定秘密保護法第15条第2項で準用する場合を含む。）の苦情の件数
- (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
- (シ) その他参考となる事項

イ 内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除等並びに及び特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除等並びに及び特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

**(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告**

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

**(3) 国会への報告及び公表**

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及び

その解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

## 6 その他の遵守すべき事項

- (1) 2、3(1)イ、4(2)イ(イ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）又は内閣府独立公文書管理監（仮称）は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 内閣官房内閣保全監視委員会（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- (3) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

## VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密保護法の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、本運用基準について見直しを行うものとする。

別添 1

年 月 日

省 局 課 様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、~~特定秘密保護同~~法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意~~を~~が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

### 1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定するなどのルールを定めています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
  - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行なうことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
  - イ ~~[あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している]~~ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を~~引き続き~~行なうことが見込まれる者。（特定秘密保護法第12条第1項第2号）

ウ [あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している] 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）

に対して行うもので、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。

(3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。

(4) あなたについて適性評価を行う者は、[あなたが所属している／あなたを雇用する事業者が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している]、行政機関の長である大臣となります（詳細は特定秘密保護法第11条から第17条までを御覧ください。）。

(5) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

※該当する場合に記載

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条までを御覧ください。

## 2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項をについて調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、直ちに特定秘密を漏らすおそれないと認められないと判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを実行したことや関与したことがある、あるいは、支援したことがあるとか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在もメンバーであるとか、こうした団体を支援するなどしたことがある、あるいは、現在支援しているとか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもつて、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められない特定有害活動やテロリズムとの関係があると判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。これは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

#### (2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

#### (3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、上司から指導監督上の指導や注意措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

#### (4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のために処方されたの薬物を用量を守らずに著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。なお、処方された薬物を用量を守らずに服用したことがあることをもつて、直ちに特定秘密を漏らすおそれないと認められないと判断されるものではありません。

#### (5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低

下させる症状を呈しているかについて調査します。なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあることは、評価に何ら影響を及ぼすものではなく、その事実があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

#### (6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあるかについて調査します。なお、飲酒を原因として、トラブルを引き起こした事実があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。

#### (7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。した事実があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるものではありません。

##### (注 1) 特定有害活動とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、  
⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動
- その他の活動（例えば、日本人を拉致等する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

##### (注 2) テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

~~また、(1)の事項に関する調査として、あなたの家族や同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含みます。）、住所に限って調査します。~~

### 3 調査の方法

- (1) ~~あなたが記入した適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」に必要事項を記載していただきます。この質問票（適性評価）を基に、2で列挙した事項について調査します。この調査を行うために必要な範囲内においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚等の知人その他の関係者に対し、面談面接等により、質問票等に記載された事項についての疑問点が生じたことを確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。~~
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項の報告（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）を求めることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、~~適性評価を実施するために調査を行うため必要な範囲内~~あなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（別添2-2）の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたの知るが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

### 4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

~~評価に当たっては、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に評価を行うこととなります。~~

~~評価の結果、特定秘密を漏らすおそれないと認められなかつた場合には、取扱業務を行うことはできません。~~

## 5 結果・理由の通知

評価結果は、書面であなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由についてもお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。なお、理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」に記載欄がありますので、必要事項を記載してください。なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」(別添2-1)を提出した後でも変更できます。この場合には、理由の通知の希望について変更があった旨と変更後の理由の通知の希望の有無を書面でお知らせいただくこととなりますが、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出していただきます。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者】に対して~~者は~~、[派遣先の事業者を通じて]評価適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつた場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続を中止した場合にはその結果はその旨が通知されます。ただし、これらの事業者に対しては、~~のあなたに通知は~~適性評価の結果のみでされる場合とは異なり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合の理由や調査によって判明した事柄については通知されません。また、調査によって判明した事柄について通知されることもありません。

【なお、今回あなたは、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者として適性評価の対象者となっており、その旨についてもあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者】に対して通知されます。※特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する場合に記載】

※従業者の場合に記載

## 6 苦情の申出

通知された適性評価の結果その他や調査方法等、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、書面で、大臣に対し、苦情の申

出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

## 7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

あなたが適性評価の実施に同意しなかったこと、適性評価の結果、その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、適性評価を実施した

大臣やあなたを雇用等する事業者が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることはありません。

ただし、法令に基づく場合のほか、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に記載

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意しなかったことにより適性評価が実施されなかった場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、あなたに通知される場合とは異なり、特定秘密を漏らすおそれないと認められなかった場合の理由は通知されません。また、調査によって判明した事柄について通知されることもありません。

【なお、今回あなたは、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者として適性評価の対象者となっており、その旨についてもあなたを雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対して通知されます。※特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する場合に記載】

※従業者の場合に記載

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」(別添2-1)と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」(別添2-2)を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」(別添3)を提

出してください。

上記の2つの同意書(別添2-1及び別添2-2)を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。なお、同意は、同意書を提出した後からであっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、適性評価の実施についての同意を取り下げることを書面(「適性評価の実施についての同意等の取下書」(別添4))で提出していただきます。

不同意書(別添3)を提出した場合など、あなたの同意が得られなかつた場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げる場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されている場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあります。

また、あなたが適性評価に同意しなかつたことにより適性評価が実施されなかつたことは、あなたを雇用する事業者[と、あなたの派遣先の事業者]に対しても通知されます。

同意書(別添2-1及び別添2-2)又は不同意書(別添3)のどちらかに記入の上、適性評価の実施に同意した場合は同意書(2種類)(別添2-1及び別添2-2)と、必要事項を記入した質問票及び別に資料の提出が求められているときはその資料を、同意しない場合は不同意書(別添3)を別添の封筒に入れて封をし、年月日までに、[あなたが所属している/あなたの会社が契約している/あなたの派遣先の事業者が契約している]行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>		
省	局	課
住 所		
電 話		
E-mail		

## ○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第十一條 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認められるものを除く。）
  - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
  - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になつていい情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関

係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第十四条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第十五条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
- 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行なうことが見込まれる者
- 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限)

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

別添 2-1

## 適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、~~平成〇〇年〇月〇日~~、~~〔~~適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）~~1~~の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。  
〔  
※該当する場合に記載〕

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

- (1) 大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力をすること。

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

- 今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないとは認められず、その旨通知されることとなつたなかつた場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添 2-2

## 公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

2 私は、○○大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意し、この同意書を提出します。

~~＊(1)~~ 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、特定秘密保護法第12同条第4項の規定に基づき、省の職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。

~~＊(2)~~ 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、特定秘密保護法第12同条第4項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。

~~＊(3)~~ ~~＊(1)~~又は~~＊(2)~~の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別添 3

## 適性評価の実施についての不同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、~~平成〇〇年〇月〇日~~、~~〔~~適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）~~〕~~の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要があると認めるときは~~な範囲内において~~省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。  
※該当する場合に記載

2 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

さらに、大臣から私を雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。  
※従業者の場合に記載

3 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年　　月　　日

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別添 4

年　　月　　日

大臣 殿

印

**適性評価の実施についての同意の取下書**

私は、 年 月 日付けて「適性評価の実施についての同意書」を、  
年 月 日付けて「公務所又は公私の団体への照会等についての同  
意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

## 質問票（適性評価）

省

## はじめに

- 1 この質問票（適性評価）は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票（適性評価）を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（別添1）をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。
- 2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、この質問票（適性評価）で求められている事項の全てに記載し、「適性評価の実施についての同意書」（別添2-1）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（別添2-2）とともに、に必要事項を記載した上で、この質問票（適性評価）で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた2つの同意書と質問票（適性評価）は、別添の封筒に入れて封をし、[あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している] あなたについての適性評価を実施する行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。
- 3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」（別添3）をに必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、[あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している] 行政機関の適性評価実施の担当者に提出してください。この質問票（適性評価）は、あなたが自由に処分してかまいません。

## 記載要領

- ※ 質問票（適性評価）に記載する際は、黒色又は青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いた上押印又は署名してください。
- ※ 電子計算機を用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。
- ※ 質問票（適性評価）に記載を求められている事項は、全て記載してください。
- ※ 質問票（適性評価）には、あなたが知る確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなく、かつ、正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。  
記載に不備がある場合には、適性評価実施の担当者から連絡することがあります。  
正当な理由なく、記載すべき事項に記載がない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 各質問項目について、記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。電子計算機を用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。
- ※ 記載した質問票（適性評価）を提出する際は、後日の質問等に答えるために、複写するなどして控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、省局課

(住所 \_\_\_\_\_ / Tel. \_\_\_\_\_ / E-mail: \_\_\_\_\_)

までお問い合わせください。

該当する項目をチェックしてください。

種別  国の行政機関の職員  都道府県警察の職員  左記以外の方

↓  
職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号：

階級：

※ 別途この欄に記載を求められていない限り、記載は不要です。

### 1 適性評価の対象となる方の氏名等

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1) ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	(2) 年      月      日生 (      歳) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	(3) 男 ・ 女
(4) 旧姓や通称 (帰化前の姓名を含みます。) がある場合は以下について記載してください。  ふり・がな： 使用期間： 年 月～ 年 月	(5) ふりがな 現住所：	
ふり・がな： 使用期間： 年 月～ 年 月	(6) ふりがな 本籍地：	
(7) 勤務先名 (所属部署名まで) 、所在地及び電話番号を記載してください。 勤務先名： 所在地： 電話番号：	あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名、所在地及び電話番号を記載してください。 派遣元事業主名： 所在地： 電話番号：	
(8) 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	(10) 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。 国籍名／元国籍名 有していた期間 (有していた場合のみ) ： 年 月～ 年 月	
(9) 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		

## 1 適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

(11)

在留カードを保有している場合は以下について記載してください。

番号：

在留期間の満了日： 年 月 日

(12)

保有する連絡手段を全て記載してください。

電話

職場： (内線 )

自宅：

携帯電話：

メールアドレス

職場：

自宅：

携帯電話：

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください。（極力希望した連絡手段により連絡を行いますが、場合によっては他の手段によることもあります。）

(13)

&lt;経歴&gt;

- a 中学卒業後過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、職歴がありますか（派遣労働者として、これまでに複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。自営業の場合も含みます。アルバイトについても職歴に含まれますが、1ヶ月未満の短期のものは除きます。）。

 ある  ない

職歴がある場合、過去10年以内の中学校卒業からの職歴について記載してください。  
「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇等あなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

出向や派遣によって離職した場合には、記載する必要はありません。

	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
①			
	離職理由		
②			
	離職理由		
③			
	離職理由		
④			
	離職理由		
⑤			
	離職理由		

## 1 適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

(13)の続き)

b 中学卒業後過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

ある  ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）
①	電話番号	在籍期間	備考
		年　　月～　　年　　月	卒業・修了 中退
②	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
③	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）
	電話番号	在籍期間	備考
	年　　月～　　年　　月	卒業・修了 中退	

中退したことがある場合は、その理由について学歴二栏に記載してください。

番号：

番号：

理由：

理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母並びに及び子）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている以外の事項について調査することはできません。

これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。

### (1) 配偶者

ア 現在、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。）がいますか。

- 婚姻関係にある人がいる  婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる  いない

↓  
婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ ふりがな 氏名： ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 女
<b>エオ</b> 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。		<b>オホ</b> 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。
ふりがな 旧姓・通称：	ふりがな 現住所：	
使用期間： 年　月～　年　月		
ふりがな 旧姓・通称：		
使用期間： 年　月～　年　月		
<b>エキ</b> 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	<b>エケ</b> 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
<b>キク</b> 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。		 ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。
帰化年月日： 年　月　日	国籍名／元国籍名	
元国籍名：	有していた期間（有していた場合のみ）	
帰化時の住所：	： 年　月～　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

## (2) 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。ただし、死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここで「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- |            |         |
|------------|---------|
| 1 あなたの父    | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母    | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子    | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 |         |

※ 以下の「ア 番号」欄に該当する番号を記載してください。

ア▼ 番号	イ ふりがな 氏名：  ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳）  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふり　がな 旧姓・通称： 使用期間：　年　月～　年　月		カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所：	
キ ①　日本国籍を有していますか。 □ 有している　□ 有していない		ケ 外国语を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している　□ 有していた　□ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日：　年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ 外国语を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間（有していた場合のみ） ：　年　月～　年　月	
ア 番号	イ ふりがな 氏名：  ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳）  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふり　がな 旧姓・通称： 使用期間：　年　月～　年　月		カ　現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所：	
キ ②　日本国籍を有していますか。 □ 有している　□ 有していない		ケ 外国语を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している　□ 有していた　□ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある　□ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日：　年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ 外国语を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間（有していた場合のみ） ：　年　月～　年　月	

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ  旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称： 使用期間： 年　月～　年　月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所：	
③ キ 日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		カ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月	
ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ  旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称： 使用期間： 年　月～　年　月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所：	
④ キ 日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日： 年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		カ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間（有していた場合のみ） ： 年　月～　年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名: ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。		ウ 年 月 日生 ( 歳 ) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称： 使用期間： 年 月～ 年 月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。 ふりがな 現住所：		
⑤ キ 日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない		
ク 帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国语を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。 国籍名／元国籍名 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
ア 番号		イ ふりがな 氏名: ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。		ウ 年 月 日生 ( 歳 ) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称： 使用期間： 年 月～ 年 月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。 ふりがな 現住所：		
⑥ キ 日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない		
ク 帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ ↓ 外国语を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。 国籍名／元国籍名 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等(続き)

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名:  ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年　月　日生（　歳）  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
オ  旧姓や通称(帰化前の姓名を含みます。)がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称: 使用期間: 年　月～　年　月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所:	
キ  日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない	
ク  帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日: 年　月　日 元国籍名 : 帰化時の住所 :		カ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間(有していた場合のみ) : 年　月～　年　月	
ア 番号		ウ 年　月　日生（　歳）  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	
オ  旧姓や通称(帰化前の姓名を含みます。)がある場合は以下について記載してください。  ふりがな 旧姓・通称: 使用期間: 年　月～　年　月		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。  ふりがな 現住所:	
キ  日本国籍を有していますか。 □ 有している □ 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 □ 有している □ 有していた □ 有していない	
ク  帰化歴がありますか。□ ある □ ない  ↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。 帰化年月日: 年　月　日 元国籍名 : 帰化時の住所 :		カ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。  国籍名／元国籍名  有していた期間(有していた場合のみ) : 年　月～　年　月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 2 家族・同居人の氏名等(続き)

(2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名:	ウ 年 月 日生 (　歳) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男 ・ 女
※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。			
オ 旧姓や通称(帰化前の姓名を含みます。)がある場合は以下について記載してください。		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
ふりがな 旧姓・通称: 使用期間: 年 月～ 年 月		ふりがな 現住所:	
キ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある <input type="checkbox"/> ない		↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。	
帰化年月日: 年 月 日 元国籍名: _____ 帰化時の住所: _____		国籍名／元国籍名 有していた期間(有していた場合のみ): 年 月～ 年 月	
ア 番号		ウ 年 月 日生 (　歳) ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	
オ 旧姓や通称(帰化前の姓名を含みます。)がある場合は以下について記載してください。		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。	
ふりがな 旧姓・通称: 使用期間: 年 月～ 年 月		ふりがな 現住所:	
キ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない	
ク 帰化歴がありますか。□ ある <input type="checkbox"/> ない		↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。	
帰化年月日: 年 月 日 元国籍名: _____ 帰化時の住所: _____		国籍名／元国籍名 有していた期間(有していた場合のみ): 年 月～ 年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

((2)の続き)

ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。		エ 男 ・ 女
※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。				
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
ふり　がな 旧姓・通称： 使用期間：　　年　月～　　年　月		ふりがな 現住所：		
キ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない		
ク 帰化歴がありますか。□ ある <input type="checkbox"/> ない		↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。		
帰化年月日：　　年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。		
		国籍名／元国籍名 有していた期間（有していた場合のみ） ：　　年　月～　　年　月		
ア 番号	イ ふりがな 氏名：	ウ 年　月　日生（　歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。		エ 男 ・ 女
※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。				
オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。		カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
ふり　がな 旧姓・通称： 使用期間：　　年　月～　　年　月		ふりがな 現住所：		
キ 日本国籍を有していますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない		ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない		
ク 帰化歴がありますか。□ ある <input type="checkbox"/> ない		↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。		
帰化年月日：　　年　月　日 元国籍名： 帰化時の住所：		↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。		
		国籍名／元国籍名 有していた期間（有していた場合のみ） ：　　年　月～　　年　月		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

## (3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した者以外の人で、あなたと同居している人がいますか。

「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指しますが、家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます（ただし、企業等の独身寮や社員寮は含まれません。）。

同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

いる       いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

ア ふりがな 氏名：  ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。		イ 年 月 日生 ( 歳 )  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
エ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふり・がな： 使用期間： 年 月～ 年 月		オ 日本国籍を有していますか。  <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	
① キ	カ 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
	↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。  帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：		
② キ		ア ふりがな 氏名：  ※ 本名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	
エ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。  ふり・がな： 使用期間： 年 月～ 年 月		イ 年 月 日生 ( 歳 )  ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	
カ 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		オ 日本国籍を有していますか。  <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない	
↓ 帰化歴がある場合は以下について記載してください。  帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：			

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

特定有害活動とは、

- 公になつてない情報のうちその漏えいが我が国安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動
- その他の活動（例えば、土記に舉する日本人を拉致等のする活動や、我が国において非法活動を行う団体に資金等を援助する活動、不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを実行したことや開与支援した行ったことがある、あるいは、支援したことがあるかこと、特定有害活動やテロリズムを行なう団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在もメンバーであることやか、こうした団体を支援することがある、あるいは、現在も支援していることか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になつてないかについて質問します。

なお、外国との関係について、あなたが記載した事項によって、直ちにあなたが、特定有害活動やテロリズムとの関係を有し、特定秘密を漏らすおそれがあると判断されるおそれではありません。

#### (1) 特定有害活動との関係

**【ア】** 外国の利益を図るための活動であつて、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動を行なったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（支援とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）

はい

いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的な内容
年　月～　年　月	

活動・支援を行なった理由

**【イ】** **【ア】**に掲げる活動を行うことを目的とする団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい

いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年　月～　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

#### ((1)の続き)

**セウ セア**に掲げる活動を行うことを目的とする団体や個人を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

はい       いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称・個人の氏名	団体の所在地・個人の住所
年　月～　年　月		

団体の設立目的・団体・個人の主な活動

#### (2) テロリズムとの関係

**セア** 政治上その他の主義主張を他人に強要するため目的や社会に不安や恐怖を与えるために目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、空港や航空機がこれに当たります。）を破壊するための活動を行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（支援とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

はい       いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動の具体的な内容	
年　月～　年　月		

活動を行った理由

**セイ セア**に掲げる活動を行うことを目的とする団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい       いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年　月～　年　月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由		

## 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

((2)の続き)

に掲げる活動を行うことを目的とする団体や個人を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

はい  いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称・個人の氏名	団体の所在地・個人の住所
年 月～ 年 月		

団体の設立目的・団体・個人の主な活動

あなたと団体・個人との関わり・あなたが支援した／支援している理由

(3) 過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

いる  いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

相手氏名	相手国名	相手機関名

その人と連絡等を取っている期間	その人との連絡等の頻度	その人との連絡等の場所・方法
年 月～ 年 月		

連絡等の目的・連絡等の具体的な内容

(4) 過去10年以内に、来日する外国人（(2)(1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他このこれらに類する援助を行ったことがありますか。

ある  ない



ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現住所	
年 月～ 年 月		

援助の具体的な内容・援助した理由

## 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

- (5) 過去10年以内に、2(1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3(3)、(4)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、過去10年において、あなたに経済的な援助を受けたことがある行ったり、経済的な援助以外に便宜を図つてもらったことがあるたり、繰り返し飲食接待を受けたことがあることなどを理由に行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

いる       いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））			
	その人と連絡を取っている期間			
年 月～ 年 月		その人の連絡頻度	その人の連絡手段（対面、電話、手紙等）	
②	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他（具体的に））			
	その人と連絡を取っている期間			
年 月～ 年 月		その人の連絡頻度	その人の連絡手段（対面、電話、手紙等）	

- (6) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として求められる助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

ある       ない



ある場合は、その職員や外国人依頼や誘いをした人について、以下の項目を記載してください。  
不明な時候事項がある場合は、「不明」と記載してください。

氏名	国籍	所属先
依頼や誘いを受けた時期		依頼や誘いを受けた場所
年 月		
依頼や誘いの具体的な内容		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(7) **あなたは**外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外公館等での勤務に伴い、手当の受取りなど、在勤地での生活のために開設した口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

保有している  保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	外国の国名	金融機関名	保有の理由	評価額（円建て）
①				
②				
③				

(8) **あなたは**外国に不動産を保有していますか

保有している  保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
	年 月	保有するに至った理由	
①	資産評価額	保有するに至った理由	
②	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
	年 月	保有するに至った理由	
	資産評価額	保有するに至った理由	

(9) **過去10年以内に**外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	提供された給付・免除の具体的な内容
提供期間	給付・免除を提供された理由	
年 月～ 年 月		

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) **あなたは**外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

現在保有している     過去に保有していた     保有していない



現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日 年　月

(11) 過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張や**赴任**、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合を除きます。）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記入してもかまいません。）。

ある     ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間 年　月～　年　月	居住又は渡航の目的
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			

#### 4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に犯罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。

(1) 犯罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

ある       ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
①		年　月　日	
	判決日	判決内容	
②	年　月　日		
	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的な内容
		年　月　日	
	判決日	判決内容	
	年　月　日		

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

ある       ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
①	年　月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
②	年　月	
	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
	年　月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年　月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 5 情報の取扱いに係る非違の経歴

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、あなたの上司から指導監督上の指導や注意措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがありますか（情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、4(2)に記載してください。）。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
①	年　月	
	<u>注意・指導監督上の措置</u> の時期	<u>注意・指導措置</u> の内容
②	年　月	
	<u>注意・指導監督上の措置</u> の時期	<u>注意・指導措置</u> の内容
	年　月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病的治療のための薬物を用量を~~申し出~~に著しく超えて服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認を要するなど、必要な場合には、医療機関等に照会することがあります。

なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

- (1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら又は、覚せい剤又は指定薬物を違法に所持又は使用したことがありますか(こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。)

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に 回		

- (2) いわゆる脱法ドラッグを違法に所持又は使用したことがありますか。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		昭・平 年 月～昭・平 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に 回		

(3)

- (2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいいます。)、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料を違法に所持又は使用したことがありますか。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的な内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	一回の使用量
日・週に 回		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 6 薬物の濫用及び影響（続き）

44)

- (3) 過去10年前から現在までの間に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をそのまま直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、~~医療目的以外の目的で~~服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

ある

ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響による具体的な症状	服用期間
		年 月～ 年 月
処方機関・販売者名称	処方機関・販売者所在地	処方者氏名

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

**7 精神疾患**

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがあるないと認められないと判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年前から現在までの間以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

ある       ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名称	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
治療者氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

**8 飲酒についての節度**

過去10年前から現在までの間に、飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがありますか。

なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

ある

ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	当該時期	具体的な内容
①	年　月	
②	年　月	
③	年　月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 9 信用状態その他の経済的な状況

(1) 現在、以下の目的以外での借入れがありますか。

- a 住宅、車両又は耐久消費財の購入
- b 教育

ある

ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

	債権者名	債権者所在地		債務残高
①	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由	
	(1年・1月)に 円	年 月		
②	債権者名	債権者所在地		債務残高
	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由	
③	(1年・1月)に 円	年 月		
	債権者名	債権者所在地		債務残高
④	債務返済額	完済予定時期	当該債務の内容及びこれを有するに至った理由	
	(1年・1月)に 円	年 月		

(2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。  
なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

現在滞納している     過去に滞納していた     滞納していない

	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで、滞納中の場合は空欄）	滞納金額
①		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			
②	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで、滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
滞納している／滞納していた理由				

## 9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日 年　月　日	免責日 年　月　日	原因となった債務内容

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期 年　月	具体的な内容とその理由

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期 年　月	具体的な内容とその理由

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

 ある ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期 年　月	具体的な内容とその理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## その他適性評価手続のために必要な情報

## ○ 過去の適性評価の経歴

(1) 過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

 ある       ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
年　月		
評価結果		

 適性あり       適性なし

(2) 過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価の対象となったものの同意をしなかった、又は同意の取下げをしたことありますか。

 同意をしなかった       同意の取下げをした       いずれもなし

ある同意をしなかった、又は同意の取下げをした場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

適性評価実施の告知を受けた時期	告知した行政機関の長	行政機関の担当部署
年　月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

上記記載事項は、私が知る確認できる限りの事実を具体的に、漏れなく二かつ正確に記載したものです。適性評価の結果が通知されるまでの間に、上記記載事項に変更が生じた場合には、直ち速やかに申し出ます。

年　月　日　　氏名

印

## 調査票（適性評価）

1 調査票の記載に当たっての留意事項

※評価対象者氏名を記載氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため必要があるので、以下2の各項目調査事項について、該当の有無を記入するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載した上で、この調査票に記載した年月日やあなたの氏名等を記載して、この調査票を行政機関の適性評価実施の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません。記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。なお、あなたがこの調査票に記載したことによって得られた情報については、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載した内容のみによって、評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日この調査票の記載内容にかかわらず、行政機関の適性評価実施の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

なお、この調査票の記載の前後を問わず、評価対象者に記載内容についての確認を行わないでください。

<担当>		
省	局	課
住所		
電話		

適性評価の結果、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、評価対象者に理由を通知する際、必要な範囲で、あなたがこの調査票に記載したことによって判明した事実が明らかになったことを通知する可能性があります。このこと判明した事実を評価対象者に通知することによって、あなたがその事実を述べたことが特定されるおそれがある知られたくない場合には、以下のチェック欄にチェックしてください。

- 私がこの調査票に記載したことによって事実が通知されると、私がその事実を述べたことが特定されるおそれがあります明らかになつたことを評価対象者に明らかにしないことを希望します。

所属部署

役職

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

## 2 調査事項

調査事項	該当の有無(いずれかに○すると認められる場合に✓印を△は記載してください。+)	内 容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、外国の利益を図るための活動であって、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動を行ったこと。 <u>又はこうした活動を支援したこと</u> が認められること	該当あり／該当なし	
評価対象者が、上記の活動を行う <u>ことを目的とする</u> 団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められること	該当あり／該当なし	
評価対象者が、上記の活動を行う <u>ことを目的とする</u> 団体や個人を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められること	該当あり／該当なし	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者が、政治上その他の主義主張を他人に強要するため目的や社会に不安や恐怖を与えるために目的で、人を殺傷したり、破壊するための活動を行ったこと、 <u>又はこうした活動を支援したこと</u> が認められること	該当あり／該当なし	
評価対象者が、上記の活動を行う <u>ことを目的とする</u> 団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められること	該当あり／該当なし	
評価対象者が、上記の活動を行う <u>ことを目的とする</u> 団体や個人を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められること	該当あり／該当なし	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係③ 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者 <u>その他</u> や外国人がいることが認められること	該当あり／該当なし	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、 <u>犯罪</u> を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められること	該当あり／該当なし	

調査項目	該当の有無(いずれかに○すると認められる場合に✓印を△記載してください。+)	内 容
○ 情報の取扱いに係る非適の経歴	該当あり／該当なし	
評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、 <u>あなたを含む</u> 評価対象者の上司から <u>指導監督上の指導や注意措置(訓告、厳重注意等)</u> が行われを受けたことがあると認められること		
○ 薬物の濫用及び影響	該当あり／該当なし	
評価対象者が、 <u>所持等が禁止されている薬物</u> を濫用しており、若しくは濫用していたと認められこと、又は <u>疾病の治療のための薬物を医療以外の目的でその処方に従わず大量にその用量を著しく超えて</u> 摂取しており、若しくは摂取していたと認められること		
○ 精神疾患	該当あり／該当なし	
評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある <u>又はあったと認められること</u>		
○ 飲酒についての節度	該当あり／該当なし	
評価対象者が、飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められること		
○ 信用状態その他の経済的な状況	該当あり／該当なし	
評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、 <u>又はあったと認められること</u>		
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、 <u>又はあったと認められること</u>	該当あり／該当なし	
評価対象者 <u>がに</u> 、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある、 <u>又はあったと認められること</u>	該当あり／該当なし	

記載年月日

年 月 日

所属部署

役職

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

(参考)

## ○特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

### （行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第 5 条第 4 項若しくは第 8 条第 1 項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第 1 項の規定による通知をした日から 5 年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認められるものを除く。）
  - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
  - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になつていいない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第 3 号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第 4 号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
  - 二 犯罪及び懲戒の経験に関する事項
  - 三 情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項
  - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
  - 五 精神疾患に関する事項
  - 六 飲酒についての節度に関する事項
  - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
  - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

別添 7

年 月 日

※文書発信番号

殿

大臣

印

適性評価のための照会書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第4項の規定に基づき照会します。

記

照 会 事 項

【問合せ先】

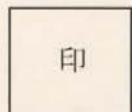
省 局 課

住所

(電話 )

別添 8

## 1 適性評価実施担当者指定証（表面）

第 号  適性評価実施担当者指定証	
所属 氏名 生年月日  上記の者は、特定秘密の保護に関する法律に規定する適性評価のための調査に従事する職員であることを証する。	 <b>写真</b>  発行日： 年 月 日 有効期限： 年 月 日  大臣
	 <b>印</b>

## 2 適性評価実施担当者指定証（裏面）

<p><b>注 意 事 項</b></p> <p>1 この指定証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、<u>これらの者の求めがあったときは、を提示すること。</u></p> <p>2 この指定証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>3 適性評価実施担当者でなくなったときは、この指定証を速やかに大臣に返納すること。</p> <p>4 <u>この指定証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出ること。</u></p>
--

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添 9-1

年 月 日  
※文書発信番号

様

大臣

印

## 適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に記載】

## &lt;適性評価の結果&gt;

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※ 別添の「特定秘密の保護に関する誓約書」の内容をよく読み、これを提出する場合は、契約書の1枚目に必要事項を記載の上、同封の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の実施担当者に提出してください。誓約書の別紙は、あなたの手元に保管してください。また、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する運営を図るための基準」IV-9(1)アに掲げる事情（誓約書の別紙に記載されています。）がある場合には、運やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出てください。

※ この適性評価の結果その他や調査方法等、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、書面で、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、相談したい場合には、以下の窓口にお願いします相談してください。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

## &lt;苦情申出受理窓口&gt;

省 局 課  
住所  
電話

別添 9-1

年　月　日  
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果=（認められなかった理由を除きます。）は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者】に対しても通知されます（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に記載】

＜適性評価の結果＞

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

＜認められなかった理由＞

※ この適性評価の結果その他や調査方法等、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、書面で、大臣に対し、苦情の申出することができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談したい場合には、以下の窓口にお願いします相談してください。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

＜苦情申出受理窓口＞

省　局　課

住所  
電話

別添 9-1

年 月 日  
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続は、以下の理由により中止されましたので、  
その旨通知します。【なお、この旨は、[あなたを雇用する事業者／あなたを  
雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されます （調査に  
より判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に記載】

<中止の理由>

[あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたた  
め／あなたが特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったた  
め]

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

別添 9-2

年 月 日  
※文書発信番号○○株式会社代表取締役社長  
様

大臣

印

## 適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者に係るについての適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第2項及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の規定に基づきより、以下のとおり別表のとおり、その結果を通知します。

【なお、別表に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、適性評価の結果を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。  
※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

以下の別表に記載されている者について適性評価を実施した結果は、同表の結果欄のとおりです。

ふりがな 氏名	生年月日	部署（派遣労働者であるときは、その旨）	結果

\* 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

{ なお、上記の別表に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、適性評価の結果を、当該者を雇用する事業主に通知してください。  
※当該者が派遣労働者である場合に記載 }

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

別表

\* 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかつた場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第3項の同意が得られなかつたため適性評価が実施されなかつた場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。

別添10

## 特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙の書面を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、特定秘密を漏らさないときは、故意・過失を問わず罰せられることがあること
- (2) 特定秘密に係る文書の紛失又は等特定秘密の漏えい又若しくは漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、遅滞なく速やかに○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること
- (3) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年○月○日閣議決定) IV 9(1)アに掲げる事情が生じたある場合に、遅滞なく速やかに、○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】私が取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること
- (4) 私について、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年○月○日閣議決定) IV 9(1)アに掲げる事情が生じたあると認めた場合に、[私を雇用する事業者が【※特定秘密管理者の役職名を記載】私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること／私を雇用する事業者が私の派遣先の事業者に報告すること及び私の派遣先の事業者]が○○大臣【※特定秘密管理者の役職名を記載】私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること]

※従業者の場合に記載

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別紙

- 1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を漏らした場合には、故意・過失を問わず、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

**第二十三条** 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

- 2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

**第二十七条** 第二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 略

- 2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票等により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9(1)アに掲げる事情)  
 が生じたある場合には、遅滞なく速やかに、【※特定秘密管理者の役職名を記載】あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者~~特定秘密管理者~~に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容についでより、○○大臣あなたが特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当すると判断したときされることとなつた場合には、特定秘密の取扱いの業務を行ふに当たつて、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと
- (2) 犯罪を犯して検挙されたこと
- (3) 懲戒処分の対象となる行為を行つしたこと
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行つたことが明らかになったこと
- (6) 自己の行為の是非を判別し、又は若しくはその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥つたこと
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていることが明らかになったと疑われる状況に陥つたこと
- (9) その他特定秘密の漏えいを防止するための評価対象者の取組に漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと

また、あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者が、あなたについて上記の事情が生じたことを把握したあると認めた場合には、これを【※特定秘密管理者の役職名を記載】あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者~~特定秘密管理者~~に報告することとなります。その場合にも、○○大臣あなたが特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当すると判断したときされることとなつた場合には、特定秘密の取扱いの業務を行ふに当たつて、改めて適性評価が実施されることとなります。

<申出窓口>

省　　局　　課  
住所  
電話

別添11

年　月　日

※文書発信番号

様

大臣

印

苦情処理結果通知書

年　月　日付けて申出のありました苦情について、これを処理した結果は下記のとおりですので、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第14条第2項の規定により通知します。

記

~~（結果を記載）~~

2014年7月14日 関係省庁に参考送付

## 今後のスケジュール(イメージ) －第2回情報保全諮問会議後－

第2回  
情報保全諮問会議  
終了まで対外非公表

経過

### 特定秘密の保護に関する法律の公布(平成25年12月13日)

特定秘密の取扱者の制限に係る部分を除き、公布後1年以内に施行

### 第1回情報保全諮問会議(平成26年1月17日)

今後の進め方等  
を確認

### 政令素案及び運用基準素案の検討

有識者の方々から  
意見を聴きつつ  
素案を作成

### 第2回情報保全諮問会議(平成26年7月17日)

素案について  
議論

### パブリックコメント(政令案及び運用基準案)の実施

1ヶ月間実施

### 情報保全諮問会議

パブリックコメントの意見を  
踏まえて議論

### 政令及び運用基準閣議決定

秋の  
早い時期

### 特定秘密の保護に関する法律の施行

### 情報保全諮問会議

年に1回運用状況を報告・  
運用基準の変更時に意見聴取

特定秘密保護法 施行令(仮称)  
(草案)  
説明資料

内閣官房  
特定秘密保護法施行準備室

# 特定秘密保護法 施行令(仮称) 概要①

## 1 指定を行う行政機関の長の限定(61の機関(※)の長⇒19の機関の長への絞り込み)(施行令第3条)

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、指定をしない行政機関の長を列挙。

特定秘密を指定するのは、次の19の行政機関の長のみ。

- ①国家安全保障会議
- ②内閣官房
- ③内閣府
- ④国家公安委員会
- ⑤金融庁
- ⑥総務省
- ⑦消防庁
- ⑧法務省
- ⑨公安審査委員会
- ⑩公安調査庁
- ⑪外務省
- ⑫財務省
- ⑬厚生労働省
- ⑭経済産業省
- ⑮資源エネルギー庁
- ⑯海上保安庁
- ⑰原子力規制委員会
- ⑱防衛省
- ⑲警察庁

(※)平成26年7月1日現在。最高検察庁、高等検察庁等については、検察庁(1機関)として計上。

## 2 特定秘密指定管理簿の整備(施行令第4条)

- 行政機関の長は、特定秘密指定管理簿を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- 指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等を記録。

## 3 特定秘密の表示(施行令第5条等)

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を実施。
  - 対象文書の見やすい箇所に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

# 特定秘密保護法 施行令(仮称) 概要②

## 4 実施すべき保護措置

○ 指定をした行政機関(第12条)、都道府県警察(第13条)、適合事業者(第15条)、提供を受ける行政機関の長等(第17条)等が講じる保護措置を規定。

### 主な保護措置

- ① 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- ② 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- ③ 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- ④ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- ⑤ 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- ⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- ⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- ⑧ 特定秘密の伝達の方法の制限
- ⑨ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
- ⑩ 特定秘密文書等の奪取等のおそれがある緊急事態における廃棄  
→ **漏えいを防止するため、他に適当な手段がないと認められる場合に限定**
- ⑪ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合の被害発生の防止その他の措置

# 特定秘密保護法 適正確保の仕組み

## (素案)

### 説明資料

- ① 重層的な仕組み・報告
- ② 通報

内閣官房

特定秘密保護法施行準備室

報告・組み立てる重層的な仕組み(素案)①(保護法の仕組み)

1 適正を確保するための重層的な仕組み

- 適正を確保するための重層的な仕組みとして、内閣に内閣保全監視委員会(仮称)を、内閣府に独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)を設置。

内閣監視委員会(仮称)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の  
○ 適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を  
○ 図るため、内閣に、閣議決定(運用基準)により設置。
  - 内閣官房内閣情報調査室が庶務を処理。
  - 内閣總理大臣が行政各部を指揮監督するに当たって、  
○ 資料提出・説明を要求。
  - 必要な場合には、是正を要求。

報言

胡生事蹟(遇主1年公)

- (7) 指定件数(累計を含む。)(事項の細目ごと)  
(1) 延長件数(事項の細目ごと)  
(1) 解除件数(事項の細目ごと)  
(ウ) 特定秘密であつた情報を記録する行政文書ファイル等を  
　　国立公文書館等に保管した件数  
(オ) 特定秘密であつた情報を記録する行政文書ファイル等を  
　　廃棄した件数

流れの報告

- ① 行政機関の長による年一回の報告

② 内閣保全監視委員会(仮称)による資料提出・説明の要求  
(必要に応じ)

③ 独立公文書管理監(仮称)  
による内閣保全監視委員会  
(仮称)への意見陳述

④ 内閣保全監視委員会  
(仮称)による、  
内閣総理大臣への報告

⑤ 内閣総理大臣による  
情報保全諮問会議  
への報告・意見聴取

⑥ 国会への報告・公表

內閣府 独立公文書管理監(仮称)・情報保全監察室(仮称)

- 4党合意を踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等<sup>(注1)</sup>の管理が適正に行われているか検証・監察するため、内閣府に、政令により独立公文書管理監(仮称)を、内閣府訓令により情報保全監察室(仮称)<sup>(注2)</sup>を設置。
  - 必要な場合は、資料提出・説明・実地調査を要求。
  - 必正に指定等が行わされていないときは、是正を要求。
  - 必適正に指定期等が行うたため、行政機関の長は以下を実施。
    - ○ ○

(注1)行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密が記録されたものをいう。以下同じ。  
(注2)20人規模を規定。また、将来的に局に格上げ予定。

流れの報告

- (カ) 廃棄した特定行政文書ファイル等の件数  
(キ) 処理した通報(次頁参照)の件数  
(ク) 適性評価の実施件数  
(ケ) 適性評価の評価対象者が同意をしなかつた件数  
(コ) 適性評価の評価対象者の苦情の件数  
(サ) 適性評価に關する改善事例  
(シ) その他参考

# 特定秘密保護法 適正確保の仕組み(素案)②(通報)

## 3 不適正な特定秘密の指定等に関する通報

### (1) 通報制度の創設

- 内閣府独立公文書管理監(仮称)及び行政機関の長は、通報窓口を設置。
- 特定秘密の取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が、法、施行令及び運用基準に従つて行われていないと思料するときは、通報窓口に、その旨を通報することができます。
- 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監(仮称)は、特定秘密の取扱業務者等からの通報を受け付け、これを処理。

### 通報処理の手続

② 調査の必要性を検討し、  
通報者に通知

- ① 特定秘密の  
取扱業務者等による通報  
(特定秘密を要約した形で通報)
- ③ 調査する場合  
→ その旨と着手時期  
・ 調査しない場合  
→ その旨と理由
- ④ 調査結果に応じ、  
適切な措置を実施
- ⑤ 調査結果を通報者に通知、  
独立公文書管理監(仮称)  
に報告

### 内閣府独立公文書管理監(仮称)への通報

- ① 特定秘密の  
取扱業務者等による通報  
(特定秘密を要約した形で通報)
- ② 調査  
(必要に応じ、行政機関に対し  
資料提出や説明を要求、実地調査  
を実施)
- ③ 調査結果に応じ、  
行政機関に対し是正を要求  
→ 行政機関は、適切な措置  
を講じ、その旨報告
- ④ 調査結果  
通報者に通知
- \* 行政機関への通報の後に行うこと  
が原則。ただし、一定の場合には、  
行政機関への通報の前に通報可能。

### (2) 通報者の保護等

- 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならない。
- 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう  
適切な措置を講じなければならない。

# 特定秘密保護法 統一的な運用基準 (草案)

## 説明資料

- ① 基本的な考え方
- ② 特定秘密の指定等
- ③ 有効期間満了時・解除の手続等
- ④ 適性評価の実施

内閣官房  
特定秘密保護法施行準備室

# 特定秘密保護法 統一的な運用基準(素案)の概要①(基本的な考え方)

## 1 策定の趣旨

- 特定秘密保護法を統一的に運用するための基準を定め、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その運用の適正を確保する。

## 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

### (1) 拡張解釈の禁止、基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

- 特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、以下の点に留意しなければならない。
  - ① 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと  
→ 運用基準の規定に従って、必要最低限の情報が必要最小限の期間に限って特定秘密として指定する。
  - ② 宪法に規定する基本的人権を不适当に侵害することのないようにすること
  - ③ 報道又は取材の自由に十分に配慮すること

### (2) 公文書管理法と情報公開法の適正な運用

- 特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責任を全うしなければならない。
  - 特定秘密が記録された行政文書は、公文書管理法に従って管理。
  - 情報公開請求がされた場合、特定秘密に係る部分について開示・不開示の決定を行う際は、情報公開法上の不開示情報に該当するか否か厳格に判断。

## 3 特定秘密を取り扱う者等の責務

- ① 特定秘密保護法等の内容を十分に理解し、特定秘密の保護のための措置を適確に講じなければならない。
- ② 特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして、規範意識を常に高く保たなければならない。
- ③ 特定秘密の漏えいの動き掛けを受けた場合には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処する。

# 特定秘密保護法 統一的な運用基準(要素)の概要②(特定秘密の指定等)

## 1 指定の要件

- 特定秘密の指定の3要件((1)別表該当性、(2)非公知性、(3)特段の秘匿の必要性)に該当するか否かは、以下の基準に従い判断。

### (1) 別表該当性

法別表		法別表の事項	事項の細目
第1号 防衛に 関する事項	チ 武器、弾薬、航空機その他 の防衛の用に供する物又は これらの物の研究開発段階 のもの仕様、性能又は 使用方法	a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発 段階のものの仕様、性能又は使用方法(b)に掲げるものを除く。)  b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は 使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により 行政機関が特定秘密を保護するため)に講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)	
第2号 外交に 関する事項	ロ 安全保障のために我が国 が実施する貨物の輸出 若しくは輸入の禁止そとの他の 措置又はその方針(第1号イ 若しくは二、第3号イ又は 第4号イに掲げるものを 除く。)	a 我が国が実施する以下の措置の方針(b)に掲げるものを除く。)  (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請 (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限 (c) 資産の移転の禁止又は制限 (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限 (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査 (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるもの に限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。)  b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針	
第3号 特定有害 活動の防 止に 関する事 項	ロ 特定有害活動の防 止に 関し収集した国民の生命及び 身体の保護に関する重要な 情報又は外国の政府若しくは 国際機関からの情報	a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。)  b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が 特定秘密を保護するため)に講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)  c a又はbを分析して得られた情報	
第4号 テロリズム の防 止に 関する 事項	イ テロリズムの防 止のための 措置又はこれに 関する計画 若しくは研究	a テロリズムの防止のための措置又はこれに 関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの (b)に掲げるものを除く。)  (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術 (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備 (c) サイバーアクションの防止  b テロリズムの防止のための措置又はこれに 関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに 関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するため)に 講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの	

### (2) 非公知性

- 現に不特定多数の人間に知られて  
いないか。

### (3) 特段の秘匿の必要性

- 漏えいにより、我が国に対する攻撃が容易になつたり、外国との信頼関係が失われ協力が  
滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか。

# 特定秘密保護法 統一的な運用基準(素案)の概要②(特定秘密の指定等)

## 2 特に遵守すべき事項

- ① 3要件の該当性は厳格に判断。保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、それ以外の情報が含まれないようにする。
- ② 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定をしてはならない。
- ③ 国民に対する政府の説明責任を不正に妨げることのないよう、指定される情報の範囲が明確になるよう努める。

## 3 有効期間の設定

- 行政機関の長は、指定の理由を見直すに当たって適切と考えられる最も短い期間を定める。

【例】

- ① 定期的に策定される計画の策定に必要な資料
  - ② 情報通信技術の動向に密接に関係する情報
  - ③ 外国の政府の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報
- 次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合は2年等）  
→ 一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）  
→ 当該国の指導者の任期（4年等）

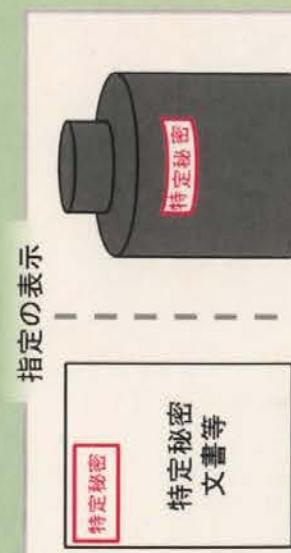
- 年数による設定が困難な場合、有効期間を5年とした上で、解除条件を指定の理由の中で明らかにするよう努める。

## 4 指定の手続

- ① 行政機関の長による特定秘密の指定
- ② 特定秘密指定管理簿への記載  
(\* 書面・電磁的記録により、指定する)  
[ 対象情報、指定の理由を記述 ]

- ③ 特定秘密管理責任者(注)は、以下の措置を実施  
[・特定秘密を記録した文書等への表示(表示できない場合は通知)  
・指定をした旨等の周知]

### 表示のイメージ



(文書の場合)

(文書の場合)

(文書の場合)

(文書の場合)

特定秘密保護法 統一的な運用基準(素案)の概要③(有効期間満了時・解除の手続等)

## 1 有効期間満了時、指定の解除の手続

- 行政機関の長は、有効期間が満了する時に対象情報が指定の3要件を満たすときは、有効期間を延長。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に有効期間を延長するときは、その理由を明らかにする。
  - 【有効期間の延長に際し、特に慎重な判断を要する例】
    - ① 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの → 当該対象期間が満了したとき
    - ② 情報収集活動の方法又は能力 → これらのものを活用しなくなつたとき
    - ③ 暗号 → これらの暗号を使用しなくなつたとき
    - ④ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 → これらのおそれのある情報を困難となると交渉が終了したとき
    - ⑤ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 → 当該交渉が終了したとき
  - 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由を点検させ、指定の要件を充足していないと認めたときは、有効期間満了前であっても、速やかに指定を解除。
  - 指定の解除や有効期間の満了・延長の際には、その旨を表示し、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員に周知するなどの措置を講ずる。

### (1) 有効期間満了時の手続き

- ```

graph TD
    A["(1) 有効期間満了時の手続"] --> B["① 有効期間  
満了"]
    B --> C["3要件を  
満たす場合"]
    B --> D["3要件を  
満たさない場合"]
    C --> E["延長"]
    D --> F["特定秘密の指定の解除の手続"]
    F --> G["(2) 特定秘密の指定の解除の手続"]

```

(1) 有効期間満了時の手続

① 有効期間  
満了

3要件を  
満たす場合

3要件を  
満たさない場合

延長

特定秘密の指定の解除の手続

(2) 特定秘密の指定の解除の手続

① 特定秘密の指定の解除の手続

## (2) 特定秘密の指定の解除の手続

- ①特定秘密の取扱い、  
の業務を行う職員  
による点検

②行政機関の長  
による指定の解除

③特定秘密管理者は、以下の措置を実施

|             |            |                |
|-------------|------------|----------------|
| ・特定秘密の表示の抹消 | ・解除した旨の表示  | ・解除した旨等の通知     |
| ・解除した旨等の周知  | ・解除した旨等の記録 | ・特定秘密指定管理簿への記録 |

2 指定が解除され又は有効期間が満了したときに文書の取扱いを保存する

- 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密 → 国立公文書館等に移管。

○ 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密 → 公文書管理法に基づき、移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄。

→ 指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密が記録されたものについては、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断。

# 特定秘密保護法 統一的な運用基準(素案)の概要④(適性評価)

## 1 基本的な考え方

- プライバシーの保護に十分に配慮。
- 法に定める7つの事項(※)以外の調査の禁止。
- 適性評価の結果の目的外利用の禁止。
- 法の下の平等の遵守・基本的人権の尊重。

(※) ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

## 2 実施体制

- 実施責任者(局長級)・・・事務を総括。
- 実施担当者・・・適性評価手続の事務を実施。
- 適性評価に関与する者を実施担当者等に限定。

## 3 実施手続

### (1) 調査

- 告知書を交付し、同意書の提出をもつて実施。→ 質問票に本人が必要事項を記載(各書式は運用基準に別添)。
- 質問票に記載された事項等を確認するなど必要があるときは、面接や照会等を実施。

### (2) 評価

- ① 評価対象者の選定  
→ 行政機関の長による承認
- ② 評価対象者への告知と同意  
→ 告知書を交付。同意は同意書により行う
- ③ 評価対象者による質問  
→ 上司等に対する質問
- ④ 公務所又は公私の団体への照会  
→ 照会先の求めに応じ、照会についての同意書を提示・交付

### (3) 結果の通知と苦情処理

- 適性評価は、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断。
  - [① 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか ② 動き掛けを受けた場合に、応じるおそれが高い状態にあるか ③ 情報を適正に管理することができるか ④ 規範を遵守して行動することができるか ⑤ 自己を律して行動することができるか ⑥ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか ⑦ 職務に誠実に取り組むことができるか]

- 適性評価結果等通知書により、適性評価の結果を通知(特定秘密を漏らすおそれがないと認められない場合は、理由についても通知)。
- 苦情受理窓口を設け、適性評価についての苦情を受理。→ 苦情処理結果通知書により処理の結果を申出者に通知。

## 4 適性評価に関する個人情報等の管理

- 適性評価の実施に関する文書の保存期間：10年保存(不同意・同意の取下げの場合は3年)
- 公文書管理制度や個人情報保護法等に基づき適切に管理。
- 適性評価の実施に関する個人情報の目的外利用・提供を禁止(懲戒事由等に該当する疑いが生じた場合を除く)。

政令第  
号

特定秘密の保護に関する法律施行令（素案）

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十一条第一項第一号、第十一条第七号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定（第二条—第七条）

第二節 指定の有効期間及び解除（第八条—第十一條）

第三節 特定秘密の保護措置（第十二条——第十五条）

第三章 特定秘密の提供（第十六条——第十八条）

第四章 適性評価等（第十九条——第二十三条）

附則

第一章 総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、  
検察庁とする。

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 最高検察庁にあつては、検事総長

- 二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第二条第一号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 前条各号に掲げる者

（指定に関する記録の作成）

第四条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
  - 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
  - 三 指定に係る特定秘密の概要
  - 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
  - 五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項
- （特定秘密の表示の方法）

第五条 法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これら

に準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

(通知の方法)

第六条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。

(法第三条第三項の規定により講じた措置の記録)

第七条 行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第八条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の

有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応

じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第二様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができときは、当該表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第九条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第四条第四項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又是記録すること。

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)

第十条 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特

定秘密文書等を収納し、施錠した上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに当該運搬容器を携行させることとする。

(指定の解除に伴う措置)

第十一条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の

規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定解除表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定を解除した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第三様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第三様式の「特定秘密指定解除」の文字及び枠と共に認識することができるようすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第三様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができときは、当該表示は、当該部分にすること。

### 第三節 特定秘密の保護措置

#### (行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」ととされる者の中からの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用的の制限
- 七 前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法

の制限

八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他 の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）

第十三条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第五条第三項後段の規定により当該警察本部長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第三項後段」とあるいは「第七条第二項において準用する法第五条第三項後段」と読み替えるものとする。

(適合事業者に関する基準)

第十四条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従つてこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項第五号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育

二 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者とされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十五条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示すること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第五条第六項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

口 第二号口(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2 前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号口(1)中「第五条第六項」とあるのは「第八条第二項において準用する法第五条第六項」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

### 第三章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第十六条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定

により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等であつて当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第一号に掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
  - イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

口 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

- (1) 法第六条第三項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第十八条 法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号）（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内とするもの的方法を定めること。
- 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。
- 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。
- 六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。
- 九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供を

した者に対する報告の方法を定めること。

#### 第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十九条 法第十二条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公安委員会委員
- 二 公安審査委員会の委員長及び委員
- 三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 四 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第二十条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たつては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、運用基準で定めるところにより、同項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

(評価対象者に対する告知等)

第二十一条 法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十二条 法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任若しくは免職の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任若しくは免職の事由とする。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものと、国家公務員法

第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあつては、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委

任した者)に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者の中からの「特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第三条 自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節 防衛秘密（第一百三十三条の二—第一百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

## 第六章 自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第一百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第一百十三条の八の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

2 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日において当該行政機関が現に保有するものは、施行

日において防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3 この政令の施行の際現に効力を有する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業としている者については、当該契約が終了する日又は法附則第二条の政令で定める日の前日のいずれか早い日までの間は、その者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項（法第五条第六項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日ににおいてその者が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。

(内閣官房組織令の一部改正)

第五条 内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要な政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要な政策に係るものとの連絡調整に関する事務を含む。）

二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）

- イ 内閣の重要な政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ロ 閣議に係る重要な事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案

別記第一様式（第五条関係）

並びに総合調整に関する事務

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第八条関係）

特 定 秘 密 指 定  
有 効 期 間 滿 了

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十一条関係）

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 特指 | 定定 | 秘解 | 密除 |
|----|----|----|----|

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

理 由

特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、特定秘密の表示の方法、指定の有効期間の満了に伴う措置、行政機関の長による特定秘密の保護措置、適性評価の実施の方法等を定める必要があるからである。

政令第 号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令（素案）

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監（仮称）」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監（仮称）の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 独立公文書管理監（仮称）は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。）の指定及びその解除並びに特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）第五条に規定するものをいう。）の管理の適正を

確保するために行う検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十●人」に改める。

附則第五条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

#### 附 則

この政令は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）の施行の日から施行する。

理 由

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に新たに独立公文書管理監（仮称）を置く等の必要があるからである。

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

|     | 改<br>正<br>素<br>案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現<br>行                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 7 | <p>（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、独立公文書管理監（仮称）及び審議官）</p> <p>第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、独立公文書管理監（仮称）及び審議官を置く。</p> <p>（略）</p> <p>独立公文書管理監（仮称）は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。）の指定及びその解除並びに特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）第五条に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するために行う検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p> <p>（略）</p> <p>総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青年対策審議官の定数は一人と、独立公文書管理監（仮称）の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き称）の定数は二人と、審議官のうち二人は</p> | <p>（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官）</p> <p>第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官を置く。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は</p> |
| 7 6 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                        |

十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

- 第二十条 本府に、参事官を置く。  
2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。  
3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十●人とする。

(参事官)

- 第二十条 本府に、参事官を置く。  
2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。  
3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十一人とする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

- 第五条 第八条(第二項から第六項までを除く。)の審議官(同条第八項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十日まで置かれるものとする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

- 第五条 第八条(第二項から第五項までを除く。)の審議官(同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十日まで置かれるものとする。

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（素案）

目次

|     |                                                          |    |
|-----|----------------------------------------------------------|----|
| I   | 基本的な考え方                                                  | 1  |
| 1   | 策定の趣旨                                                    | 1  |
| 2   | 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項                                   | 1  |
| (1) | 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重                             | 1  |
| (2) | 公文書管理法と情報公開法の適正な運用                                       | 2  |
| 3   | 特定秘密を取り扱う者等の責務                                           | 2  |
| II  | 特定秘密の指定等                                                 | 3  |
| 1   | 指定の要件                                                    | 3  |
| (1) | 別表該当性                                                    | 3  |
| (2) | 非公知性                                                     | 8  |
| (3) | 特段の秘匿の必要性                                                | 8  |
| (4) | 特に遵守すべき事項                                                | 9  |
| 2   | 実施体制                                                     | 9  |
| 3   | 指定手続                                                     | 10 |
| 4   | 指定の有効期間の設定                                               | 11 |
| 5   | 指定に関する関係行政機関の協力                                          | 11 |
| 6   | 指定した特定秘密を適切に保護するための規程                                    | 11 |
| III | 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等                                   | 11 |
| 1   | 指定の有効期間の満了及び延長                                           | 12 |
| (1) | 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合                                  | 12 |
| (2) | 指定の有効期間の満了                                               | 12 |
| (3) | 有効期間の延長の周知等                                              | 12 |
| (4) | 通じて30年を超えて延長する場合                                         | 13 |
| 2   | 指定の解除                                                    | 13 |
| (1) | 指定の理由の点検等                                                | 13 |
| (2) | 解除の周知等                                                   | 13 |
| (3) | 特定秘密の表示の抹消                                               | 13 |
| (4) | 指定の解除の表示                                                 | 13 |
| 3   | 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い | 13 |
| (1) | 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密                                   | 13 |
| (2) | 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密                                    | 14 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>IV 適性評価の実施</b>             | 14 |
| <b>1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方</b> | 14 |
| (1) プライバシーの保護                 | 14 |
| (2) 調査事項以外の調査の禁止              | 14 |
| (3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止          | 14 |
| (4) 基本的人権の尊重等                 | 15 |
| <b>2 実施体制</b>                 | 15 |
| (1) 適性評価実施責任者                 | 15 |
| (2) 適性評価実施担当者                 | 15 |
| (3) 関与の制限                     | 15 |
| (4) 留意事項                      | 15 |
| <b>3 評価対象者の選定</b>             | 15 |
| (1) 名簿の提出                     | 15 |
| (2) 行政機関の長の承認                 | 16 |
| (3) 留意事項                      | 17 |
| <b>4 適性評価の実施についての告知と同意</b>    | 17 |
| (1) 評価対象者に対する告知               | 17 |
| (2) 同意の手続                     | 17 |
| (3) 不同意の場合の措置                 | 18 |
| (4) 同意の取下げ                    | 18 |
| <b>5 調査の実施</b>                | 19 |
| (1) 評価対象者による質問票の記載と提出         | 19 |
| (2) 上司等に対する質問等                | 19 |
| (3) 人事管理情報等による確認              | 20 |
| (4) 評価対象者に対する面接等              | 20 |
| (5) 公務所又は公私の団体に対する照会          | 20 |
| (6) 留意事項                      | 20 |
| <b>6 評価</b>                   | 21 |
| (1) 評価の基本的な考え方                | 21 |
| (2) 評価の際に考慮する要素               | 21 |
| <b>7 結果等の通知</b>               | 22 |
| (1) 評価対象者への結果及び理由の通知          | 22 |
| (2) 特定秘密管理者及び適合事業者への結果の通知     | 22 |
| <b>8 苦情の申出とその処理</b>           | 23 |
| (1) 苦情の処理のための体制               | 23 |
| (2) 苦情の申出                     | 23 |
| (3) 苦情の処理の手続                  | 23 |
| (4) 苦情処理結果の通知                 | 23 |

|                                                              |    |
|--------------------------------------------------------------|----|
| (5) 留意事項                                                     | 24 |
| 9 適性評価実施後の措置                                                 | 24 |
| (1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置                | 24 |
| (2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置              | 25 |
| 10 適性評価に関する個人情報等の管理                                          | 25 |
| (1) 適性評価に関する文書等の管理                                           | 25 |
| (2) 行政機関における個人情報等の管理                                         | 25 |
| (3) 適合事業者等における個人情報等の管理                                       | 26 |
| (4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限                                   | 26 |
| 11 研修                                                        | 27 |
| 12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力                                      | 27 |
| 13 警察本部長による適性評価                                              | 27 |
| 14 特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置 | 27 |
| <br>V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等                  | 27 |
| 1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力                                 | 27 |
| 2 内閣総理大臣による指揮監督                                              | 28 |
| 3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正                    | 28 |
| (1) 内閣府独立公文書管理監（仮称）による検証・監察・是正                               | 28 |
| (2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等                                | 29 |
| 4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報                    | 29 |
| (1) 通報の処理の枠組み                                                | 29 |
| (2) 通報の処理                                                    | 30 |
| (3) 通報者の保護等                                                  | 32 |
| 5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告                               | 32 |
| (1) 内閣総理大臣への報告等                                              | 32 |
| (2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告                                 | 33 |
| (3) 国会への報告及び公表                                               | 33 |
| 6 その他の遵守すべき事項                                                | 33 |
| <br>VI 本運用基準の見直し                                             | 34 |

【別添様式】

|        |                         |    |
|--------|-------------------------|----|
| 別添 1   | 適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）  | 35 |
| 別添 2-1 | 適性評価の実施についての同意書         | 45 |
| 別添 2-2 | 公務所又は公私の団体への照会等についての同意書 | 46 |
| 別添 3   | 適性評価の実施についての不同意書        | 47 |
| 別添 4   | 適性評価の実施についての同意の取下書      | 48 |
| 別添 5   | 質問票（適性評価）               | 49 |
| 別添 6   | 調査票（適性評価）               | 76 |
| 別添 7   | 適性評価のための照会書             | 81 |
| 別添 8   | 適性評価実施担当者指定証            | 82 |
| 別添 9-1 | 適性評価結果等通知書（本人用）         | 83 |
| 別添 9-2 | 適性評価結果等通知書（適合事業者用）      | 86 |
| 別添 10  | 特定秘密の保護に関する誓約書          | 88 |
| 別添 11  | 苦情処理結果通知書               | 91 |

## 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（素案）

### I 基本的な考え方

#### 1 策定の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）の統一的な運用を図るため、特定秘密保護法第 18 条第 1 項の規定に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（仮称）（以下「本運用基準」という。）を定める。

行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、本運用基準が定める内容に従って特定秘密保護法の運用を統一的に行うことにより、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その適正を確保するものとする。

なお、本運用基準における用語の定義は、特定秘密保護法又は特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（平成 26 年政令第〇〇号。以下「施行令」という。）の定めるところによる。

#### 2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

##### （1）拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

特定秘密保護法は、第 22 条第 1 項及び第 2 項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと等を定めている。当該規定は、行政機関等における解釈適用の準則、すなわち、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者が特定秘密保護法を解釈適用するに当たって従わなくてはならない基準である。特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。

ア 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと。

特に、特定秘密保護法第 3 条第 1 項、第 4 条及び別表各号については、この点により一層留意し、本運用基準Ⅱ 1、Ⅱ 4（1）、Ⅲ 1（1）等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定すること。

イ 憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること。

ウ 出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること。

### (2) 公文書管理法と情報公開法の適正な運用

行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第4項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることは、他の行政文書と異なることはない。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等（公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分についても、開示・不開示の決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法と情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責務を全うしなければならない。

### 3 特定秘密を取り扱う者等の責務

- (1) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらが定める特定秘密の保護のための措置を適確に講じなければならない。
- (2) 特定秘密を取り扱う者は、自身が特定秘密の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得ることを十分に認識し、施行令第12条第2項に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育を受講するなどして規範意識を常に高く保たなければならない。
- (3) 特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処するものとする。
- (4) (1)から(3)までは、特定秘密を取り扱わなくなった者についても、同様

とする。

## II 特定秘密の指定等

### 1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）
- ・ 公になつてない情報であること（以下「非公知性」という。）
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）

行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

#### (1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報のすべてを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

#### 【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
    - (a) 自衛隊の訓練又は演習
    - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動 ((c)に掲げるものを除く。)
    - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
  - b 自衛隊及びアメリカ合衆国の軍隊（以下「米軍」という。）の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b

に掲げるものを除く。)

b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ □に掲げる情報の収集整理又はその能力

□ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イ a (b)に掲げるものを除く。）

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針

b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c 自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ト 防衛の用に供する暗号

我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（b に掲げるものを除く。）

**第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表**

- b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）
- b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）  
防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

**【別表第2号（外交に関する事項）】**

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
- (a) 国民の生命及び身体の保護  
(b) 領域の保全  
(c) 海洋及び上空等における権益の確保  
(d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）
- b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

**第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表**

- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
- (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
- (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
- (c) 資産の移転の禁止又は制限
- (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
- (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
- (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
- b 領域の保全のために我が国が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
- b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c a又はbを分析して得られた情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ハ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号  
　我が国が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- 【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

**第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表**

- a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
  - (a) 特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
  - (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
  - (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
  - (d) サイバー攻撃の防止
- b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- 口 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
  - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
  - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
  - c a又はbを分析して得られた情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
  - 口 aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
  - a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
    - (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
    - (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備
    - (c) サイバー攻撃の防止

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

- b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
  - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
    - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
    - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
    - c a又はbを分析して得られた情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
    - ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号  
我が国が政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

### **(2) 非公知性**

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されると認定する場合には、たとえ我が国が政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

### **(3) 特段の秘匿の必要性**

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらとのための我が国のが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国が秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安

全保障協力等が滞るなど我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

#### (4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

- ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。
- イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- ウ 国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

### 2 実施体制

行政機関の長は、施行令第12条第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものと所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

- (1) 施行令第4条、第7条、第8条第1項第3号、第9条第2号及び第11条第1項第3号並びに3(5)の規定による特定秘密指定管理簿への記載又は記録
- (2) 特定秘密保護法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示
- (3) 特定秘密保護法第3条第2項第2号の規定による通知
- (4) 3(6)の規定による周知
- (5) 特定秘密保護法第3条第3項の規定による同条第2項第1号に掲げる措置
- (6) 施行令第8条第1項の規定による措置及びIII 1(2)アの規定による周知等
- (7) 施行令第9条の規定による措置及びIII 1(3)の規定による周知
- (8) III 2(1)の規定による書面又は電磁的記録への記載又は記録
- (9) 施行令第11条第1項の規定による措置及びIII 2(2)の規定による周知等
- (10) 施行令第12条の規定による措置

(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置

### 3 指定手続

- (1) 行政機関又は都道府県警察の職員は、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が特定秘密に指定されるよう関係職員に通報するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができ、特定秘密として取り扱うことを要しない対象情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）及び当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。  
指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。
- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「（〇〇を含む。）」、「（〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報等、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の概要是、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年度中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年度中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5) 特定秘密指定管理簿には、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものと記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。
- (6) 特定秘密管理者は、特定秘密の指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、特定秘密保護法第3条第2項第1号又は同項第2号に規定する措置を講ずるほか、当該指定をした旨並びに当該指定に係る施行令第4条第2号及び第3号に掲げる事項を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について特定秘密保護法

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

第3条第2項第2号の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。

### 4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく特定秘密の指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、
- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
  - ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
  - ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）
- と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。
- (2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府との交渉の方針等、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。

### 5 指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

### 6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程

- (1) 施行令第12条第1項に規定する規程（以下「規程」という。）には、同条各号に掲げる措置及び特定秘密の保護に関する業務の実施体制の構築その他特定秘密を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。特に、施行令第12条第1項第10号に掲げる緊急の事態に際する特定秘密文書等の廃棄について、危機管理に万全を期すため、その実施手続その他必要な事項を定めるものとする。
- (2) 行政機関の長は、規程を定めようとするときは、あらかじめ、その案を内閣総理大臣に通知するものとする。

### III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

## 1 指定の有効期間の満了及び延長

### (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

- ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき
- イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき
- ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき
- エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用しなくなったとき
- オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

### (2) 指定の有効期間の満了

#### ア 有効期間の満了の周知等

特定秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第8条第1項に規定する措置を講ずるほか、当該指定の有効期間が満了した旨を当該行政機関において当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の満了について施行令第8条第1項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するとともに、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定の有効期間が満了したか否かを確認することができるようするものとする。

#### イ 特定秘密の表示の抹消

施行令第8条第1項第1号の特定秘密の表示の抹消は、特定秘密の表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりするものとする。

#### ウ 有効期間の満了の表示

施行令第8条第1項第1号の有効期間の満了の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

### (3) 有効期間の延長の周知等

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

特定秘密管理者は、特定秘密の指定の有効期間が延長されたときは、行政機関の長の命を受けて、施行令第9条に規定する措置を講ずるほか、当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨並びに延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の有効期間の延長について施行令第9条第1号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

### **(4) 通じて30年を超えて延長する場合**

特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が、同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

## **2 指定の解除**

### **(1) 指定の理由の点検等**

行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。

### **(2) 解除の周知等**

特定秘密管理者は、特定秘密の指定が解除されたときには、行政機関の長の命を受けて、施行令第11条に規定する措置を講ずるほか、当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日を当該行政機関において当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定の解除について施行令第11条第1項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するとともに、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようとするものとする。

### **(3) 特定秘密の表示の抹消**

施行令第11条第1項第1号の特定秘密の表示の抹消は、1(2)イの要領によりするものとする。

### **(4) 指定の解除の表示**

施行令第11条第1項第1号の指定の解除の表示は、特定秘密の表示の傍らの見やすい箇所にするものとする。

## **3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い**

### **(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密**

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定に関わらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

## (2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密

- ア 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。
- イ 行政機関の長は、アの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

## IV 適性評価の実施

### 1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方

#### (1) プライバシーの保護

適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。また、適合事業者の従業者は行政機関の職員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得なければならない。

#### (2) 調査事項以外の調査の禁止

適性評価の調査は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項以外の事項について行ってはならず、例えば、評価対象者の思想信条並びに適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み、仮に調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない。

#### (3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない。

### (4) 基本人権の尊重等

適性評価に関わる者は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する憲法第14条を遵守するとともに、基本的人権を不当に侵害することのないようにしなければならない。

## 2 実施体制

### (1) 適性評価実施責任者

行政機関の長は、適性評価を実施するため、官房長、局長又はこれに準ずる者を適性評価実施責任者に指定し、適性評価の実施に関する事務を総括させる。

### (2) 適性評価実施担当者

適性評価実施責任者は、適性評価を実施するに当たって、適性評価実施担当者を指定し、適性評価の実施に必要な事務を行わせる。

### (3) 関与の制限

行政機関の長並びに適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者以外の者は、適性評価実施責任者の上司その他の当該行政機関の長が指定する者を除き、適性評価に関する事務に關与することができない。ただし、特定秘密保護法第12条第4項の規定による質問に回答し若しくは同項の規定による照会に対し、必要な事項を報告する場合、若しくは適性評価の実施に関する事務に必要な連絡を取り次ぐ場合、又は苦情の申出に対応するため必要な場合は、この限りでない。

### (4) 留意事項

適合事業者の従業者の適性評価を実施するに当たり、当該適合事業者に對し、評価対象者との間の書類の受渡しその他の連絡の取次ぎを依頼することは差し支えないが、適合事業者が取次ぎを行う際には、評価対象者が記載した書類の内容等適合事業者に通知することとされていない情報が当該適合事業者の知るところとならないようにしなければならない。

## 3 評価対象者の選定

### (1) 名簿の提出

ア 特定秘密管理者は、当該行政機関の職員として特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所屬する部署、役職名、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

号、及び同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。

イ 特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し又は提供される適合事業者は、その従業者として特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを当該特定秘密に係る特定秘密管理者に提出する。

ウ イにより名簿の提出を受けた特定秘密管理者は、名簿に登載された者のうち特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認める者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、派遣労働者であるときはその旨及び予定している業務内容、特定秘密保護法第12条第1項各号のうち該当する号、同項第3号に該当する場合には該当すると認める理由その他評価対象者の選定に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを適性評価実施責任者に提出する。この場合において、当該特定秘密管理者は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がないと認め、名簿に登載しない者があるときは、その旨を適合事業者に通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

エ ア、イ又はウの名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、当該名簿を提出した者は速やかにこれを当該名簿の提出を受けた者に通知する。

### (2) 行政機関の長の承認

ア (1)ア又はウにより名簿の提出を受けた適性評価実施責任者は、名簿に登載された者について、特定秘密保護法第12条第1項各号のいずれかに該当するものとして適性評価を実施する必要があると認めるときは、適性評価を実施することについて行政機関の長の承認を得なければならない。

イ 適性評価実施責任者は、アの承認を得たか否かを名簿を提出した特定秘密管理者に通知する。この場合において、特定秘密管理者は、(1)ウの名簿に登載された者に係る通知があるときは、当該通知の内容を適合事業者に通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であると

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

きは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

### **(3) 留意事項**

- ア 適合事業者の従業者についての適性評価は、当該適合事業者と行政機関との契約後等当該従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった後に実施するものとする。
- イ 特定秘密保護法第12条第1項第1号に規定する「当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認められるもの」として適性評価を実施する必要がない者は、以下に掲げる者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る結果の通知から5年を経過していないものとする。ただし、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者を除く。
- (ア) 当該行政機関において当該通知の日から勤務し続けている者（当該行政機関における勤務には、併任による当該行政機関以外における勤務及び当該行政機関が警察庁である場合の都道府県警察における警察本部長としての勤務を含む。）であって、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後に再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者等、当該行政機関の長が適性評価を要しないと認めるもの
- (イ) 当該行政機関との契約に基づき保有し又は提供された特定秘密の取扱いの業務を行う適合事業者において当該通知の日から勤務し続けている者（当該適合事業者における勤務には、併任による当該適合事業者以外における勤務を含む。）であって、特定秘密の取扱いの業務を行わないこととなった後に再び特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者等、当該行政機関の長が適性評価を要しないと認めるもの

## **4 適性評価の実施についての告知と同意**

### **(1) 評価対象者に対する告知**

特定秘密保護法第12条第3項の告知は、評価対象者に別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付することにより行うものとする。

### **(2) 同意の手続**

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、評価対象者が必要事項を記載した別添2－1の「適性評価の実施についての同意書」及び別添2－2

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（以下これらを「同意書」という。）の提出を受けることにより得るものとする。

イ 適性評価実施担当者は、同意書の提出の後に適性評価のための調査を開始するものとする。ただし、5(1)ア及びイの「質問票（適性評価）」及び資料については、同意書と一緒に提出を受けて差し支えない。

ウ 特定秘密保護法第13条第4項の理由の通知を希望しない旨の申出は、評価対象者が別添2－1の「適性評価の実施についての同意書」に必要事項を記載することにより行うものとする。なお、理由の通知についての希望は、適性評価の結果の通知が行われるまでの間、理由の通知についての希望を変更しようとする者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出することにより、これを変更することができるものとする。

### **(3) 不同意の場合の措置**

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者から別添3の「適性評価の実施についての不同意書」が提出されるなど、評価対象者の同意を得られなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

イ 適性評価実施責任者は、アの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意を得られなかつたことにより適性評価を実施しなかつた旨を通知する。

ウ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてイの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意を得られなかつたことにより適性評価を実施しなかつた旨を別添9－2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知する。

エ ウの通知を受けた適合事業者は、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知する。

### **(4) 同意の取下げ**

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により、これを取り下げができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

### 5 調査の実施

#### (1) 評価対象者による質問票の記載と提出

ア 適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、必要事項を記載した別添5の「質問票（適性評価）」（以下「質問票」という。）の提出を求めるものとする。

イ 適性評価実施担当者は、評価対象者に質問票の提出を求める際に、調査のため必要な範囲内において、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。

ウ 適性評価実施担当者は、質問票が具体的に、漏れなくかつ正確に記載されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載した事項に変更が生じたときには速やかに申し出るよう、評価対象者に求めるものとする。

#### (2) 上司等に対する質問等

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者を選定し、この者に対し、別添6の「調査票（適性評価）」（以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該上司等は、調査票に記載すべき内容について評価対象者に確認してはならない。

イ アのほか、適性評価実施担当者は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人（以下「関係者」という。）に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。

ウ 関係者に質問を行うに当たっては、適性評価の趣旨及び当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者への質問が、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えることのないようにしなければならない。

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

エ 適性評価実施担当者は、関係者から聴取したことにより得られた情報について、評価対象者に示される可能性がある旨を当該関係者に説明する。

### (3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報（以下「人事管理情報等」という。）の報告を求めることができる。

### (4) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等についての疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなど必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

### (5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

イ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」（以下「照会書」という。）に公印を押印し、これを照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ 照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

### (6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうか確認することを基本とし、これにより疑問点が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するた

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

め必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ 適性評価実施担当者は、適性評価のための調査に従事する者であることを明らかにするため、別添8の「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等に対し、これを提示するものとする。

ウ 行政機関の長は、以下に掲げるときは、直ちに適性評価の手続を中止する。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、適性評価の手続を中止した旨を別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により通知するものとする。

(ア) 評価対象者から4(4)アにより適性評価の実施についての同意の取下げがあったとき

(イ) 評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったとき

## 6 評価

### (1) 評価の基本的な考え方

行政機関の長は、5の調査の結果を基に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうか、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断するものとする。この場合において、調査を尽くしてもなお、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑念が残る場合には、特定秘密の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する特定秘密保護法の目的に鑑み、特定秘密を漏らすおそれないと認められないと判断するものとする。

ア 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか

イ 情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか

ウ 情報を適正に管理することができるか

エ 規範を遵守して行動することができるか

オ 自己を律して行動することができるか

カ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか

キ 職務に対し、誠実に取り組むことができるか

### (2) 評価の際に考慮する要素

行政機関の長は、評価を実施するに当たり、調査により判明した事実について、以下の要素を考慮するものとする。

ア 特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項についての評価対象者

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

の行動又は状態（以下「対象行動等」という。）の性質、程度及び重大性

- イ 対象行動等の背景及び理由
- ウ 対象行動等の頻度及び時期
- エ 対象行動等があったときの評価対象者の年齢
- オ 対象行動等に対する自発的な関与の程度
- カ 対象行動等がなくなり、又は再び生ずる可能性

### 7 結果等の通知

#### (1) 評価対象者への結果及び理由の通知

- ア 行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれがないと評価したときは、当該評価対象者に対し、別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果を通知する。
- イ 行政機関の長が評価対象者について特定秘密を漏らすおそれないと認められないと評価したときは、当該評価対象者に対し、別添9-1の「適性評価結果等通知書（本人用）」により、その結果及び当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者が理由の通知を希望していないときは、理由を通知しないものとする。
- ウ 理由の通知に当たっては、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには当該事実を示すなど、具体的にこれを行うものとする。ただし、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、理由の通知によって、調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとなる場合には、これが明らかとならないようにしなければならない。
- エ 適性評価実施担当者は、アにより結果を通知する際に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、9(1)アに掲げる事情が生じた場合に速やかにこれを特定秘密管理者に申し出ること、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に適合事業者が当該評価対象者について9(1)アに掲げる事情が生じたと認めるとときにこれを当該評価対象者が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること等について、確認することを明らかにするため、評価対象者から別添10の「特定秘密の保護に関する誓約書」を徴するものとする。

#### (2) 特定秘密管理者及び適合事業者への結果の通知

- ア 適性評価実施責任者は、評価対象者についての適性評価の結果を当該

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

評価対象者が登載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、通知する。

イ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてアの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により、その結果を通知する。

### 8 苦情の申出とその処理

#### (1) 苦情の処理のための体制

ア 行政機関の長は、適性評価についての苦情の申出を受け、これを誠実に処理するため、苦情受理窓口を設けるとともに、官房長、局長又はこれに準ずる者を苦情処理責任者に指定する。

イ 苦情の申出があったときは、苦情処理責任者は速やかに当該苦情の概要を行政機関の長に報告するとともに、苦情処理担当者を指定する。この場合において、苦情処理責任者は、苦情を申し出た者に係る適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指定しないものとする。

#### (2) 苦情の申出

ア 苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

イ 行政機関の長、適合事業者及び派遣労働者を雇用する事業主は、当該苦情申出者について、苦情の申出をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進又は昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害すること等の不利益な取扱いをしてはならない。

#### (3) 苦情の処理の手続

ア 苦情処理担当者は、苦情について調査を行い、その結果及び処理の方針を苦情処理責任者に報告する。

イ 苦情処理担当者は、必要に応じ、苦情申出者、適性評価実施担当者その他の必要と認める者に質問し、又は苦情申出者若しくは適性評価実施担当者に資料の提出を求めることができる。

ウ 苦情処理責任者は、調査の結果及び処理の方針を行政機関の長に報告し、その承認を得なければならない。

#### (4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)ウに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」により、苦情についての処理の結果を通知する。

- イ 苦情の処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認める場合には、苦情処理責任者はその旨を適性評価実施責任者に通知する。  
ウ イの場合、適性評価実施責任者は、改めて適性評価を実施する。

### (5) 留意事項

特定秘密保護法第14条第1項に規定する苦情の申出は、適性評価の結果、調査方法等、評価対象者について実施された適性評価について、当該評価対象者が行うことができる。評価対象者以外の者からの適性評価に関する苦情については、特定秘密保護法第14条に規定する苦情には当たらないが、苦情受理窓口においてこれを受理し、苦情処理手続に準じて、これを誠実に処理するものとする。

## 9 適性評価実施後の措置

### (1) 行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

- ア 特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員の上司等は、当該職員について以下の事情があると認めた場合には、速やかにこれを当該職員が取扱いの業務を行う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するものとする。
- (ア) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと  
(イ) 罪を犯して検挙されたこと  
(ウ) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと  
(エ) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと  
(オ) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと  
(カ) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと  
(キ) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと  
(ク) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと  
(ケ) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと
- イ アの報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

密保護法第12条第1項第3号に規定する「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当すると認めるときは、当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があるときは、改めて当該職員についての適性評価を実施しなければならない。

### (2) 適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置

- ア 行政機関の長は、以下に掲げる事項について、契約で定めるものとする。
- (ア) 特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項に規定する契約に基づき特定秘密を保有し又は提供される適合事業者は、当該契約により特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について(1)アの事情があると認めた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告すること
- (イ) 従業者が派遣労働者である場合、適合事業者は、当該従業者について(1)アの事情があると認めたときにこれが当該従業者を雇用する事業主から当該適合事業者に報告が行われるよう必要な措置を講ずること
- (ウ) イの通知を受けた場合に、適合事業者は、当該通知に係る従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講ずること
- イ ア(ア)の報告を受けた特定秘密管理者は、当該報告に係る事情が、特定秘密保護法第12条第1項第3号に規定する事情に該当すると認めるときは、その旨を適合事業者に通知する。

## 10 適性評価に関する個人情報等の管理

### (1) 適性評価に関する文書等の管理

- ア 適性評価実施責任者は、評価対象者ごとに、その適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理する。
- イ 特定秘密管理者は、適性評価実施責任者から通知された不同意、同意の取下げ及び適性評価の結果に係る文書等を整理して、これを管理する。
- ウ 苦情処理責任者は、苦情申出者ごとに、その苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を整理して、これを管理する。

### (2) 行政機関における個人情報等の管理

- ア 適性評価に関する文書等の管理は、公文書管理法等文書管理に関する法令及び規程に基づき、適切に行う。

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

- イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び同法第 6 条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。
- ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第 13 条第 1 項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間については、当該提出がなされた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年間とする。
- エ 特定秘密管理者は、適性評価実施責任者から適性評価の結果等が通知された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年が経過するまでの期間、当該結果に係る文書等を保存するものとする。
- オ 苦情処理責任者は、苦情申出者に苦情についての処理の結果を通知した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年が経過するまでの期間、苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。
- カ 保存期間を経過した適性評価に関する文書等は、関係法令及び規程に従い、廃棄等するものとする。

### **(3) 適合事業者等における個人情報等の管理**

行政機関の長は、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主が、行政機関の長又は適合事業者から通知された、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかったこと、同意を取り下げたこと及び評価対象者についての適性評価の結果に係る文書等について、これが適切に管理されるよう、(2)に準じて必要な措置を講ずることについて、契約で定めるものとする。

### **(4) 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限**

行政機関の長、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、次に掲げる場合を除き、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかったこと、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 4 項、刑事訴訟法

(昭和 23 年法律第 131 号) 第 197 条第 2 項等の法令に基づく場合  
イ 特定秘密保護法第 16 条第 1 項ただし書又は施行令第 22 条に規定する事由等のいずれかに該当する疑いが生じた場合

#### 11 研修

適性評価実施責任者は、適性評価実施担当者に対し、適性評価の適正な実施を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びにこれを向上させるために必要な研修を定期的に行うものとする。なお、必要な場合に、当該研修を隨時に実施することを妨げるものではない。

#### 12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。

なお、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

#### 13 警察本部長による適性評価

警察本部長による適性評価については、本運用基準に準じて実施するものとする。

#### 14 特定秘密保護法の公布の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置

行政機関の長は、特定秘密保護法の公布の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いの業務を行う者について、特定秘密に指定された情報の取扱いの業務を特定秘密保護法の施行前に行っていた者又は適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のいずれかに限るよう努めるものとする。

### V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

#### 1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

(仮称)を設置する。内閣保全監視委員会(仮称)の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会(仮称)の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

- (3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿(公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。4(1)ア(オ)及び(カ)において同じ。)のうち特定秘密である情報を記録するもの(以下「特定行政文書ファイル等」という。)の管理の適正の確保に関する事務を行う。
- (4) 行政機関は、(1)及び(3)に定める事務に関し、内閣官房及び内閣府にそれぞれ協力するものとする。

### 2 内閣総理大臣による指揮監督

内閣保全監視委員会(仮称)は、内閣総理大臣が特定秘密保護法第18条第4項に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に關し、その適正を確保するため、行政各部を指揮監督するに当たり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求めることができ、必要があると認めるときは是正を求めるものとする。

### 3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

#### (1) 内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監(仮称)(内閣府独立公文書管理監(仮称)が指定する内閣府の職員(参考)を含む。以下同じ。)は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

(参考) 内閣府訓令で内閣府に情報保全監察室(仮称)を設置し、その室員を指定することを検討しています。

イ 内閣府独立公文書管理監(仮称)は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監(仮称)は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を

**第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表**

保有する行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

**(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等**

ア 行政機関の長は、(1)アに定める検証及び監察の実施に資するため、次に掲げる事務を行うものとする。

(ア) 特定秘密を指定し、施行令第4条に基づき特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したとき、又は、特定秘密の指定の有効期間を延長し、若しくは指定を解除し、施行令第9条第2号若しくは第11条第1項第3号に基づき、それぞれ特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監（仮称）に、当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出すること。

(イ) 特定行政文書ファイル等の管理について、毎年1回、次に掲げる事項その他の特定行政文書ファイル等の管理に資する事項を、内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告すること。

- a 特定行政文書ファイル等の名称
- b 特定行政文書ファイル等の保存場所
- c 特定行政文書ファイル等の保存期間
- d 特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置

(ウ) 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合には、速やかに内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告すること。

イ 行政機関の長は、(1)イによる求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。

ウ 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとしてイによる求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。

エ 行政機関の長は、(1)ウの求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

**4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報**

**(1) 通報の処理の枠組み**

内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長は、特定秘密の取扱

いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

## （2）通報の処理

### ア 行政機関に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。
- (ウ) 行政機関の長は、調査を行う場合は、遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- (エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。
- (オ) 行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。
- (カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

### イ 内閣府独立公文書管理監（仮称）に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監（仮称）の通報窓口に対し、その

**第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表**

旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

- (イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
  - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある場合
  - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- (ウ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報を受理した場合、遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- (エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監（仮称）は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
- (オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定に基づき、内閣府独立公文書管理監（仮称）に特定秘密を提供するものとする。
- (カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監（仮称）に疎明しなければならない。
- (キ) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。
- (ク) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。
- (ケ) 独立公文書管理監（仮称）は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し

通知するものとする。

### (3) 通報者の保護等

ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒处分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒处分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監（仮称）は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

## 5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

### (1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会（仮称）に、(ア)から(オ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監（仮称）に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（II 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。）

(イ) 過去1年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に特定秘密の指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ヶ)及び(コ)において同じ。)

- (ヶ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数
- (コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数
- (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
- (シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会（仮称）は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、内閣保全監視委員会（仮称）に対し、ア(ア)から(ヰ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会（仮称）は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監（仮称）及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

### **(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告**

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

### **(3) 国会への報告及び公表**

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

## **6 その他の遵守すべき事項**

- (1) 2、3(1)イ、4(2)イ(ヰ)又は5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会（仮称）又は内閣府独立公文書管理監（仮称）は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特

## 第2回情報保全諮問会議終了まで対外非公表

特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 内閣保全監視委員会（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- (3) 内閣府独立公文書管理監（仮称）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

### **VI 本運用基準の見直し**

政府は、特定秘密保護法の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、本運用基準について見直しを行うものとする。

別添 1

年 月 日

様

大臣

### 適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

#### 1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定するなどのルールを定めています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
  - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行なうことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
  - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行なうことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
  - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定

秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）

に対して行うもので、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。

(3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。

(4) あなたについて適性評価を行う者は、大臣となります。

(5) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

※該当する場合に記載

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条までを御覧ください。

## 2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、直ちに特定有害活動やテロリズムとの関係があると判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。これは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、上司から指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし

不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1) 特定有害活動とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

(注2) テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

### 3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」に必要事項を記載していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚等の知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項の報告（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示又は

交付することができます。

(3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽的回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

#### 4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

#### 5 結果・理由の通知

評価結果は、書面であなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由についてもお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」に記載欄がありますので、必要事項を記載してください。なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出していただきます。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続を中止した場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、あなたに通知される場合とは異なり、特定秘密を漏らすおそれないと認められなかった場合の理由は

通知されません。また、調査によって判明した事柄について通知されることもありません。

【なお、今回あなたは、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者として適性評価の対象者となっており、その旨についてもあなたを雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対して通知されます。※特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する場合に記載】

※従業者の場合に記載

## 6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法等、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、書面で、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

## 7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

あなたが適性評価の実施に同意しなかったこと、適性評価の結果、その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、適性評価を実施した

大臣やあなたを雇用等する事業者が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることはありません。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に記載

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。なお、同意は、同意書を提出した後

であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、適性評価の実施についての同意を取り下げるなどを書面（「適性評価の実施についての同意の取下書」）で提出していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げる場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されている場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあります。

また、あなたが適性評価に同意しなかったことにより適性評価が実施されなかったことは、あなたを雇用する事業者〔と、あなたの派遣先の事業者〕に対しても通知されます。

同意書又は不同意書のどちらかに記入の上、適性評価の実施に同意した場合は同意書（2種類）、必要事項を記入した質問票及び別に資料の提出が求められているときはその資料を、同意しない場合は不同意書を別添の封筒に入れて封をし、 年 月 日までに、〔あなたが所属している／あなたの会社が契約している／あなたの派遣先の事業者が契約している〕行政機関の適性評価実施担当者に提出してください。

|      |   |   |
|------|---|---|
| <担当> |   |   |
| 住    | 省 | 局 |
| 電    | 所 | 課 |
|      |   |   |

## ○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第十一条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることになった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められた者であって、引き続き当該おそれないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関

係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの人以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第十四条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第十五条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行なった場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
  - 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行ない、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行なうことが見込まれる者
  - 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行なった場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限)

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

- 2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

別添 2-1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとすること。  
〔※該当する場合に記載〕

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

- (1) 大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に對して必要な協力をすること。

年　月　日

氏名　印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

別添 2 - 2

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、省の職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるここと及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別添 3

適性評価の実施についての不同意書

1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。

(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようすること。  
〔※該当する場合に記載〕

2 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

さらに、大臣から私を雇用する事業者〔と派遣先の事業者〕に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかつた旨の通知がなされることについても理解しています。  
〔※従業者の場合に記載〕

3 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年　月　日

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別添4

年　月　日

大臣 殿

印

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、 年 月 日付けて「適性評価の実施についての同意書」を、  
年 月 日付けて「公務所又は公私の団体への照会等についての同  
意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

## 質問票（適性評価）

省

## はじめに

- 1 この質問票（適性評価）は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票（適性評価）を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。
- 2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」に必要事項を記載した上で、この質問票（適性評価）で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた2つの同意書と質問票（適性評価）は、別添の封筒に入れて封をし、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。
- 3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」に必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。この質問票（適性評価）は、あなたが自由に処分してかまいません。

## 記載要領

- ※ 質問票（適性評価）に記載する際は、黒色又は青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いた上押印又は署名してください。
- ※ 電子計算機を用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。
- ※ 質問票（適性評価）には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。  
記載に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。  
正当な理由なく、記載すべき事項に記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 各質問項目について、記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。電子計算機を用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。
- ※ 記載した質問票（適性評価）を提出する際は、後日の質問等に答えるために、複写するなどして控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、 省 局 課  
 (住所 \_\_\_\_\_ / Tel \_\_\_\_\_ )  
 までお問い合わせください。

該当する項目をチェックしてください。

種別

国の行政機関の職員     都道府県警察の職員     左記以外の方



職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号：

階級：

※ 別途この欄に記載を求められていない限り、記載は不要です。

## 1 適性評価の対象となる方の氏名等

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

|                                                                                        |                                                                                                                                     |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| (1)<br>ふりがな<br>氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                            | (2)<br>年      月      日生 (      歳)<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                   | (3) 男<br>・<br>女 |
| (4)<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。                                        | (5)<br>ふりがな<br>現住所：                                                                                                                 |                 |
| ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年      月～ 年      月                                             | (6)<br>ふりがな<br>本籍地：                                                                                                                 |                 |
| ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年      月～ 年      月                                             |                                                                                                                                     |                 |
| (7)<br>勤務先名（所属部署名まで）、所在地及び電話番号を記載してください。<br>勤務先名：<br>所 在 地：<br>電話番号：                   | あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名、所在地及び電話番号を記載してください。<br>派遣元事業主名：<br>所 在 地：<br>電 話 番 号：                                                       |                 |
| (8)<br>日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない | (10)<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |                 |
| (9)<br>帰化歴がありますか。<br><input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない           |                                                                                                                                     |                 |
| 帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年      月      日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                 | 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br>国籍名／元国籍名<br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年      月～ 年      月                                       |                 |

## 1 適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

(11)

在留カードを保有している場合は以下について記載してください。

番号：

在留期間の満了日： 年 月 日

(12)

保有する連絡手段を全て記載してください。

電話

職場： (内線) )

自宅：

携帯電話：

メールアドレス

職場：

自宅：

携帯電話：

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください（極力希望した連絡手段により連絡を行いますが、場合によっては他の手段によることもあります。）

(13)

&lt;経歴&gt;

a 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、職歴がありますか（派遣労働者として、これまでに複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。自営業の場合も含みます。アルバイトについても職歴に含まれますが、1月末満の短期のものは除きます。）。

 ある  ない

職歴がある場合、過去10年以内の中学校卒業後からの職歴について記載してください。

「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇等あなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

出向によって離職した場合には、記載する必要はありません。

|   | 勤務先名称 | 所在地(外国に所在する場合は国名も記載) | 電話番号 |
|---|-------|----------------------|------|
| ① |       |                      |      |
|   | 離職理由  |                      |      |
| ② | 勤務先名称 | 所在地(外国に所在する場合は国名も記載) | 電話番号 |
|   | 離職理由  |                      |      |
| ③ | 勤務先名称 | 所在地(外国に所在する場合は国名も記載) | 電話番号 |
|   | 離職理由  |                      |      |
| ④ | 勤務先名称 | 所在地(外国に所在する場合は国名も記載) | 電話番号 |
|   | 離職理由  |                      |      |
| ⑤ | 勤務先名称 | 所在地(外国に所在する場合は国名も記載) | 電話番号 |
|   | 離職理由  |                      |      |

1 適性評価の対象となる方の氏名等（続き）

((13)の続き)

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

ある

ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

|  | 学校名 | 学部・学科名   | 所在地（外国に所在する場合は国名も記載） |
|--|-----|----------|----------------------|
|  | ①   | 電話番号     | 在籍期間                 |
|  |     | 年 月～ 年 月 | 卒業・修了<br>中退          |
|  | 学校名 | 学部・学科名   | 所在地（外国に所在する場合は国名も記載） |
|  | ②   | 電話番号     | 在籍期間                 |
|  |     | 年 月～ 年 月 | 卒業・修了<br>中退          |
|  | 学校名 | 学部・学科名   | 所在地（外国に所在する場合は国名も記載） |
|  | ③   | 電話番号     | 在籍期間                 |
|  |     | 年 月～ 年 月 | 卒業・修了<br>中退          |

中退したことがある場合は、その理由について記載してください。

番号：

番号：

理由：

理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている以外の事項について調査することはありません。

これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。

### (1) 配偶者

ア 現在、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。）がいますか。

- 婚姻関係にある人がいる       婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる       いない

↓  
婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

|                                                                                                          |                                                                                                                                  |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| イ<br>ふりがな<br>氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                | ウ<br>年      月      日生 (      歳)<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                  | エ<br>男<br>・<br>女 |
| オ<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。                                                            | カ<br>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。                                                                         |                  |
| ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                                                                         | ふりがな<br>現住所：                                                                                                                     |                  |
| ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                                                                         |                                                                                                                                  |                  |
| キ<br>日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない                     | ケ<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |                  |
| ク<br>帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない<br>↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。 | ↓<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。                                                                                         |                  |
| 帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                                                         | 国籍名／元国籍名<br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                                                                     |                  |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2) 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。ただし、死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- |            |         |
|------------|---------|
| 1 あなたの父    | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母    | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子    | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 |         |

※ 以下の「ア 番号」欄に該当する番号を記載してください。

|                                                                                                      |                  |                                                                                                                                  |            |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|
| ア<br>番号                                                                                              | イ<br>ふりがな<br>氏名： | ウ                                                                                                                                | 年　月　日生（　歳） | エ<br>男<br>・<br>女 |
| ※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                                |                  | ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                                                     |            |                  |
| オ<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな：<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年　月～　年　月               |                  | カ<br>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br>ふりがな<br>現住所：                                                     |            |                  |
| ①<br>キ<br>日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない            |                  | ケ<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |            |                  |
| ク<br>帰化歴がありますか。□ ある    □ ない                                                                          |                  |                                                                                                                                  |            |                  |
| ↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                    |                  | ↓<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br><br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>年　月～　年　月                                   |            |                  |
| ②<br>キ<br>日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない            |                  | ケ<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |            |                  |
| ク<br>帰化歴がありますか。□ ある    □ ない                                                                          |                  |                                                                                                                                  |            |                  |
| ↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                    |                  | ↓<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br><br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>年　月～　年　月                                   |            |                  |
| ア<br>番号<br><br>オ<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年　月～　年　月 |                  | ウ<br>年　月　日生（　歳）<br><br>エ<br>男<br>・<br>女<br><br>カ<br>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br>ふりがな<br>現住所：      |            |                  |
| ク<br>帰化歴がありますか。□ ある    □ ない                                                                          |                  |                                                                                                                                  |            |                  |
| ↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                    |                  | ↓<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br><br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>年　月～　年　月                                   |            |                  |

**2 家族・同居人の氏名等（続き）**

（(2)の続き）

|                                                                                                   |                                                                              |                                                                                                  |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ア<br>番号                                                                                           | イ<br>ふりがな<br>氏名：<br><br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                | ウ<br>年　月　日生（　歳）<br><br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                              | エ<br>男<br>女 |
| オ<br><br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年　月～　年　月         |                                                                              | カ<br>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br>ふりがな<br>現住所：                     |             |
| キ<br>③ 日本国籍を有していますか。<br>□ 有している □ 有していない                                                          |                                                                              | ケ<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br>□ 有している □ 有していた □ 有していない                                      |             |
| ク<br>帰化歴がありますか。□ ある □ ない<br><br>↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所： |                                                                              | カ<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br><br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年　月～　年　月 |             |
| ア<br>番号                                                                                           | イ<br>ふりがな<br>氏名：<br><br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                | ウ<br>年　月　日生（　歳）<br><br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                              | エ<br>男<br>女 |
| オ<br><br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年　月～　年　月         | カ<br>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br>ふりがな<br>現住所： |                                                                                                  |             |
| キ<br>④ 日本国籍を有していますか。<br>□ 有している □ 有していない                                                          |                                                                              | ケ<br>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br>□ 有している □ 有していた □ 有していない                                      |             |
| ク<br>帰化歴がありますか。□ ある □ ない<br><br>↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所： |                                                                              | カ<br>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br><br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年　月～　年　月 |             |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 2 家族・同居人の氏名等（続き）

((2)の続き)

|     |                                                                                   |                                                                                                                               |          |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ア番号 | イ 氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                    | ウ 年月日生(歳)<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                                     | エ 男<br>女 |
| 才   | 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。                                          | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。                                                                         |          |
|     | ふりがな：<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                                                 | ふりがな<br>現住所：                                                                                                                  |          |
| ⑤   | キ 日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |          |
|     | ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない              | <p style="text-align: center;">↓</p>                                                                                          |          |
|     | 帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                                  | 外籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。                                                                                            |          |
|     |                                                                                   | 国籍名／元国籍名                                                                                                                      |          |
|     |                                                                                   | 有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                                                                              |          |
| ア番号 | イ 氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                    | ウ 年月日生(歳)<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                                     | エ 男<br>女 |
| 才   | 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。                                          | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。                                                                         |          |
|     | ふりがな：<br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                                                 | ふりがな<br>現住所：                                                                                                                  |          |
| ⑥   | キ 日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |          |
|     | ク 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない              | <p style="text-align: center;">↓</p>                                                                                          |          |
|     | 帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                                  | 外籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。                                                                                            |          |
|     |                                                                                   | 国籍名／元国籍名                                                                                                                      |          |
|     |                                                                                   | 有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                                                                              |          |

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

**2 家族・同居人の氏名等（続き）**

（(2)の続き）

|                                                                                                                                                                                                                          |                                                                         |                                                                                                                                                                             |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>ア番号</b><br>イ ふりがな<br><b>氏名：</b><br><small>※ 本名を記載してください。<br/>※ アルファベットでの記載も可能です。</small>                                                                                                                              | <b>ウ</b><br>年 月 日生 ( 歳 )<br><small>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。</small> | <b>エ 男</b><br><b>女</b>                                                                                                                                                      |  |
| <b>オ</b><br><small>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。</small><br><br>ふり が な<br><b>旧姓・通称：</b><br><b>使用期間：</b> 年 月～ 年 月                                                                                              |                                                                         | <b>カ</b><br><small>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。</small><br><br>ふりがな<br><b>現住所：</b>                                                                   |  |
| <b>キ</b><br><small>日本国籍を有していますか。</small><br><input type="checkbox"/> <b>有している</b> <input type="checkbox"/> <b>有していない</b>                                                                                                 |                                                                         | <b>ケ</b><br><small>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。</small><br><input type="checkbox"/> <b>有している</b> <input type="checkbox"/> <b>有していた</b> <input type="checkbox"/> <b>有していない</b> |  |
| <b>ク</b><br><small>帰化歴がありますか。</small> <input type="checkbox"/> <b>ある</b> <input type="checkbox"/> <b>ない</b><br><br>↓<br><small>帰化歴がある場合は以下について記載してください。</small><br><b>帰化年月日：</b> 年 月 日<br><b>元国籍名：</b><br><b>帰化時の住所：</b> |                                                                         | ↓<br><small>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。</small><br><br><b>国籍名／元国籍名</b><br><br><b>有していた期間（有していた場合のみ）</b><br>: 年 月～ 年 月                                               |  |
| <b>ア番号</b><br>イ ふりがな<br><b>氏名：</b><br><small>※ 本名を記載してください。<br/>※ アルファベットでの記載も可能です。</small>                                                                                                                              |                                                                         | <b>ウ</b><br>年 月 日生 ( 歳 )<br><small>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。</small>                                                                                                     |  |
| <b>オ</b><br><small>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。</small><br><br>ふり が な<br><b>旧姓・通称：</b><br><b>使用期間：</b> 年 月～ 年 月                                                                                              |                                                                         | <b>カ</b><br><small>現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。</small><br><br>ふりがな<br><b>現住所：</b>                                                                   |  |
| <b>キ</b><br><small>日本国籍を有していますか。</small><br><input type="checkbox"/> <b>有している</b> <input type="checkbox"/> <b>有していない</b>                                                                                                 |                                                                         | <b>ケ</b><br><small>外国籍を有している、又は有していたことがありますか。</small><br><input type="checkbox"/> <b>有している</b> <input type="checkbox"/> <b>有していた</b> <input type="checkbox"/> <b>有していない</b> |  |
| <b>ク</b><br><small>帰化歴がありますか。</small> <input type="checkbox"/> <b>ある</b> <input type="checkbox"/> <b>ない</b><br><br>↓<br><small>帰化歴がある場合は以下について記載してください。</small><br><b>帰化年月日：</b> 年 月 日<br><b>元国籍名：</b><br><b>帰化時の住所：</b> |                                                                         | ↓<br><small>外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。</small><br><br><b>国籍名／元国籍名</b><br><br><b>有していた期間（有していた場合のみ）</b><br>: 年 月～ 年 月                                               |  |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

((2)の続き)

|     |                                                                                                 |  |                                                                                                                                   |          |                                                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------|
| ア番号 | イ ふりがな 氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                             |  | ウ 年 月 日生 ( 歳 )<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                                                                    | エ 男<br>女 |                                                |
| ⑨   | オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな 旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                 |  | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br>ふりがな 現住所：                                                                |          |                                                |
|     | キ 日本国籍を有していますか。<br>□ 有している □ 有していない                                                             |  | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br>□ 有している □ 有していた □ 有していない                                                                          |          |                                                |
| ⑩   | ク 帰化歴がありますか。 □ ある □ ない<br><br>↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所： |  | カ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br>国籍名／元国籍名<br><br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                         |          |                                                |
|     | ア番号                                                                                             |  | イ ふりがな 氏名：<br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                                               |          | ウ 年 月 日生 ( 歳 )<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。 |
|     | オ 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふりがな 旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月                 |  | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br>ふりがな 現住所：                                                                |          |                                                |
|     | キ 日本国籍を有していますか。<br>□ 有している □ 有していない                                                             |  | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br>□ 有している □ 有していた □ 有していない<br><br>↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所： |          |                                                |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2)の続き)

|     |                                                                                         |                                                                                                                               |          |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ア番号 | イ <u>ふりがな</u><br>氏名：                                                                    | ウ 年 月 日生（　歳）<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                           | エ 男<br>女 |
| 才   | 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br><u>ふりがな</u><br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月 | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br><u>ふりがな</u><br>現住所：                                              |          |
| キ   | 日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない         | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |          |
| ク   | 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない                      |                                                                                                                               |          |
|     | ↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                       | ↓<br>外籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br>国籍名／元国籍名<br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                       |          |
| ア番号 | イ <u>ふりがな</u><br>氏名：                                                                    | ウ 年 月 日生（　歳）<br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                           | エ 男<br>女 |
| 才   | 旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br><u>ふりがな</u><br>旧姓・通称：<br>使用期間： 年 月～ 年 月 | カ 現住所は、あなたと異なる場合のみ詳細を記載し、あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。<br><br><u>ふりがな</u><br>現住所：                                              |          |
| キ   | 日本国籍を有していますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない         | ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。<br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない |          |
| ク   | 帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない                      |                                                                                                                               |          |
|     | ↓<br>帰化歴がある場合は以下について記載してください。<br>帰化年月日： 年 月 日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                       | ↓<br>外籍を有している、又は有していた場合は以下について記載してください。<br>国籍名／元国籍名<br>有していた期間（有していた場合のみ）<br>： 年 月～ 年 月                                       |          |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がいますか。  
「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指しますが、家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます（ただし、企業等の独身寮や社員寮は含まれません。）。  
同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

いる

いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

|                                                                                                                                     |                                                                                          |                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ア<br>ふりがな<br>氏名：<br><br>※ 本名を記載してください。<br>※ アルファベットでの記載も可能です。                                                                       | イ<br>年　月　日生（　歳）<br><br>※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。                                      | ウ<br>男<br>・<br>女                                                        |
|                                                                                                                                     |                                                                                          |                                                                         |
| エ<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふり　がな<br>旧姓・通称：<br>使用期間：　年　月～　年　月                                              | オ<br>日本国籍を有していますか。<br><br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない |                                                                         |
|                                                                                                                                     | カ<br>帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない                  |                                                                         |
| キ<br>外国籍を有している、又は有していたことがあります。<br><br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない | 帰化歴がある場合は以下について記載してください。                                                                 |                                                                         |
|                                                                                                                                     | 帰化年月日：　年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                                         |                                                                         |
| エ<br>旧姓や通称（帰化前の姓名を含みます。）がある場合は以下について記載してください。<br><br>ふり　がな<br>旧姓・通称：<br>使用期間：　年　月～　年　月                                              | オ<br>日本国籍を有していますか。<br><br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない | ウ<br>男<br>・<br>女                                                        |
|                                                                                                                                     |                                                                                          | カ<br>帰化歴がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない |
| キ<br>外国籍を有している、又は有していたことがあります。<br><br><input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していた <input type="checkbox"/> 有していない | 帰化歴がある場合は以下について記載してください。                                                                 |                                                                         |
|                                                                                                                                     | 帰化年月日：　年　月　日<br>元国籍名：<br>帰化時の住所：                                                         |                                                                         |

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

特定有害活動とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動
- ①核兵器、②軍用の化学製剤や細菌製剤、③②の散布のための装置、④①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非法活動を行う団体に資金等を援助する活動、不当な手段を用いて、政府高官に、公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

テロリズムとは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について、あなたが記載した事項によって、直ちに特定有害活動やテロリズムとの関係があると判断されるものではありません。

#### (1) 特定有害活動との関係

ア 外国の利益を図るための活動であって、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動を行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（支援とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

はい

いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

| 該当期間 | あなたが行った活動・支援の具体的な内容 |
|------|---------------------|
|------|---------------------|

|          |  |
|----------|--|
| 年 月～ 年 月 |  |
|----------|--|

活動・支援を行った理由

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい

いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

| 該当期間 | 団体の名称 | 団体の所在地 |
|------|-------|--------|
|------|-------|--------|

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 年 月～ 年 月 |  |  |
|----------|--|--|

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

#### ((1)の続き)

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

| 該当期間     | 団体の名称 | 団体の所在地 |
|----------|-------|--------|
| 年　月～　年　月 |       |        |

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由

#### (2) テロリズムとの関係

ア 政治上その他の主義主張を他人に強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、空港や航空機がこれに当たります。）を破壊するための活動を行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（支援とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

| 該当期間     | あなたが行った活動の具体的な内容 |
|----------|------------------|
| 年　月～　年　月 |                  |

活動を行った理由

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

| 該当期間     | 団体の名称 | 団体の所在地 |
|----------|-------|--------|
| 年　月～　年　月 |       |        |

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

#### ((2)の続き)

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

はい       いいえ



「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 該当期間                          | 団体の名称 | 団体の所在地 |
| 年　月～　年　月                      |       |        |
| 団体の設立目的・団体の主な活動               |       |        |
|                               |       |        |
| あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由 |       |        |
|                               |       |        |

(3) 過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

いる       いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

|                   |             |                |
|-------------------|-------------|----------------|
| 氏名                | 相手国名        | 相手機関名          |
|                   |             |                |
| その人と連絡等を取っている期間   | その人との連絡等の頻度 | その人との連絡等の場所・方法 |
| 年　月～　年　月          |             |                |
| 連絡等の目的・連絡等の具体的な内容 |             |                |
|                   |             |                |

(4) 過去10年以内に、来日する外国人（(2)(1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

ある       ない



ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

|                  |     |      |
|------------------|-----|------|
| 氏名               | 国籍  | 来日目的 |
|                  |     |      |
| 来日期間             | 現住所 |      |
| 年　月～　年　月         |     |      |
| 援助の具体的な内容・援助した理由 |     |      |
|                  |     |      |

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

- (5) 過去10年以内に、2(1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3(3)、(4)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

いる       いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

|   |                               |          |                     |    |
|---|-------------------------------|----------|---------------------|----|
| ① | 氏名                            | 国籍       | 居住国                 | 職業 |
|   | その人との関係（職業上・プライベート・その他（具体的に）） |          |                     |    |
| ② | その人と連絡を取っている期間                | その人の連絡頻度 | その人の連絡手段（対面、電話、手紙等） |    |
|   | 年　月～　年　月                      |          |                     |    |
|   | 氏名                            | 国籍       | 居住国                 | 職業 |
|   | その人との関係（職業上・プライベート・その他（具体的に）） |          |                     |    |
|   | その人と連絡を取っている期間                | その人の連絡頻度 | その人の連絡手段（対面、電話、手紙等） |    |
|   | 年　月～　年　月                      |          |                     |    |

- (6) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

ある       ない



ある場合は、その依頼や誘いをした人について、以下の項目を記載してください。

|              |             |     |
|--------------|-------------|-----|
| 氏名           | 国籍          | 所属先 |
|              |             |     |
| 依頼や誘いを受けた時期  | 依頼や誘いを受けた場所 |     |
| 年　月          |             |     |
| 依頼や誘いの具体的な内容 |             |     |
|              |             |     |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(7) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外公館等での勤務に伴い、手当の受取りなど、在勤地での生活のために開設した口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

保有している  保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

|   | 外国の国名 | 金融機関名 | 保有の理由 | 評価額（円建て） |
|---|-------|-------|-------|----------|
| ① |       |       |       |          |
| ② |       |       |       |          |
| ③ |       |       |       |          |

(8) 外国に不動産を保有していますか

保有している  保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

| ①     | 不動産の種類<br>(マンション・土地等) | 取得時期       | 所在地（国名も記載） |
|-------|-----------------------|------------|------------|
|       |                       | 年 月        |            |
| 資産評価額 |                       | 保有するに至った理由 |            |
|       |                       |            |            |
| ②     | 不動産の種類<br>(マンション・土地等) | 取得時期       | 所在地（国名も記載） |
|       |                       | 年 月        |            |
| 資産評価額 |                       | 保有するに至った理由 |            |
|       |                       |            |            |

(9) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 給付・免除の類型 | 給付・免除の提供国 | 提供された給付・免除の具体的な内容 |
|----------|-----------|-------------------|
|          |           |                   |
| 提供期間     |           | 給付・免除を提供された理由     |
| 年 月～ 年 月 |           |                   |

### 3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

現在保有している     過去に保有していた     保有していない



現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

| 旅券上の氏名 | 旅券発行国 | 旅券番号 | 旅券発行日<br>年　月 |
|--------|-------|------|--------------|
|        |       |      |              |

(11) 過去10年以内に、海外に居住又は渡航（職務上の出張や赴任、在外公館に勤務する職員がその公館に届け出た上で第三国に渡航した場合を除きます。）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記入してもかまいません。）。

ある     ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

|   | 居住又は渡航国・都市名 | 居住又は渡航の期間 | 居住又は渡航の目的 |
|---|-------------|-----------|-----------|
| ① |             | 年　月～　年　月  |           |
| ② |             | 年　月～　年　月  |           |
| ③ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ④ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑤ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑥ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑦ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑧ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑨ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑩ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑪ |             | 年　月～　年　月  |           |
| ⑫ |             | 年　月～　年　月  |           |

#### 4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

ある  ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

| ① | 罪名    | 犯罪行為の時期 | 犯罪行為の動機と具体的内容 |
|---|-------|---------|---------------|
|   | 年　月   |         |               |
| ② | 判決日   | 判決内容    | 管轄裁判所名        |
|   | 年　月　日 |         |               |
| ① | 罪名    | 犯罪行為の時期 | 犯罪行為の動機と具体的内容 |
|   | 年　月   |         |               |
| ② | 判決日   | 判決内容    | 管轄裁判所名        |
|   | 年　月　日 |         |               |

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

ある  ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

| ① | 懲戒処分の対象となった行為の時期 | 懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容 |
|---|------------------|-------------------------|
|   | 年　月              |                         |
| ② | 懲戒処分の時期          | 懲戒処分の内容                 |
|   | 年　月              |                         |
| ① | 懲戒処分の対象となった行為の時期 | 懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容 |
|   | 年　月              |                         |
| ② | 懲戒処分の時期          | 懲戒処分の内容                 |
|   | 年　月              |                         |

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

**5 情報の取扱いに係る非違の経歴**

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表するなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、あなたの上司から指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがありますか（情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、4(2)に記載してください。）。

ある

ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 非違行為の時期 |             | 非違行為の動機と具体的な内容 |
|---------|-------------|----------------|
| ①       | 年　月         |                |
|         | 指導監督上の措置の時期 | 措置の内容          |
| ②       | 年　月         |                |
|         | 非違行為の時期     | 非違行為の動機と具体的な内容 |
|         | 年　月         |                |
|         | 指導監督上の措置の時期 | 措置の内容          |
|         | 年　月         |                |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認する必要がある場合には、医療機関等に照会することができます。

なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

- (1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら、覚醒剤又は指定薬物を違法に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 薬物名     | 当該行為の具体的な内容 | 行った期間    |
|---------|-------------|----------|
|         |             | 年 月～ 年 月 |
| 当該行為の頻度 | 当該行為を行った理由  | 一回の使用量   |
| 日・週に 回  |             |          |

- (2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいいます。）、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料を違法に所持又は使用したことがありますか。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 物質名     | 当該行為の具体的な内容 | 行った期間    |
|---------|-------------|----------|
|         |             | 年 月～ 年 月 |
| 当該行為の頻度 | 当該行為を行った理由  | 一回の使用量   |
| 日・週に 回  |             |          |

- (3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をそのままの容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

ある  ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 服用薬物名    | 薬物の影響による具体的な症状 | 服用期間     |
|----------|----------------|----------|
|          |                | 年 月～ 年 月 |
| 処方・販売者名称 | 処方・販売者所在地      |          |
|          |                |          |

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

## 7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

ある

ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

| 受診先名称 | 受診先所在地 | 受診期間     |
|-------|--------|----------|
|       |        | 年 月～ 年 月 |
| 治療者氏名 | 症状     | 受診後の状態   |
|       |        |          |

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

## 8 飲酒についての節度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんか等のトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがありますか。

なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

ある

ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

|   | 当該時期 | 具体的な内容 |
|---|------|--------|
| ① | 年　月  |        |
| ② | 年　月  |        |
| ③ | 年　月  |        |

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

平成 26 年 7 月 23 日

### 各府省厅 担当者 殿

## 特定秘密保護法の施行に伴う適性評価の対象者数等について（依頼）

現在、当室において、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「法」といいます。）の施行準備を進めております。適性評価の運用の検討を進める上での参考とするため、下記 1 の依頼事項について、現段階における見込みを 2 の回答方法によりご回答願います。

記

## 1 依頼事項

- (1) 貴府省庁において、法施行後に特定秘密の取扱いの業務を行う①職員の人数、②適合事業者の従業者の人数及び③適合事業者の数

※ 職員の人数等については、特定秘密の取扱いの業務を行う職員として指定等されることが想定される人数（ポスト数）を、現在の特別管理秘密の取扱いの状況等を踏まえ、回答願います。

なお、特定秘密の取扱いの業務とは、①行政機関の職員が、安全保障上の必要により、当該行政機関の長が指定した特定秘密を取り扱う場合、及び②当該行政機関の職員若しくは都道府県警察の職員又は適合事業者の従業者が、我が国の安全保障上の必要により提供を受けた特定秘密を取り扱う場合をいいます。

- (2) 貴府省庁において、1年間に実施することが想定される適性評価の件数

※ 回答に当たっては、(1)の職員数及び適合事業者の従業者の数を前提に、異動等があることを踏まえ、これらポスト等に円滑に配置等を行うために、年間どの位の適性評価を実施することが想定されるか回答願います。ただし、回答に当たっては、運用基準に記載のとおり、評価対象者を過不足なく必要な者に範囲を限って、適性評価を行うように留意願います。なお、法第12条第1項第3号の件数については、除外して検討していただきかまいません。数の算出に当たっては、法施行後直後ではなく、平均して見込まれる件数を検討願います。

- (3) (警察庁のみ)

警察本部長が実施する適性評価について、

ア 法施行後に特定秘密の取扱いの業務を行う職員の人数

イ 1年間に実施することが想定される適性評価の件数

## 2 回答方法

平成26年8月22日までに別添様式により御回答願います。なお、今回御回答いただく数については、外部に公表する可能性があることを了承願います  
(公表等の形式については、別途相談いたします。)。

(連絡先 [REDACTED] 担当 : [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED])

省・庁 担当者 ( ) 連絡先 ( )

|          | 法施行後に<br>特定秘密の<br>取扱いの業<br>務を行う職<br>員の人数 | 法施行後に<br>特定秘密の<br>取扱いの業<br>務を行う適<br>合事業者の<br>従業者的人<br>数 | 法施行後に<br>特定秘密の<br>取扱いの業<br>務を行う適<br>合事業者の<br>数 | 1年間に職<br>員に対して<br>実施するこ<br>とが想定さ<br>れる適性評<br>価の件数 | 1年間に適<br>合業者の従<br>業者に対し<br>て実施する<br>ことが想定さ<br>れる適性評<br>価の件数 |
|----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 内閣官房     |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 内閣府      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 警察庁      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| (都道府県警察) |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 金融庁      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 総務省      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 消防庁      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 法務省      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 公安審査委員会  |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 公安調査庁    |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 外務省      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 財務省      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 厚生労働省    |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 経済産業省    |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 資源エネルギー庁 |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 海上保安庁    |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 原子力規制委員会 |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |
| 防衛省      |                                          |                                                         |                                                |                                                   |                                                             |

※1 上記行政機関には、特定秘密の保護に関する法律施行令(案)第3条に規定する外局等の行政機関(法第2条第1号に掲げる機関(内閣官房及び合議制の機関を除きます。)、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院並びに各検察庁)を含まないこととします。

※2 本表には特定秘密保護法に規定する行政機関を記載しています。したがって、外局等については、本表の規定に従い、別途回答願います。

例えば、経済産業省の場合には、特許庁や中小企業庁について回答する必要はなく(※1)、また、資源エネルギー庁については、同庁の欄に必要な事項を記載し、経済産業省の欄には、これを含める必要はありません(※2)。

自由権規約（B規約）第6回政府報告審査・擬問擬答リスト（テーマ別）

(注)

※【L01O】は委員会からの事前質問票の問番号を指す。

※黄色マーカーは、外務省が回答する問。

**【目次】**

|                                                                                                                                          |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <30 特定秘密保護法> .....                                                                                                                       | 2  |
| 問266-0 特定秘密保護法と自由権規約第19条との関係如何。(内調→外務省(総人,官総,法社)) .....                                                                                  | 2  |
| 問266 なぜ特定秘密保護を制定したのか。(内調) .....                                                                                                          | 5  |
| 問267 国連人権理事会の特別報告者が特定秘密保護法案(当時)に関し、懸念を示した由であるが政府の見解いかん。(外務省(総人→官総了)→内調) .....                                                            | 6  |
| 問268 ピレー国連人権高等弁務官が記者会見で、特定秘密保護法案(当時)について秘密の構成要件が明確でないため、政府は自らにとって不都合な情報を秘密指定することが可能となっている旨の懸念を表明した由であるが政府の受け止めいかん。(外務省(総人→官総了)→内調) ..... | 7  |
| 問269 特別報告者による書簡における特定秘密保護法案(当時)に対する申立て事実は正確か。(内調) 8                                                                                      |    |
| 問270 特定秘密保護法の規定が、とりわけ意見及び表現の自由に対する権利に関する国際人権法及び基準に基づく日本の義務といかに整合しているか。(外務省(総人→官総了→法社了)→内調) 11                                            |    |
| ☆更問 上記2. の様々な配慮とは具体的にどのようなものか。(外務省(総人→官総了→法社了)→内調) .....                                                                                 | 11 |
| 問271 日本において情報アクセス権の実現確保のために実施されている主要な法律及び制度いかん。(内調→総務省, 内閣府) .....                                                                       | 14 |
| 問272 特定秘密保護法案の作成にあたり、市民社会を含む関係者とどのような協議を行ってきたか。(内調) 15                                                                                   |    |
| 問273 特定秘密保護法はツワネ原則から逸脱しているのではないか。(内調) .....                                                                                              | 16 |
| 問274 適性評価によってプライバシーが侵害されるのではないか。(内調) .....                                                                                               | 18 |
| 問275 ハルペリン氏が日本で特定秘密保護法に関する講演を行い、特定秘密保護法は必要ないとの発言があったと承知しているが、政府の見解如何。(内調) .....                                                          | 19 |
| 問276 施行準備状況如何。(内調) .....                                                                                                                 | 20 |

### <30 特定秘密保護法>

問266-0 特定秘密保護法と自由権規約第19条との関係如何。(内調→外務省  
(総人、官総、法社))

(答)

1. 我が国では、自由権規約第19条に規定されている意見を持つ権利及び表現の自由を、我が国の最高法規である日本国憲法において、民主主義に不可欠のものとして最大限尊重している。
2. このような我が国的基本理念に則り、我が国では既に、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、情報公開法を定め、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する制度を整備している。
3. 一方、自由権規約第19条第3項において、国の安全や公の秩序を保護することが必要な場合には、法律により表現の自由に対し一定の制限を課すことが認められている。
4. 行政機関の有する情報の中には、安全保障上の秘匿性の高いものがあるため、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保することを目的として、今般、特定秘密保護法を定めたところである。このような国家機密の指定、解除、保全を図るルールは、米国、英国等の諸外国においては、既に整備されており、我が国においても同様の法整備を行ったものである。
5. 本法においては、例えば、真に報道目的で特定秘密の不正取得行為を行った場合には、処罰されないとされるなど、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないように十分に配慮をし、表現の自由の確保に努めている。また、第22条第1項において「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と規定している。
6. さらに、本法の下では、特定秘密に該当する情報の指定の要件を明確にし、かつ、外部の有識者や国会の関与を含めた管理体制が確立され、行政機関による恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みが設けられている。これにより、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客觀性と透明性が高まることにもつながるものである。
7. したがって、特定秘密保護法は、自由権規約第19条と整合的なものであり、何ら問題のあるものではないと考えている。

【参考】市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

International Covenant on Civil and Political Rights Article 19

1. Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
2. Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
3. The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
  - (a) For respect of the rights or reputations of others;
  - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public) or of public health or morals.

【参考】日本国憲法（妙）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

The Constitution of Japan

Article 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and

all other forms of expression are guaranteed. No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 23. Academic freedom is guaranteed.

Article 98. This Constitution shall be the supreme law of the nation and no law, ordinance, imperial rescript or other act of government, or part thereof, contrary to the provisions hereof, shall have legal force or validity.

The treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed.

問266 なぜ特定秘密保護を制定したのか。(内調)

(答)

1. 近年、昨年一月にアルジェリアで発生したテロ事件において多くの日本人が犠牲となるなど我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。こうした激動する安全保障情勢の中で、我が国と国民の安全を確保していくためには、関係国との間、あるいは政府部内において、安全保障に関する秘匿性の高い情報の収集と活用を促進していく必要がある。この点、米国、英国等の関係国は、既に、国家機密の指定や解除、その保全等について厳格なルールを整備している。
2. しかしながら、我が国においては、これまで、防衛分野以外の安全保障に関する秘密について、一般的な国家公務員法の定めしか法的なルールがなく、また、保護措置や適性評価等の秘密の管理について規定する法律が存在しなかった。関係国との間で秘匿性の高い情報のやり取りをするためには、我が国においても安全保障上の秘匿性の高い情報の管理のルールを法律で定め、我が国の情報管理に対する関係国からの信頼を高める必要がある。
3. 本法律の制定によって、安全保障に関する秘密の保護に関する政府部内共通のルールが明確に定められることとなり、関係国との間や政府内での情報交換が促進され、我が国の安全保障にとって有益な情報が共有・活用されることが期待される(現に、米国から、日米首脳会談の機会に発出された日米共同声明において、特定秘密保護法の策定を評価する旨表明されている。)。また、これまでよりも秘密指定の要件が明確化され、かつ、外部の有識者や国会の関与を含めた管理体制が確立されることから、むしろ、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客観性と透明性が高まることにもなる。

【参考】日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国（平成26年4月25日）（抜粋）

米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。

問267 国連人権理事会の特別報告者が特定秘密保護法案（当時）に関し、懸念を示した由であるが政府の見解いかん。（外務省（総人→官総了）→内調）

（答）

1. 2013年11月22日（現地時間）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、人権理事会の「表現の自由」特別報告者及び「健康の権利」特別報告者が、特定秘密保護法案（当時）に関し、それが表現の自由を侵害する恐れがあるとの懸念を表明している旨の共同プレスリリースを発出したと承知。
2. 特定秘密保護法は、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設け、また、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないことを規定している。したがって、プレスリリースにある懸念は当たらないと考える。
3. なお、両特別報告者からの日本政府に対する特定秘密保護法に関する情報提供を要請については、2014年1月末に書面（別添）にて回答済みである。

問268 ピレー国連人権高等弁務官が記者会見で、特定秘密保護法案（当時）について秘密の構成要件が明確でないため、政府は自らにとって不都合な情報を秘密指定することが可能となっている旨の懸念を表明した由であるが政府の受け止めいかん。（外務省（総人→官総了）→内調）

（答）

1. 特定秘密は、現行法上の秘密に当たるものの中、我が国の安全保障に関わる、法律の別表に限定列挙された4分野（①外交、②防衛、③特定有害活動（いわゆるスパイ行為）の防止、④テロリズムの防止）の事項に関する情報に限って、外部の有識者の意見を反映させた基準に従い、大臣等の行政機関の長が指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではない。
2. また、法律の別表に限定列挙された事項そのものも、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的となっている。
3. このように、特定秘密保護法は、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設け、また、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないことを規定している。
4. したがって、ピレー国連人権高等弁務官の懸念は当たらないと考えている。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）（別添参照）

問269 特別報告者による書簡における特定秘密保護法案（当時）に対する申立て事実は正確か。（内調）

（答）

1. 同書簡に言及のある事実は必ずしも正確なものではなく、特定秘密保護法は、自由権規約第19条を始めとした我が国が追うべき国際的な法的義務のみならず、表現の自由に関し、同条と実質的にほぼ同様の保障を規定している日本国憲法にも反する点はない。個別論点に係る考え方は以下のとおり。

（特定秘密の指定について）

2. 特定秘密は、自衛隊法上の防衛秘密や国家公務員法等の現行法上の秘密に当たるものうち、我が国の安全保障に関わる4分野（防衛、外交、特定有害活動（いわゆるスパイ行為）の防止、テロリズムの防止に関する事項）であって、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任をもって指定するものであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる。

3. したがって、特定秘密は、従来から我が国において秘密として扱われている情報のうち、安全保障上特に秘匿を要するものを指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではない。

4. また、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に該当する場合に限って特定秘密に指定することができるが、法律の別表に限定列挙された事項そのものも、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的となっている。

5. 「環境汚染、人権侵害及び汚職に関する正当な情報を当局が隠蔽することを可能にするとされている。」との指摘は、全くの誤りであり、こうした情報が特定秘密として指定されることはない。当該書簡では、原発事故に関する情報を開示すべきとの指摘もあるが、原発事故に関する情報は、特定秘密の対象とはならない。

（秘密の指定期間について）

6. 行政機関の長は、5年以内とする指定の有効期間が満了するごとに指定の要件を満たしているか否か確認しなければならないことに加えて、指定の有効期間は原則として30年とされており、これを超える延長には内閣の承認を要する。また、特定秘密として保護することを要しなくなったものについては、有効期間内であっても、その時点で指定が解除される。

7. さらに、30年を超えて有効期間を延長した場合であっても、暗号や人的情報源に関する情報等、特に秘匿性の高い情報として法律に限定列挙するものを除き、通算60年を超えることができない。
8. このように、特定秘密の恣意的な指定や秘密指定が無期限に続くことがないよう、重層的な仕組みを設けている。
9. なお、諸外国における秘密指定制度においても、全ての秘密が一定期間後に解除されているわけではないものと承知している。

(第三者における指定のレビューについて)

10. まず、下記（知る権利との関係について）に詳述するとおり、特定秘密は、他の行政文書と全く同様に情報公開法の対象となり、外部有識者で構成する情報公開・個人情報保護審査会がインカメラ審査で対象文書の内容をチェックし開示の適否を判断する手続が保障されている。
11. 加えて、この法律において指定等の適正な運用を確保するため、以下のとおり、様々な仕組みが設けられている。
12. 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が指定するものであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる。
13. また、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができる。
14. さらに、特定秘密の指定等の実施状況について、毎年、外部有識者の会議や国会に報告し、定期的に特定秘密保護法の運用状況をチェックできる仕組みを設けている。
15. これらに加え、特定秘密保護法の施行までに各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求める組織を設置する。
16. 特定秘密保護法には、国会において定める保護措置が講じられている場合、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、国会に特定秘密が提供されないと指摘は当たらない。

(内部告発者やジャーナリストとの関係について)

17. 報道の自由との関係については、特定秘密保護法では、
  - ・ 国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと
  - ・ 通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないことを明記している。

18. これらの規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となる。したがって、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなる。

19. また、特定秘密の不正取得を処罰対象とするのは、その取得の目的が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する場合に限ることを明文で規定しているので、報道又は取材の自由が侵されることはない。

20. なお、特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある情報を指定するものであり、内部告発の対象となるような犯罪行為や法令違反行為は、そもそも特定秘密の指定の対象とはならない。

21. 万が一、犯罪行為や法令違反行為を隠蔽するために、これらの事実が特定秘密に指定されたとしても、その指定は有効なものではなく、これら事実を内部告発した場合であっても、特定秘密の漏えいには該当せず、通報者が処罰されることなく、公益通報者保護法により、このような通報者は保護される。

#### (知る権利との関係について)

22. 特定秘密保護法では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利についても十分に配慮される。

23. また、特定秘密の記録された文書は、情報公開法の対象となり、当該文書に対し、情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行い、審査会がいわゆるインカメラ審査を行う場合には、特定秘密を提供できる旨の規定を特定秘密保護法では設けている。

24. 上記に加え、特定秘密が記録された文書が歴史公文書等に当たる場合には、公文書管理法に基づき、文書の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管されることとなる。

25. なお、特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的とするものであり、表現の自由及び国民の知る権利を制限する法律ではない。

問270 特定秘密保護法の規定が、とりわけ意見及び表現の自由に対する権利に関する国際人権法及び基準に基づく日本の義務といかに整合しているか。  
(外務省(総人→官總了→法社了)→内調)

(答)

- 特定秘密保護法は、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないように様々な配慮をし、表現の自由の確保に努めているものであり、我が國の人権規約上の義務（具体的には自由権規約第19条）と整合的なものである。
- 自由権規約第19条は、憲法第19条、第21条及び第23条により担保されており、特に、意見を持つ権利及び表現の自由は、日本国憲法により、民主主義の維持に不可欠のものとして最大限尊重されている。このように、我が国の憲法による意見を持つ権利及び表現の自由を含む人権保障の範囲は、自由権規約のそれとは、実質的にほぼ同様なものであるから、両者の抵触の問題は生じないと考えられ、さらにはその憲法第98条において、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定められている。

☆更問、上記2. の様々な配慮とは具体的にどのようなものか。(外務省(総人→官總了→法社了)→内調)

- (答) (特別報告者に対する返書より抜粋し一部改訂)
- 内部告発者やジャーナリストとの関係については以下の配慮を行っている。
    - 報道の自由との関係については、特定秘密保護法では、
      - 国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと
      - 通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないこと
  - これらの規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となる。したがって、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなる。

(3) また、特定秘密の不正取得を処罰対象とするのは、その取得の目的が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する場合に限ることを明文で規定しているので、報道又は取材の自由が侵されることはない。

(4) なお、特定秘密保護法には内部告発者に対する保護について規定はないが、例えば、法令違反行為が特定秘密に指定されていた場合には、その指定は有効なものではないことから、これを公益通報したとしても、特定秘密の漏えいには該当せず、通報者が処罰されることはない。

(5) 他方、一般論を申し上げれば、特定秘密保護法に違反して特定秘密を漏えいした場合には、目的や動機の如何を問わず、特定秘密保護法の処罰対象となり得るが、現在、各行政機関や内閣府に設置する機関に通報することができる仕組みについて、運用基準に規定するために、政府内において必要な検討を行っている。

## 2. 知る権利との関係については、以下の配慮を行っている。

(1) 特定秘密保護法第22条では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利についても十分に配慮される。

(2) また、特定秘密の記録された文書も、他の行政文書と同様に、情報公開法の対象となり、当該文書に対し、情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行い、審査会がいわゆるインカメラ審査を行う場合には、特定秘密を提供できる旨の規定を特定秘密保護法第10条に設けている。

(3) 上記に加え、特定秘密が記録された文書が歴史公文書等に当たる場合には、公文書管理法に基づき、文書の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管されることとなり、行政機関が半永久的に情報を隠すものではない。

### 【参考】

#### 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

##### 第十九条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2 の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### International Covenant on Civil and Political Rights

##### Article 19

- 1.Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
- 2.Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
- 3.The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
  - (a) For respect of the rights or reputations of others;
  - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public), or of public health or morals.

問271　　日本において情報アクセス権の実現確保のために実施されている  
主要な法律及び制度いかん。(内調→総務省、内閣府)

(答)

我が国における、行政機関の保有する情報に対するアクセス権の実現確保のための法律としては、

- ① 国民主権の理念にのっとり、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する権利を有する旨を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び
- ② 国の諸活動等の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした「公文書等の管理に関する法律」があり、①により、何人も行政機関が保有する特定秘密を含むあらゆる行政文書の開示を求めることが可能であり、また、②により、国立公文書館等に移管された歴史資料として重要な公文書等に対するアクセスが確保されている。

問272 特定秘密保護法案の作成にあたり、市民社会を含む関係者とどのような協議を行ってきたか。(内調)

(答)

1. 我が国における秘密保全法制については、平成20年から政府内に検討チームを設け、長年にわたり検討を行ってきた。
2. その検討に当たっては、2期にわたり有識者会議を開催し、法律等の政府外の専門家による検討に加え、できる限り検討状況を明らかにし、その必要性を含め、国民からの意見聴取に努めてきた。
3. 例えば、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議がまとめた報告書を平成23年8月に公表するとともに、パブリックコメントを実施している。さらに、昨年9月には「特定秘密の保護に関する法律案の概要」を公表し、改めて法案についてパブリックコメントを実施している。
4. また、法案担当大臣自身、関係団体からヒアリングを実施し、特定秘密保護法の必要性について説明を行い、様々な御意見を得たほか、担当部局において、メディアや関係団体を始めとした関係者に対して説明及び対話を行ってきた。
5. 上記に加え、法案提出前には、自民党及び公明党におけるプロジェクト・チーム内において、市民社会の代表者たる国会議員との間で議論が行われ、必要な修正が行われたほか、国会における審議においては、与野党間の協議の結果、各行政機関による個別の秘密指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求める組織を設置すること等を内容とする議員修正が行われた。

問273 特定秘密保護法はツワネ原則から逸脱しているのではないか。（内調）

（答）

1. ツワネ原則は、私的機関（オープンソサイエティ財団）が昨年6月に発表したものであり、各国において立法等の指針を提供するために提言されたものであるが、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解している。
2. その上で申し上げれば、同原則は、情報へのアクセス権が、国の安全保障上必要な場合に、法律により制限されることを認めていると承知している。
3. なお、特定秘密保護法は、我が国安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定、取扱者の制限その他必要な事項を定め、その漏えいの防止を図るものである。そして、その恣意的な法律の運用を防ぐため、二重三重の仕組みが設けられており、国民の知る権利との関係で問題を生じたり、取材の自由を制限したりするものではなく、ツワネ原則から逸脱しているとの指摘は当たらないものと考える。

【参考1】国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（通称：ツワネ原則）概要  
(別添参照)

【参考2】ツワネ原則の法的拘束力について

ツワネ原則は、国連人権理事会の特別報告者を含む70カ国を超える国籍の500人以上の専門家により発表され、また、2013年10月に欧州評議会議員会議において同原則を支持する旨の決議が採択されたため、このことを評価する見解がある。  
しかし一方で、同会議では、「会議は欧州評議会加盟国各々に対し、公文書のアクセスに関する条約への批准及び履行を求め(call on)、やがて、ツワネ原則の精神(in the spirit of)にしたがって同条約をより良いものにすることを求める」旨決議しており、ツワネ原則が欧州各々においても法的拘束力を持つものではないことを示している。

【参考3】特定秘密の適正な運用を図るための二重三重のしくみ

特定秘密保護法において、特定秘密の指定は、第三者である外部有識者の会議の意見を踏まえた政府統一基準に基づき、行政機関の長が行い、また、総理が、各省庁の運用状況を厳しくチェックし、外部有識者の意見を付して、毎年、国会に報告を行うこ

ととなっている。さらに、これら以外にも、内閣府に、行政府の中にありながらも、独立した公正な立場から、個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証・監察し、不適切なものについては是正を求めることができる組織を設置することとしている。

問274 適性評価によってプライバシーが侵害されるのではないか。(内調)

(答)

1. 適性評価は、特定秘密を取り扱うこととなる行政機関の職員等について、あらかじめ調査事項（※）を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関わる情報が収集されることはない。

（※）評価事項

- ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤精神疾患に関する事項
- ⑥飲酒についての節度に関する事項
- ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

2. また、適性評価は、評価対象者が特定秘密の取扱い業務を行った場合にこれを漏らすおそれの有無を判断するためのものであり、収集した情報は、特定秘密の保護以外の目的のために、利用又は提供することを特定秘密保護法で原則として禁止している。

3. さらに、適性評価がプライバシーに配慮して行われるよう、適性評価の実施に関する政府統一の基準を定め、公表することとしているほか、適性評価の毎年の実施状況も国会に報告し、公表されることとなっている。加えて、特定秘密保護法では、法律を拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することを明示的に禁止している。

4. このように、適性評価は外国の同種の制度と比較しても、調査事項を限定した上で、プライバシーに配慮して実施することとされており、適性評価によりプライバシーが不当に侵害されるものではない。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）（別添参照）

問275 ハルペリン氏が日本で特定秘密保護法に関する講演を行い、特定秘密保護法は必要ないと発言があったと承知しているが、政府の見解如何。（内調）

（答）

1. 政府としては、特定秘密保護法の整備により、外国の関係機関等から秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることなどが期待されると考えている。
2. 米国を始めとする諸外国においては、各国の国内法や大統領令等により、国家にとって重要な秘密を厳格に保護するための制度を既に整備しており、我が国においても、秘密を保護する必要性と政府の有するその諸活動を国民に説明する責務とのバランスを考慮しつつ、国の秘密の保護の方策を検討することが必要と認識しており、特定秘密保護法は、こうした秘密保護に関する共通ルールを明確化するものである。  
(3. なお、本年4月25日に発表された日米共同声明において、「米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。」と述べられており、米国政府からは、特定秘密保護法について評価されている。)

【参考】日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国（平成26年4月25日）（抜粋）

米国は、日米両国間の政策及びインテリジェンスに係る調整の強化を促進することとなる日本による国家安全保障会議の設置及び情報保全のための法的枠組みの策定を評価する。

問276 施行準備状況如何。(内調)

(答)

1.これまで半年にわたり、政令や運用基準の素案を、有識者の意見や関係省庁との調整を踏まえ作成してきた。7月17日には第2回情報保全諮問会議を開催し、この素案を議論する予定。夏にパブリックコメントを実施し、国民の皆様の御意見をしっかりと伺う。秋の早い時期には閣議決定し、年内に施行できるようなスケジュールで施行準備を進めている。

(内調のみ:参考) 情報保全諮問会議のクロノロジー【最新版を別添】

# 2014年7月11日 準備室→外務省 室員用想定共有

## 自由権規約第6回政府報告審査 特定秘密保護法関係応答要領

日時：2014年7月15日（火）15時～18時

16日（水）10時～13時（継続審議の場合、午後もあり）

場所：スイス・ジュネーブ 国連欧州本部 パレ・デ・ナシオン 20番会議室

出席者：自由権規約委員会（Human Rights Committee）委員18名

外務省、内閣官房、内閣府、法務省、警察庁、厚労省、文科省

目次：

### 1. 総論（自由権規約第19条との関係等）

### 2. 特定秘密の指定

- 指定の範囲が広すぎるのではないか
- 行政機関の長の一存で指定できることは問題ではないか、政府にとって都合の悪い情報が恣意的に公表されないおそれがあるのではないか
- 指定してはならない情報のリストが必要ではないか
- 有効期間に上限が無いのは問題ではないか

### 3. 適性評価

- プライバシー権の侵害ではないか
- 適性評価の手段（監視・尾行・張込み）に制限が無く問題ではないか
- 結果のみ伝えられ自身の調べられた情報を知ることができないのは問題ではないか

### 4. 適正を確保するための重層的な仕組み

- 特定秘密保護法には、独立した第三者機関による監視の仕組みが欠如しているのではないか
- 「識見を有する者」は個別具体的な秘密を知ることができず、指定の基準等に一般的な意見を述べることができるのみであるのは問題ではないか

### 5. 罰則

- 10年以下の懲役という罰則は重過ぎるのではないか
- 報道機関も処罰の対象となり、取材の自由が侵害されるのではないか
- 容疑に関する秘密の内容を、弁護士や検察官が知ることができず、司法機能を低下させるおそれがあるのではないか
- 公益通報制度が無いのは問題ではないか

### 6. その他

- 運用基準の検討プロセスが不透明ではないか
- 特定秘密保護法の英訳は公表されたのか

補足：これまでの経緯

## 1. 総論（自由権規約第 19 条との関係等）

- 我が国では、意見を持つ権利及び表現の自由を、我が国の最高法規である日本国憲法において、民主主義の維持に不可欠のものとして最大限尊重している。
- このような我が国的基本理念に則り、我が国では既に、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、情報公開法を定め、何人も行政機関の保有する行政文書の開示を請求する制度を整備している。
- 日本国憲法及び情報公開法は、特定秘密保護法施行後も引き続き適用される。意見を持つ権利及び表現の自由を規定している自由権規約第 19 条は、同時に自由権規約第 19 条第 3 項において、国の安全や公の秩序を保護することが必要な場合には、法律により表現の自由に対し一定の制限を課すことが認めているところである。したがって、本法が自由権規約第 19 条に違反することは断じてない。
- 特定秘密保護法については、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保することを目的として、今般、制定されたところである。このような国家機密の指定、解除、保全を図るルールは、米国、英国等の諸外国においては、既に整備されており、我が国においても同様の法整備を行ったものである。
- さらに、本法においては二つの重要な点がある。
- まず、本法の下では、特定秘密に該当する情報についてその定義や指定の要件及び手続が法的に明確にされている。また、国会や外部の有識者の関与を含めた管理体制が確立され、行政機関による恣意的な運用を防ぐための重層的な仕組みが設けられている。これにより、行政機関における秘匿性の高い情報の取扱いに客觀性と透明性が高まることにもつながるものである。
- 次に、本法においては、特に表現の自由及び報道の自由に配慮している。例えば、本法第 24 条において、たとえ脅迫したり欺いたりする行為により特定秘密を取得したとしても、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的等である場合にのみ処罰の対象となる旨規定されている。また、本法第 22 条第 1 項において、さらに包括的に規定しており、真に報道目的で特定秘密の不正取得行為を行った場合には、処罰されないとされるなど、知る権利を含む表現の自由に対し、これを不当に制限することにならないよう十分に配慮をし、表現の自由の確保に努めている。
- したがって、特定秘密保護法は、自由権規約第 19 条と整合的なものであり、何ら問題のあるものではないと考えている。

【参考】市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

International Covenant on Civil and Political Rights Article 19

1. Everyone shall have the right to hold opinions without interference.
2. Everyone shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of his choice.
3. The exercise of the rights provided for in paragraph 2 of this article carries with it special duties and responsibilities. It may therefore be subject to certain restrictions, but these shall only be such as are provided by law and are necessary:
  - (a) For respect of the rights or reputations of others;
  - (b) For the protection of national security or of public order (ordre public) or of public health or morals.

【参考】日本国憲法（妙）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

The Constitution of Japan

Article 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Article 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed. No censorship shall be maintained, nor

shall the secrecy of any means of communication be violated.

Article 23. Academic freedom is guaranteed.

Article 98. This Constitution shall be the supreme law of the nation and no law, ordinance, imperial rescript or other act of government, or part thereof, contrary to the provisions hereof, shall have legal force or validity.

The treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed.

## 2. 特定秘密の指定

(指定の範囲が広すぎるのではないかと問われた場合)

- そもそも、特定秘密は、日本においてこれまで秘密とされてきたものごく一部を指定するものであり、秘密の範囲を広げるものではなく、特定秘密として指定される情報は、我が国の安全保障に関わる、法律の別表に限定列挙された4分野（①外交、②防衛、③特定有害活動（諜報活動や大量破壊兵器の輸出入）の防止、④テロリズムの防止）の事項に関する情報のうち、特に秘匿性の高いものに限られる。
- この法律の別表に限定列挙された事項は、諸外国の秘密指定制度に比べ、限定的なものとなっている。
- そして、政府として統一的に法を運用し、各行政機関の長が恣意的な秘密指定を行うことがないよう、外部の有識者の意見を反映させた基準を策定することとなっており、当該基準に従って大臣等の行政機関の長は特定秘密の指定を行うこととなる。

(行政機関の長の一存で指定できることは問題ではないか、政府にとって都合の悪い情報が恣意的に公表されないおそれがあるのではないかと問われた場合)

<特定秘密の適正な運用を図るための重層的な仕組み>

- そもそも、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認は、専門的・技術的判断を要することから、行政機関の長がこれを行うことが適当である。
- 諸外国においても、大統領や行政機関の長が秘密の指定を行っている。
- その上で、特定秘密保護法では、万が一にも特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、以下のように重層的な仕組みを設けている。こうした仕組みは今まで日本になかった仕組みである。

1. 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された 23 の事項に関する情報のうち、特に秘匿性の高いものに限って、大臣等の行政機関の長が指定するも

のであり、かつ、その指定は、外部の有識者の意見を反映させた基準に従って行われる（特定秘密保護法第18条）。

2. 特定秘密の指定が基準に従って行われているかどうか、内閣総理大臣が指揮監督を行い、必要な場合には、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示等をすることができる（特定秘密保護法第18条）。
3. 特定秘密の指定等の実施状況について、毎年、外部の有識者や国会に報告し、定期的に特定秘密保護法の運用状況をチェックできる仕組みを設けている（特定秘密保護法第18条・第19条）。
4. 特定秘密保護法の施行までに各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求めることができる組織を設置する（特定秘密保護法附則第9条）。
5. 国会に、特定秘密保護法の運用を常時監視するための「情報監視審査会」が設置されることとなっている（特定秘密保護法附則第10条・国会法改正）。

#### ＜情報公開法との関係＞

- また、特定秘密を記録した文書も、他の行政文書と同様に、情報公開法の対象となり、当該文書に対し情報公開請求がなされた場合は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。
- そして、不開示決定について不服申立てがなされた場合、行政機関の長の諮問に応じ、第三者で構成される情報公開・個人情報保護審査会がその内容を見た上で調査審議を行い、審査会が開示すべきと判断した場合には、指定を解除して開示することとなる。

#### ＜公文書管理法との関係＞

- さらに、特定秘密を記録した文書も、他の行政文書と同様、公文書管理法の適用を受け、歴史公文書等に当たる場合は、文書の保存期間が満了したときに国立公文書館等に移管されることとなる。また、それ以外のものについては、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議しその同意を得ることが必要となる。
- なお、特定秘密保護法では、30年を超えて有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった場合には、当該指定に係る情報を記録した行政文書を全て国立公文書館等に移管しなければならないこととしており（特定秘密保護法第4条第6項）、また、30年を超えて特定秘密として指定をされていた情報を記録した行政文書についても、その指定が解除され、又は有効期間が満了し、保存期間が満了したときには、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるよう、運用基準で明らかにすることを検討しているところである。

(指定してはならない情報のリストが必要ではないかと問われた場合)

- 違法行為を隠蔽するための指定は無効であり、こうした違法な指定が行われないようにということを運用基準に明記することを、有識者の意見を伺いながら、検討しているところである。

(更に問われた場合)

- 万が一、行政機関の法令違反行為等を隠蔽するために、この事実が特定秘密に指定されたとしても、その指定は有効なものではない。
- そもそも、行政機関が法令に従ってその所掌事務を遂行するのは当然であり、行政機関の長は本法に従って特定秘密の指定を行うべきであるので、本法に定める要件に適合しない情報を特定秘密に指定することを禁止する旨を規定する必要はない。
- しかしながら、本法の国会審議の過程で、指定してはならない情報のリストの必要性について提案があったことを踏まえ、現在策定中の本法の運用基準に、違法な指定を行ってはならない旨を規定することを、外部の有識者の意見を伺いながら検討しているところである。

(有効期間に上限が無いのは問題ではないかと問われた場合)

- そもそも特定秘密保護法において、指定の要件を充足しなくなったものについては、その時点で指定が解除されることとなっている（特定秘密保護法第4条）。
- その上で、定期的に要件充足性を点検するため、行政機関の長は指定の際に5年以内の有効期間を定めることとしており、この有効期間は、諸外国と比べて極めて短い期間である。
- 特定秘密の内容によっては5年以上指定する必要があるため、指定の有効期間の延長を可能としているが、通じて30年を超えることができない旨を法律に明記している（特定秘密保護法第4条）。
- 例外的に30年を超えて延長する必要がある場合には、行政機関の長一人の判断ではなく、内閣の承認が必要であり、この場合であっても、暗号や人的情報源に関する情報等、特に秘匿性の高い情報として法律に限定列挙するものを除き、通算60年を超えることはできない（特定秘密保護法第4条）。
- このように、特定秘密の恣意的な指定や秘密指定が無期限に続くことがないよう、重層的な仕組みを設けている。これまで我が国には年限を区切って秘密を指定するという制度はなかったが、特定秘密保護法によって初めて導入されることとなり、極めて画期的なことだと認識している。
- なお、諸外国における秘密指定制度においても、全ての秘密が一定期間後に解除されているわけではないものと承知している。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）（別添参照）

### 3. 適性評価

#### （プライバシー権の侵害ではないかと問われた場合）

- 適性評価は、特定秘密を取り扱うこととなる行政機関の職員等について、あらかじめ調査事項（※）を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関する情報が収集されることはない（特定秘密保護法第12条第2項・第3項）。

##### （※）評価事項

- ①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤精神疾患に関する事項
- ⑥飲酒についての節度に関する事項
- ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- また、収集した個人情報を、特定秘密の保護以外の目的のために利用し又は提供することを原則として禁止している（特定秘密保護法第16条）。

※ 例外：国家公務員法等に規定する懲戒処分等に該当する事由。

- さらに、適性評価がプライバシーに配慮して実施されるよう、適性評価の実施に関する政府統一の運用基準を定め、公表することとしているほか、適性評価の毎年の実施状況も外部の有識者や国会に報告され、国民に公表されることとなっている。
- 加えて、特定秘密保護法では、法律を拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することを明示的に禁止している（特定秘密保護法第22条）。
- このように、適性評価は、諸外国の同種の制度と比較しても、調査事項を限定した上で、プライバシーに配慮して実施することとされており、適性評価によりプライバシーが不当に侵害されるものではない。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）（別添参照）

(適性評価の手段（監視・尾行・張込み）に制限が無く問題ではないかと問われた場合)

- 特定秘密保護法は、適性評価の調査を行うため必要な範囲内において、行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨規定しており、その他の調査手段を用いることは全く予定されていない（特定秘密保護法第12条第4項）。
- なお、現在策定中の運用基準においても、適性評価のための調査手続について詳細に規定することを予定しており、調査が無制限になされることはない。

(結果のみ伝えられ自身の調べられた情報を知ることができないのは問題ではないかと問われた場合)

- 前述のとおり、そもそも適性評価は、あらかじめ調査事項を本人に告知した上で、その明示的な同意を得ることとされており、本人の意思に反して各調査事項に関する情報が収集されることはない。
- また、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかつた場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を本人に通知することとしている（特定秘密保護法第13条第4項）。
- さらに、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求が可能であり、不開示情報に該当しない情報は本人に開示されることとなる。

#### 4. 適正を確保するための重層的な仕組み

(特定秘密保護法には、独立した第三者機関による監視の仕組みが欠如しているのでは無いかと問われた場合)

- そもそも、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認は、専門的・技術的判断を要することから、行政機関の長がこれを行うことが適當であり、諸外国においても、政府外部の独立した第三者機関が個別の指定の適否の判断を行っているところは承知していない。
- 特定秘密保護法では、特定秘密の指定の実施状況について、毎年、外部の有識者や国会に報告し、運用状況を監視する仕組みが設けられている（特定秘密保護法第18条、第19条）。さらに、米国の省庁間上訴委員会や情報保全監督局のように、行政機関の内部に置かれながらも一定のチェック機能を果たす新たな組織を施行までに設置することとしており（特定秘密保護法附則第9条）、その具体的な在り方については、この組織が実効的に機能するよう、外部の有識者の意見も伺いながら、検討を進めているところである。

(国会に設置される監視機関について問われた場合)

- 国会における監視機関については、本年6月20日に、特定秘密保護法の運用を常時監視するための「情報監視審査会」の設置等を内容とする国会法等改正案が成立し、現在この「情報監視審査会」が十分に機能するよう、国会において、施行準備が進められているものと承知。

(「識見を有する者」は個別具体的な秘密を知ることができず、指定の基準等に一般的な意見を述べることができるのみであるのは問題ではないかと問われた場合)

- 行政機関の長は、有識者の意見を反映させた基準に従って特定秘密の指定等を行い、また、毎年1回、総理大臣がこれら有識者に特定秘密の指定等の状況を報告し、その有識者の意見を付して、国会へ報告するとともに、国民にも公表することとなっている。○ 特定秘密の指定の状況や運用基準について有識者の意見をいただく過程においては、特定秘密である情報そのものの内容を明らかにしなくとも、十分意義のある議論していただけるものと考えている。
- ただし、有識者から必要な資料の求めがあれば可能な限り対応したいと考えており、仮に特定秘密に該当し得る情報について求めがある場合にも、有識者と必要性等について相談した上で適切に対応する考えである（現時点で、各有識者から特定秘密そのものを見る必要があるとの意見は出されていない。）。

## 5. 罰則

(10年以下の懲役という罰則は重過ぎるのではないかと問われた場合)

- 特別防衛秘密の漏えいや営業秘密を不正に開示する行為、窃盗罪の法定刑が懲役 10 年以下とされていることと比べ、国の安全保障に関する特定秘密の漏えいが国家公務員法の守秘義務違反にとどまるることは、バランスを失し、特定秘密の漏えいを抑止する観点からも十分ではないと判断し、罰則を 10 年以下の懲役とした。
- なお、諸外国の秘密保全制度でも、同じ程度の罰則が科せられているものと承知している。

【参考】特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（罰則）（別添参照）

(報道機関も処罰の対象となり、取材の自由が侵害されるのではないかと問われた場合)

- そもそも、特定秘密保護法第 22 条において、国民の知る権利に資する「報道又は取材の自由」に十分に配慮しなければならないこと、通常の「取材行為」は、正当業務行為として特定秘密保護法の処罰の対象とならないことを明記しており、報道機関による通常の取材活動は処罰の対象とならない。  
(特定秘密保護法第 22 条は、「配慮」という曖昧な表現を使っており、見直すべきではないか等さらに問われた場合)
- 本条は、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されることなく、憲法第 21 条の表現の自由の一環である報道の自由が保障されるよう規定したものである。
- また、この規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、解釈適用の準則となり、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなることから、御指摘のように見直す必要はないと考える。
- 取材の手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き、通常な業務であると考える。

【参考】特定秘密保護法逐条解説第 22 条

(容疑に関係する秘密の内容を、弁護士や検察官が知ることができず、司法機能を低下させるおそれがあるのではないかと問われた場合)

- 特定秘密に係る罪の刑事裁判においては、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより実質秘性を立証する、いわゆる外形立証によることとなると考えられるが、その立証に用いる証拠については、被告人側が開示を受けることが出来るため、被告人の防御権を守ることが可能である。  
※ 実質的秘性とは、「実質的にも秘密として保護するに値すると認められること」をいう。
- また、被告人又は弁護人から特定秘密である証拠の開示請求があった場合に、裁判所は開示命令を決定するに当たって、いわゆるインカメラ審査による証拠の提示を命ずることができることとされており、この場合、裁判所に対して当該証拠を提示することとなる（特定秘密保護法第10条）。
- 仮に、インカメラ審査の結果、裁判所が開示命令を出した場合には、行政機関の長は、特定秘密の指定を解除し、当該証拠を開示することとなる。

(公益通報制度が無いのは問題ではないかと問われた場合)

- 万が一不適切な特定秘密の指定等が行われていると思われるがあった場合に、各行政機関や内閣府に設置するチェック機関に通報することができる仕組みを設けることについて、現在、外部の有識者の意見も伺いながら、必要な検討を行っているところ。
- 具体的な内容については、現在検討中であるが、通報の処理の枠組み、通報者の保護等について検討を行っている。

## 6. その他

(運用基準の検討プロセスが不透明ではないかと問われた場合)

- 本年1月17日に開催された第1回情報保全諮問会議において、今後の検討事項やスケジュールをお示しし、以後、委員との個別のやりとりを経て、政令や運用基準の素案を作成し、その上で、第2回会議においてこれを議論することが確認された。
- これまで、委員と事務局との間で、法律の解釈や政令、運用基準について、数多く議論を重ねてきた。
- こうした情報保全諮問会議のスケジュールや政令や運用基準の素案の検討状況について、内閣官房のホームページにおいて、数次にわたり、公表している。
- また、第2回情報保全諮問会議が開催される際には、これまでの議論や資料について、国民がわかりやすい形で公表することを検討している。
- 政府としては、引き続き、国民の理解に資する広報や情報公開等に努めてまいりたい。

特定秘密保護法の英訳は公表されたのか。

- 7月1日に法務省の日本法令外国語訳データベースシステム上に、暫定版として公開された。

(更に英訳の公表が遅かったのではないかと問われた場合)

- 万全を期すため、英訳の作業・確認に時間がかかるご理解いただきたい。

## 補足：これまでの経緯

○2013年11月19日

- ・ラ・ルー「表現の自由」特別報告者 (Mr. Frank La Rue、2008年8月任命、グアテマラ出身、労働・人権弁護士) 及びグローバー「健康の権利」特別報告者 (Mr. Anand Grover、2008年8月任命、インド出身、インド最高裁判所内弁護士) の連名により、寿府代にてに、特定秘密保護法に関する書簡が接到。

○2013年11月22日

- ・国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights, United Nations) が11月19日の特別報告者の書簡を踏まえ、特定秘密保護法案に関するプレスリリース発出。

[REDACTED]

○2013年12月2日

- ・ピレ一人権高等弁務官が記者会見を実施。

[REDACTED]

○2013年12月4日

- ・自民党外交部会において、ピレ一人権高等弁務官に発言を撤回するよう要請するべきとの意見が出る。

[REDACTED]

○2014年1月末

- ・特別報告者の書簡による情報提供要請に対する日本政府回答送付。



○2014年6月20日

- ・特定秘密保護法英訳（暫定版）を寿府代からOHCHRに対し口上書添付の上送付。

Questions concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets

**Q1. How does this Act modify Japan's existing laws?**

The Act on the Protection of Specially Designated Secrets (herein referred to as SDS) does not change any existing law in terms of the right of citizens to know from the following reasons.

First, this act does not enlarge the scope of existing state secrets. It is among the category of secrets under the National Public Service Act, referred to as "secrets acquired through official function," that only highly confidential information concerning national security shall be designated as SDS. This act sets out a clear and strict rule for the designation and handling of such information which is particularly required to be kept secret due to national security reasons.

Second, as already mentioned in reply to the question from Ms. Seibert-Four, the Public Records and Archives Management Act<sup>1</sup> and Information Disclosure Act shall apply to administrative documents that record SDS. The documents containing SDS shall be, in the same manner as other official documents, handled in accordance with the disclosure rules defined by these two basic laws pertaining to the right of citizens to know.

---

<sup>1</sup> The Public Records and Archives Management Act prescribes that administrative document file and an administrative document, when falls under Historical Public Records and Archives, shall be transferred to the National Archives of Japan, etc.

**Q2. What were the inconveniences that required the legislation of this Act?**

The security environment surrounding Japan is becoming ever more severe. This has been demonstrated by events such as the hostage crisis in Algeria in January 2013 where 10 Japanese nationals were killed. In order to secure the safety of Japan and its citizens in such a situation, it is necessary to promote the exchange of highly confidential information concerning national security with relevant countries and within the government. Many of Japan's partner countries have long been enforcing laws on the protection of state secrets.

In Japan, in contrast, the only legal provision on national security secrets, except in the area of defense, has been the general duty of confidentiality of civil servants under the National Public Service Act that simply stipulates that "civil servants shall not leak secrets acquired through official function." The chapter containing this Article 100.1 is on civil servants' discipline, that provides for obligations such as to serve the public interest and obey laws, and its primary objective is not the protection of secrets. There has been no general law on the management of secrets providing for the protective measures on secrets and security clearance procedures, for example.

It should also be reminded that the maximum penalty against Article 100.1 is imprisonment for 1 year. It is significantly less severe than in laws on national security in many other countries. It is also different from rules on commercial secrets in Japan, as unlawful disclosure of commercial information can be punished by imprisonment up to 10 years according to Unfair Competition Act. The situation has been that, even if there is a leak of sensitive information on national security that may affect the lives of citizens, it will only be penalized to imprisonment up to 1 year, whereas unlawful disclosure of commercial secrets can be punished by imprisonment up to 10 years

For the sake of exchanges of highly confidential information with relevant other countries, it has been necessary to legislate a general law regarding rules to protect information related to national security and thus enhance the reliability of protection of such information in Japan. The legislation of this Act responds to such an objective.

It should also be reiterated that this Act introduces clear legal rules on the protection of SDS, strictly defining the conditions for designating information as

SDS, and establishing a multi-layered structure to prevent arbitrary implementation by the government through the oversight mechanism involving the Diet and the Council of non-governmental experts. This Act is expected to strengthen the objectivity and the transparency when handling confidential information within the government, compared with the current legal framework on state secrets.

2014年7月24日 準備室→外務省 最終見解書(対応申入九)

Comment of the Government of Japan on the Advanced Unedited Version of "Concluding observations on the sixth periodic report of Japan"

Regarding the Advanced Unedited Version of "Concluding observations on the sixth periodic report of Japan" that the Committee has forwarded to us, we strongly regret that, concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets, there are not only factual errors but also explanation during the consideration, held on 15 and 16 June, was not duly taken into consideration, specifically on paragraph 23.

Therefore, we request the Committee to delete the paragraph 23 concerning Act on the Protection of Specially Designated Secrets or to edit the paragraph by duly taking into consideration the position of our government on this matter in general and the points specifically raised in the Advanced Unedited Version that we have stated during this process. For your reference, we will restate our position once again as follows.

**Our Position on Act on the Protection of Specially Designated Secrets**

In Japan, the right to hold opinions and the right to freedom of expression are fully respected as the essential rights for democracy within our Constitution, which is the supreme law of the nation.

In accordance with this fundamental principle, the Act on Access to Information Held by Administrative Organs has already been enforced to achieve accountability of the Government to the citizens for its various activities. This Act enables every citizen to seek related information through requesting the disclosure of administrative documents.

The Constitution and the Act on Access to Information will continue to be applied exactly as now after the entry into force of the Act on the Protection of Specially Designated Secrets (herein referred to as SDS). Therefore, this Act will in no way contradict the Article 19 of the International Covenant on Civil and Political Rights that provides for the rights to hold opinions and freedom of expression, but also allows in 19.3 certain restrictions on those rights when provided by law for the protection of national security or of public order.

More specifically on the Act in question, its objective is to prevent unauthorized disclosure of certain information held by the government which is of a particularly confidential nature due to National Security reasons, the Act on the Protection of Specially Designated Secrets is aimed at preventing unauthorized disclosure of such information, and thereby secure the safety of Japan and its citizens. In many foreign countries such as the United States and the United Kingdom, laws on the protection of state secrets have long been enforced, and

Japan has recently introduced similar legislation for the protection of secrets comparable to those of other countries.

There are two more points to be underscored regarding this Act.

First, this Act introduces clear legal rules on the protection of SDS, including its definition and the conditions and procedure of its designation. In fact, the appended table of this Act is restrictive compared to similar legislation by other countries. Also, the Council of the Protection of Information has been working on a uniform implementation standard. It contains more detailed explanation of the appended table of this Act. The uniform implementation standard is to be authorized by the Cabinet decision this autumn after one month period of seeking public comment during summer.

For a certain information to be designated as SDS, it needs to fulfill three requirements, not only to be concerning the matters set forth in the appended table, but also it has to be publicly undisclosed and has necessity to be has necessity to be particularly kept secret due to the risk of causing severe damage to national security. Thus, designated secrets will be both limited and specific.

It also establishes a multi-layered structure to prevent arbitrary implementation by the government through the establishment of a framework for oversight involving the Diet and the Council of non-governmental experts. With this structure, it is expected that objectivity and transparency will be enhanced in the handling of highly confidential information by the government.

Second, this Act pays special attention to the freedom of expression and news coverage activities. For example, Art 24 provides that acquisition of SDS even by coercive or deceptive means shall be punishable only when its purpose is to promote the interest of a Foreign Country, acquiring an illicit personal gain, etc. Art 22.1 states this in more comprehensive terms: in order to ensure the freedom of expression, this Act provides due consideration to prevent unfair restriction to the freedom of expression including the right to know; for example, news coverage activities in the pursuit of lawful business shall not be punished even if specially designated secrets are acquired.

For these reasons, this Act is fully consistent with Article 19 of the International Covenant on Civil and Political Rights, and the Japanese Government will continue to respect the fundamental rules of democracy.